

# 環境計量証明事業登録の手引き

令和3年7月発行

大阪府計量検定所

### 本書のご利用について（ご注意）

1. 本書は、環境計量証明事業者が登録等における計量管理、事務手続き等に関する事項を中心に構成しました。
2. 本書は、計量法と関係政省令、経済産業省が示した「計量法関係法令の解釈運用等について」及び全国計量行政会議が発行した「計量法関係ガイドライン集」等に基づいたものです。
3. 本書では、説明をわかりやすくするため、法律の文言を一般的な表現に変更したり、省略している場合があります。詳細をご確認されるときは、計量法及び政・省令の条文等を参照してください。
4. 本書の資料2、3で示す「計量証明事業規程」及び「計量証明事業規程細則」は登録事業者において整備すべき規程等の作成例を示したものです。この資料2、3を参考に各事業所の実態に応じて作成してください。
5. 本書では、環境計量証明事業の登録制度に関する必要最小限の事項のみ記載としたため、特定計量証明認定機関の審査・認定に関わる事項については、認定機関にお問い合わせしてください。

# 目 次

	頁
1. 計量法と環境計量	1
1.1 計量法の概要	1
1.2 法で使用する用語の定義等	2
1.3 計量器等の使用	5
1.4 適正計量の重要性	6
2. 環境計量証明事業の概要	7
2.1 計量証明事業の登録制度	7
2.2 事業の区分及び対象物質等	9
2.3 事業の登録を要しない場合の規定	9
2.4 登録の基準	10
2.5 登録の欠格事項	20
2.6 登録の取消し等	20
3. 環境計量証明事業登録の概要	21
3.1 登録の申請	21
3.2 登録簿への登載と登録証の交付	22
4. 計量証明事業者の義務	23
4.1 事業規程の作成及び届出	23
4.2 事業規程変更の届出	23
4.3 登録申請書記載事項変更の届出等	24
4.4 事業の廃止	26
4.5 計量証明検査	26
4.6 報告書の提出	30
4.7 非法定計量単位の使用の禁止	30
4.8 使用の制限	30
4.9 使用方法等の制限	30
4.10 計量器の自主管理	30
5. 事業規程の作成について	31
5.1 作成の方法等	31
5.2 事業規程及び細則の作成例	31
5.3 事業規程記載事項及び作成上の留意点	31
5.4 細則の作成について	34
6. 立入検査の実施	35
7. その他	36
7.1 登録証の再交付	36
7.2 登録簿の謄本の交付及び閲覧	36
7.3 環境計量証明事業登録証明願	36
《資料1》申請等に係る必要書類の書式【例】	37
《資料2》計量証明事業規程【作成例】	67
《資料3》計量証明事業規程細則【作成例】	77

# 図 表 の 目 次

1. 計量法と環境計量	1
図 1.1 法体系の概要	1
表 1.1 環境計量に用いられる法定計量単位及び記号	2
図 1.2 計量器と特定計量器	3
表 1.2 環境計量証明事業に使用される特定計量器	4
図 1.3 検定証印等の例	5
表 1.3 環境特定計量器の有効期間	5
表 1.4 使用方法等の制限のある環境特定計量器の種類及び使用方法	6
2. 環境計量証明事業の概要	7
表 2.1 計量証明事業の区分	7
図 2.1 環境計量証明事業の概要	8
表 2.2 事業の区分及び対象物質等	9
表 2.3 事業区分に応じた環境計量士等	10
表 2.4 濃度（大気）に係る必要設備	12
表 2.5 濃度（水又は土壌）に係る必要設備	12
表 2.6 特定濃度（大気中のダイオキシン類）に係る必要設備	13
表 2.7 特定濃度（水又は土壌中のダイオキシン類）に係る必要設備	13
表 2.8 音圧レベルに係る必要設備	14
表 2.9 振動加速度レベルに係る必要設備	14
表 2.10 濃度（大気）に係る大臣が別に定める場合	15
表 2.11 濃度（水又は土壌）に係る大臣が別に定める場合	15
表 2.12 特定濃度（大気中のダイオキシン類）に係る大臣が別に定める場合	16
表 2.13 特定濃度（水又は土壌中のダイオキシン類）に係る大臣が別に定める場合	16
表 2.14 音圧レベルに係る大臣が別に定める場合	16
表 2.15 振動加速度レベルに係る大臣が別に定める場合	16
表 2.16 濃度（大気）に係る大臣が別に定めるもの	17
表 2.17 濃度（水又は土壌）に係る大臣が別に定めるもの	17
表 2.18 特定濃度（大気中のダイオキシン類）に係る大臣が別に定めるもの	18
表 2.19 特定濃度（水又は土壌中のダイオキシン類）に係る大臣が別に定めるもの	18
表 2.20 音圧レベルに係る大臣が別に定めるもの	19
表 2.21 振動加速度レベルに係る大臣が別に定めるもの	19
3. 環境計量証明事業登録の概要	21
表 3.1 登録申請書の記載事項及び添付書類	21
4. 計量証明事業者の義務	23
表 4.1 変更事項と提出書類等	24
表 4.2 承継に伴う変更と提出書類等	25
表 4.3 濃度に係る特定計量器の計量証明検査期間等	27
表 4.4 音圧レベル及び振動加速度レベルに係る特定計量器の計量証明検査期間等	27
表 4.5 環境計量証明検査手数料表	28
5. 事業規程の作成について	31
表 5.1 事業規程記載事項及び作成上の留意点	31

# 1. 計量法と環境計量

## 1.1 計量法の概要

計量法（平成4年5月20日 法律第51号、以下「法」という）は、その目的を「計量の基準を定め、適正な計量の実施を確保し、もって経済の発展及び文化の向上に寄与する」と定めています。（法第1条）

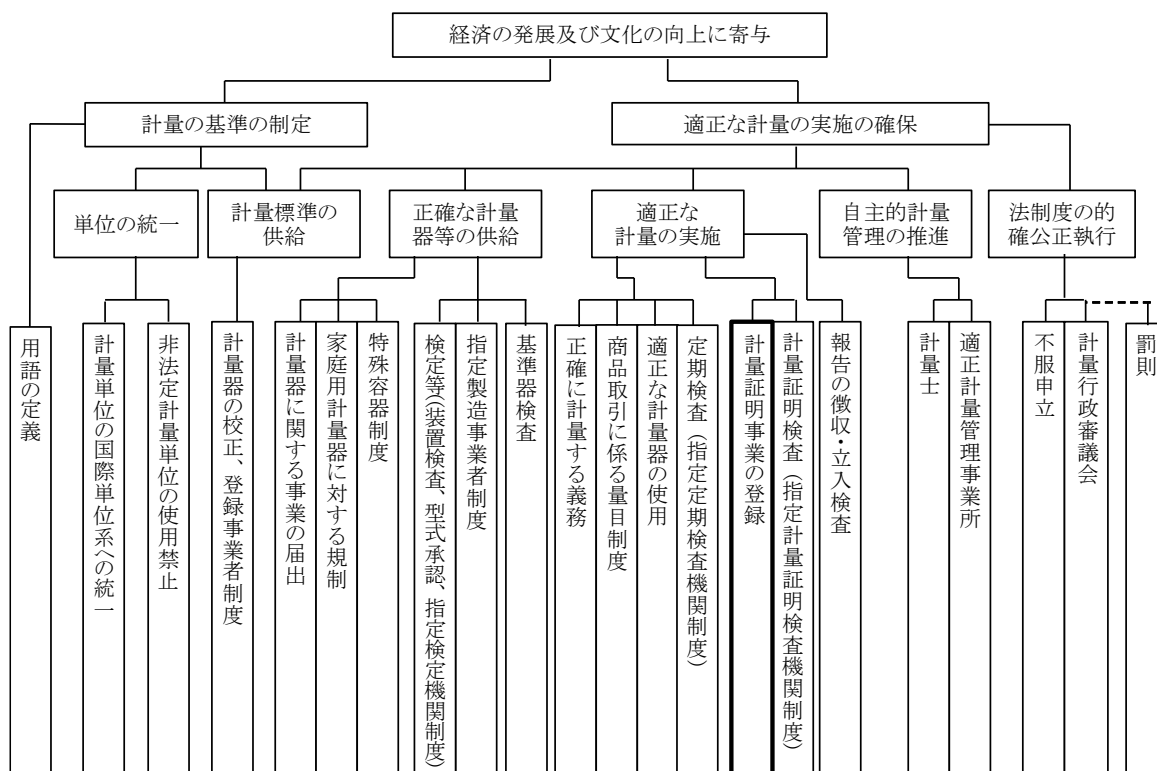
環境計量証明事業の登録制度は、計量法（昭和26年6月7日 法律第207号）の制定以降、社会的な環境問題の関心の高まりとともに計量法に取り入れられ、以下のとおり改定が行われ、現行計量法にも引き継がれ、社会状況の変化とともに改定されています。

- ・ 昭和47年 公害関係計量器を法定計量器に追加
- ・ 昭和50年 環境計量証明事業者の登録制度及び環境計量士制度の創設
- ・ 平成4年 環境計量証明事業の登録更新制度の廃止（計量法の全面改定）
- ・ 平成14年 ダイオキシン類等極微量物質が特定濃度として計量証明事業の区分に追加
- ・ 平成30年 計量法施行規則第41条第1号及び第3号のただし書きの追加

現行の法体系の中で計量証明事業の登録制度は、**図1.1**のとおり位置付けられています。

※以下、計量法施行令を「令」と計量法施行規則を「規則」という。

図1.1 法体系の概要



## 1.2 法で使用する用語の定義等（法第2条）

### 1.2.1 計量と計量単位（法第2条第1項）

#### 1) 計量とは

長さ、質量等の物象の状態の量を計ることを「計量」といいます。

#### 2) 計量単位とは

計量の基準となるものを「計量単位」といいます。

環境に係る物象の状態の量は、「濃度」、「音圧レベル」、「振動加速度レベル」であり、それぞれ計量の基準となる「計量単位」等は、表1.1のとおりです。

表 1.1 環境計量に用いられる法定計量単位及び記号

物象の状態の量	法定計量単位	記号	定義
濃度	モル毎立方メートル	mol / m <sup>3</sup>	物質 1 m <sup>3</sup> 中にある成分 1mol を含有する濃度
	モル毎リットル	mol / l 又は mol / L	物質 1 l 中にある成分 1mol を含有する濃度
	キログラム毎立法メートル	kg / m <sup>3</sup>	物質 1 m <sup>3</sup> 中にある成分 1kg を含有する濃度
	グラム毎立法メートル	g / m <sup>3</sup>	物質 1 m <sup>3</sup> 中にある成分 1g を含有する濃度
	グラム毎リットル	g / l 又は g / L	物質 1 l 中にある成分 1g を含有する濃度
	質量百分率	%	物質中にその質量の百分の 1 の質量のある成分を含有する濃度
	質量千分率	‰	物質中にその質量の千分の 1 の質量のある成分を含有する濃度
	質量百万分率	ppm	物質中にその質量の百万分の 1 の質量のある成分を含有する濃度
	質量十億分率	ppb	物質中にその質量の 10 億分の 1 の質量のある成分を含有する濃度
	質量一兆分率	ppt	物質中にその質量の 1 兆分の 1 の質量のある成分を含有する濃度
	質量千兆分率	ppq	物質中にその質量の千兆分の 1 の質量のある成分を含有する濃度
	体積百分率	vol % 又は %	物質中にその体積の百分の 1 の体積のある成分を含有する濃度
	体積千分率	vol ‰ 又は ‰	物質中にその体積の千分の 1 の体積のある成分を含有する濃度
	体積百万分率	vol ppm 又は ppm	物質中にその体積の百万分の 1 の体積のある成分を含有する濃度
	体積十億分率	vol ppb 又は ppb	物質中にその体積の 10 億分の 1 の体積のある成分を含有する濃度
体積一兆分率	vol ppt 又は ppt	物質中にその体積の 1 兆分の 1 の体積のある成分を含有する濃度	
体積千兆分率	vol ppq 又は ppq	物質中にその体積の千兆分の 1 の体積のある成分を含有する濃度	
	ピーエッチ	pH	モル毎リットルで表した水素イオンの濃度の値に活動度係数を乗じた値の逆数の常用対数
音圧レベル	デシベル	dB	音圧実効値 (Pa で表した大気中における圧力の瞬時値と静圧との差の 2 乗の 1 周期平均の平方根をいう。以下同じ。) の 10 万分の 2 に対する比の常用対数の 20 倍又は音圧実効値に経済産業省令で定める聴感補正を行って得られた値の 10 万分の 2 に対する比の常用対数の 20 倍
振動加速度レベル	デシベル	dB	振動加速度実効値 (m/s <sup>2</sup> で表した加速度の瞬時値の 2 乗の 1 周期平均の平方根をいう。以下同じ。) の 10 万分の 1 に対する比の常用対数の 20 倍又は振動加速度実効値に経済産業省令で定める感覚補正を行って得られた値の 10 万分の 1 に対する比の常用対数の 20 倍

### 1.2.2 取引・証明

#### 1) 「取引」とは

有償であると無償であるを問わず、物又は役務の給付を目的とする業務上の行為

#### 2) 「証明」とは

公に又は業務上他人に一定の事実が真実である旨を表明すること

公的機関自らが行い、若しくは公的機関に対して、公に又は業務上（反復継続的に）他人（証明を行う者以外の者）に対して計量されるもの一定の物象の状態の量を有するという事実（特定の数値を必ずしも表明する必要があるわけではなく、ある一定の水準に達したか、達していないかという事実は含まれる。）について真実であるということを表明すること。参考値を示すなど単なる事実の表明は含まれない。

#### 3) 「計量証明」とは

法定計量単位により物象の状態の量を計り、その結果に関して①公に又は②業務上他人に一定の事実が真実である旨を数値を伴って表明することです。

①「公に」とは、公的機関自らが行い、又は公的機関に対することを意味する。

②「業務上他人に」とは、他人（計量証明を行う者以外の者）から証明行為についての依頼を受け当該証明行為を業として行うことを意味する。

法上登録を要する計量証明事業者は、法第107条に規定する事業区分において上記の計量証明を事業として（反復継続して）行う者になります。

### 1.2.3 計量器・特定計量器

#### 1) 「計量器」とは

計量するための器具、機械又は装置

#### 2) 「特定計量器」とは

取引若しくは証明における計量に使用され、又は主として一般消費者の生活の用に供される計量器のうち、適正な計量の実施を確保するためにその構造又は器差に係る基準を定める必要のあるものとして政令で定めるものをという、と定義されています（図1.2参照）。

なお、環境の計量証明事業に使用される特定計量器は、表1.2のとおりです。

図 1.2 計量器と特定計量器

#### 【計量器】

計量するための器具、機械又は装置

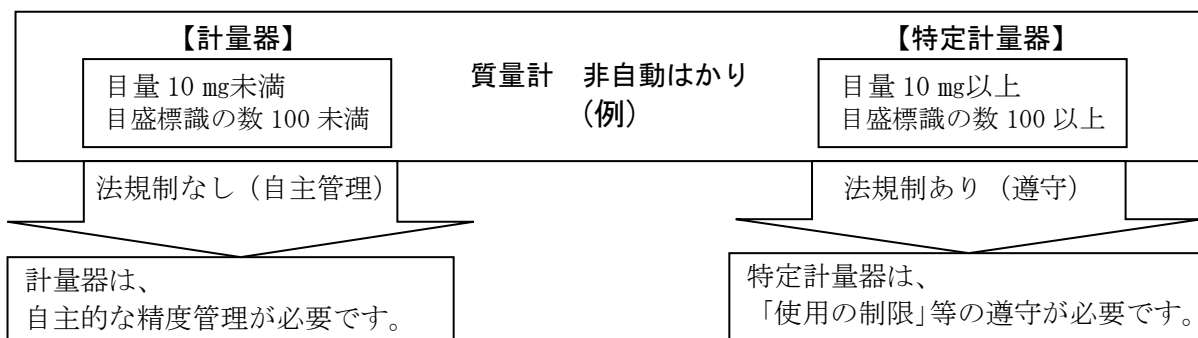
目盛付タンク・ます・化学体積計・質量計・濃度計(ガスクロマトグラフ等)

#### 【特定計量器】

取引証明の計量に使用され、適正な計量の確保のため政令で定める計量器

(例：環境計量証明で使用される特定計量器)

・質量計・温度計・濃度計・騒音計・振動レベル計であって表1.2のものに限る。



※バケツや注射器等は計量器ではありませんが、これらを計量証明事業に使用する場合は濃度等に影響を及ぼさないよう、常に清潔に管理することが必要です。

表 1.2 環境計量証明事業に使用される特定計量器 (令第2条)

2 質量計のうち、次に掲げるもの イ. 非自動はかりのうち、次に掲げるもの (1) 目量 (隣接する目盛標識のそれぞれが表す物象の状態の量の差をいう。) が 10 mg 以上であって、目盛標識の数が 100 以上のもの ((2)又は(3)に掲げるものを除く) (2) 手動天びん及び等比皿手動はかりのうち、表記された感量 (質量計が反応することができる質量の最小の変化をいう。) が 10 mg 以上のもの (3) 省略 ロ. 自動はかり ハ. 表す質量が 10 mg 以上の分銅
3 温度計のうち、次に掲げるもの イ. ガラス製温度計のうち、次に掲げるもの (1) 計ることができる温度が零下 30 度以上 360 度以下のもの (転倒式温度計、接点付温度計、最高最低温度計、留点温度計、浸線付温度計、保護枠入温度計、隔測温度計並びにベックマン温度計を除く。) (2) 省略
1 5 騒音計
1 6 振動レベル計
1 7 濃度計のうち、次に掲げるもの イ. ジルコニア式酸素濃度計のうち、計ることができる最高の濃度が五体積百分率以上二十五体積百分率以下のもの ロ. 溶液導電率式二酸化硫黄濃度計のうち、計ることができる最高の濃度が五十体積百分率以上のも ハ. 磁気式酸素濃度計のうち、計ることができる最高の濃度が五体積百分率以上二十五体積百分率以下のもの ニ. 紫外線式二酸化硫黄濃度計のうち、計ることができる最高の濃度が五十体積百分率以上のも ホ. 紫外線式窒素酸化物濃度計のうち、計ることができる最高の濃度が二十五体積百分率以上のも ヘ. 非分散型赤外線式二酸化硫黄濃度計 ト. 非分散型赤外線式窒素酸化物濃度計 チ. 非分散型赤外線式一酸化炭素濃度計のうち、最小の目量が百体積百分率未満のもの及び最小の目量が百体積百分率以上二百体積百分率未満のものであって計ることができる最高の濃度が五体積百分率未満のもの リ. 化学発光式窒素酸化物濃度計のうち、計ることができる最高の濃度が二十五体積百分率以上のも ヌ. ガラス電極式水素イオン濃度検出器 ル. ガラス電極式水素イオン濃度指示計 ヲ. 酒精度浮ひょう

※ 令第2条第15号、第16号、第17号の特定計量器を以下「環境特定計量器」という。



#### 1.2.4 標準物質とは

「熱量」、「濃度」の物象の状態の量の特定の値が付された物質であって、「熱量」、「濃度」の物象の状態の量を計量するための計量器の誤差の測定に用いるものをいいます。

#### 1.2.5 計量器の校正とは

計量器の表示する物象の状態の量と標準物質が現示する計量器の標準となる特定の物象の状態の量との差を測定することをいいます。

### 1.3 計量器等の使用

#### 1.3.1 使用の制限（法第16条）

次に該当するもの（使用の制限の特例に係る特定計量器を除く）は、取引又は証明における法定計量単位による計量に使用し、又は使用に供するために所持してはならない。

と規定されています。

一 計量器でないもの

二 次に掲げる特定計量器

- ・ 検定証印が付されていないもの
- ・ 基準適合証印の表示が付されていないもの（検定証印又は基準適合証印を以下「検定証印等」という）

三 検定証印等の有効期間を経過したもの（水道メーター、燃料油メーター等）

検定証印は、特定計量器が特定計量器検定検査規則に定める「構造」と「器差」に係る基準を満たしているか、大臣、都道府県知事、指定検定機関（JQA）などが行う検定を受け、これに合格した場合、当該特定計量器に付されます。

大臣から指定を受けた指定製造事業者の場合は、基準適合証印が付されます。（**図 1.3** 参照）

環境計量に使用する環境特定計量器は、機種に応じて検定に有効期間があり、有効期間内に検定を受け合格する必要があります。（**表 1.3** 参照）

図 1.3 検定証印等の例



表 1.3 環境特定計量器の有効期間

環境特定計量器	有効期間
騒音計	5年
振動レベル計	6年
濃度計	
イ ガラス電極式水素イオン濃度検出器	2年
ロ ガラス電極式水素イオン濃度指示計	6年
ハ イ又はロに掲げるもの及び酒精度浮ひょう以外のもの	8年

なお、表 1.3 の特定計量器のうち、騒音計、振動レベル計、濃度計（イ以外）については、検定に合格した特定計量器に対して検定済証が発行され、指定製造事業者が製造した特定計量器には、検定済証と同等の書面が発行されます。（以下「検定済証等」という）

### 1.3.2 使用方法等の制限（法第 18 条）

特定の方法に従って使用し、又は特定の物若しくは一定の範囲内の計量に使用しなければ正確に計量することができない特定計量器であつて政令で定めるものは、政令で定めるところにより使用する場合でなければ、取引又は証明における法定計量単位による計量に使用してはならないことになっています。

使用方法等の制限に係る環境特定計量器及び使用方法については、表 1.4 のとおりです。（令第 9 条・別表第 2）

表 1.4 使用方法等の制限のある環境特定計量器の種類及び使用方法

政令で定める特定計量器	政令で定める使用方法
濃度計 イ. ジルコニア式酸素濃度計 ロ. 溶液導電率式二酸化硫黄濃度計 ハ. 磁気式酸素濃度計 ニ. 紫外線式二酸化硫黄濃度計 ホ. 紫外線式窒素酸化物濃度計 ヘ. 非分散型赤外線式二酸化硫黄濃度計 ト. 非分散型赤外線式二酸化窒素濃度計 チ. 非分散型赤外線式一酸化炭素濃度計 リ. 化学発光式窒素酸化物濃度計	日本産業規格 K 0055(2002)の 5.2 に適合する方法であつて、法第 144 条第 1 項の登録事業者 <sup>注)</sup> が特定標準器による校正等をされた標準物質又はこれに連鎖して段階的に標準物質の値付けされたもの（以下「特定二次標準物質等」という）による標準物質の値付けを行ったものを使用すること。
濃度計 ヌ. ガラス電極式水素イオン濃度検出器 ル. ガラス電極式水素イオン濃度指示計	日本産業規格 Z 8802(2011)の 8.2.2 に適合する方法であつて、特定二次標準物質等による標準物質の値付けを行ったものを使用すること

注) 登録事業者とは、「特定物質」等の値付けを行う者として、経済産業大臣から登録を受けた事業者をいいます。登録事業者が「特定二次標準物質」の値付けを行った場合は「JCSS の標章を付した証明書」を交付することになります。

## 1.4 適正計量の重要性

環境計量証明事業は、「特定計量器」をはじめ、多くの計量器や分析機器を使用する中で、ppm（百万分率）、ppb（十億分率）、さらには ppt（一兆分率）、ppq（千兆分率）に及ぶ極微量の計量を行います。そのため、試料採取・前処理・分析、計量器等の操作及び保守点検の方法によっては、異なった結果を生じることがあります。

したがって、環境計量証明事業者は JIS 等に定められた各物質の分析・計量技術の向上に務めることはもとより、法に定められた制度の内容と果たすべき義務について十分熟知し、適正な計量の実施に努めることが重要です。

## 2. 環境計量証明事業の概要

### 2.1 計量証明事業の登録制度

計量証明の事業であって次に掲げるものを行おうとする者は、経済産業省令で定める事業の区分に従い、その事業所ごとに、その所在地を管轄する都道府県知事の登録を受けなければならない。

- 1 運送、寄託又は売買の目的たる貨物の積卸し又は入出庫に際して行うその貨物の長さ、質量、面積、体積又は熱量の計量証明の事業
- 2 濃度、音圧レベルその他の物質の状態の量で政令で定めるものの計量証明の事業と規定されています。 《法第107条（抜粋）》

省令で定める事業の区分については、表2.1のとおりです。

表 2.1 計量証明事業の区分（登録の区分）

事業の区分		
長さ		一般計量証明事業
質量		
面積		
体積		
熱量		
濃度 <sup>注1)</sup>	大気中の物質の濃度に係る事業	環境計量証明事業
	水又は土壌中の物質の濃度に係る事業	
特定濃度 <sup>注2)注3)</sup>	大気中のダイオキシン類の濃度に係る事業	
	水又は土壌中のダイオキシン類の濃度に係る事業	
音圧レベル		
振動加速度レベル		

注 1) 濃度及び特定濃度に係る計量証明事業については「大気」と「水又は土壌」のいずれかの区分に限定して登録できます。

注 2) 特定濃度とは、物象の状態の量で極めて微量なものであって、大気、水又は土壌中のダイオキシン類（ダイオキシン類対策特別措置法（平成 11 年 法律第 105 号）第 2 条第 1 項に規定するダイオキシン類をいう）をいいます。

注 3) 特定濃度に係る計量証明事業の大気、水又は土壌中のクロルデン、DDT、ヘプタクロルに関しては登録の基準が定められていないため省略します。

また、都道府県知事から登録を受けた事業者（以下「登録事業者」という）には、事業を適正に行うため、事業規程の届出（法第 110 条）や計量証明検査（法第 116 条）を受ける義務等を課しています。

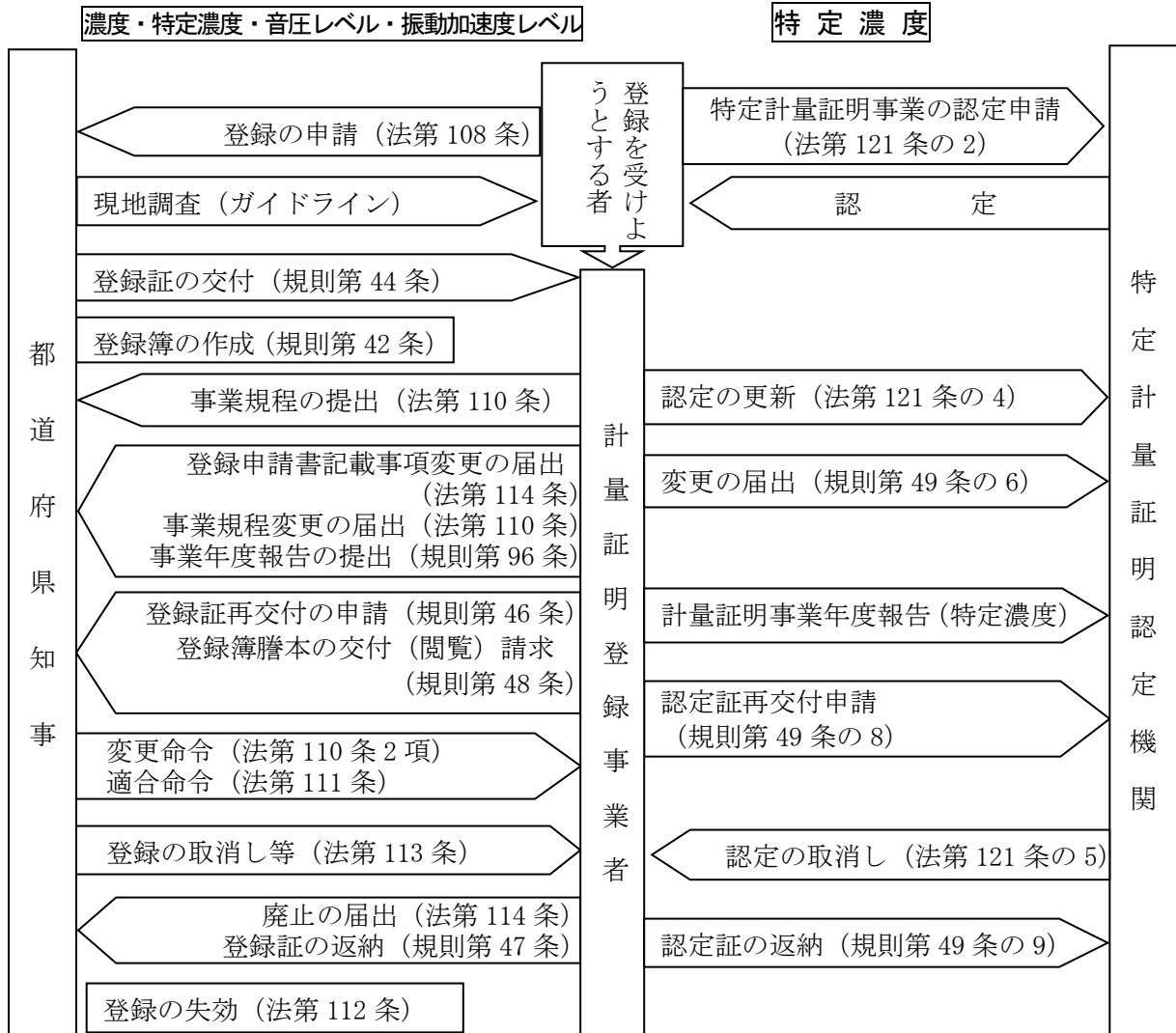
登録の申請から廃止の届出までの事業者の手続き等の概要は、図 2.1 のとおりです。

### 特定計量証明認定機関による認定（特定濃度区分のみ）

特定計量証明事業の登録を受けようとする者は、事前に特定計量証明認定機関の認定（有効期間は3年）を受けなければなりません。

なお、認定に関することは、特定計量証明認定機関にお問い合わせください。

図 2.1 環境計量証明事業の概要



## 2.2 事業の区分及び対象物質等（法第107条、令第28条・第29条の2）

事業の区分及び対象となる物質等は、表2.2に示すとおりです。

表2.2 事業の区分及び対象物質等

事業の区分	事業の対象物質等
1-1. 濃度に係る事業 ○大気中の物質の濃度 ○水又は土壌中の物質の濃度	①事業の対象物はそれ自体であり、サンプリングで計量した結果から全体を推定する方法は含まれない。 ②物象の状態の量以外のもの（予測値や補正係数等を用いて算出したもの）は該当しない。 ③自己証明は、該当しない。 ④「濃度」について 「風速（速さ）」、「温度」、「透視度」、「電気伝導率」、「色度」、「臭気」、「石綿濃度」、「大腸菌群数」は含まないものとする。 ⑤「大気」について 建築物内の空気を含まないものとする。 ⑥「土壌」について 産業廃棄物は土壌と一体化しているもの以外は含まない。（移動可能な状態で集積されている産業廃棄物の分析を行った場合は、法第107条の対象外となり計量証明事業には当たらない。） 「肥料」、「鉱物」、「重油」は含まないものとする。（単体の場合） ⑦その他 マンションの室内における防音、防震性能を評価するための施行令第28条に規定する音圧レベル又は振動加速度レベルの計量証明及び一定の調査目的のために行う河川水中の特定成分の濃度の計量証明等施行令第27条に規定する法律の規定とは関係なく行う施行令第28条に規定する濃度の計量証明を行う場合であって、計量法に基づく証明行為については、法第107条の計量証明に該当する。
1-2. 特定濃度に係る事業 ○大気中のダイオキシン類の濃度 ○水又は土壌中のダイオキシン類の濃度	
2. 音圧レベルに係る事業 <sup>注1)</sup>	
3. 振動加速度レベルに係る事業 <sup>注2)</sup>	

注1) 「音圧実効値（Paで表した大気中における圧力の瞬時値と静圧との差の2乗の1周期平均の平方根をいう。以下同じ）の10万分の2に対する比の常用対数の20倍又は音圧実効値に省令で定める聴感補正を行って得られた値の10万分の2に対する比の常用対数の20倍」の聴感補正に係るものに限り、適用します。

注2) 「振動加速度実効値（m/s<sup>2</sup>で表した加速度の瞬時値の2乗の1周期平均の平方根をいう以下同じ）の10万分の1に対する比の常用対数の20倍又は振動加速度実効値に省令で定める聴感補正を行って得られた値の10万分の1に対する比の常用対数の20倍」の聴感補正に係るものに限り、適用します。

## 2.3 事業の登録を要しない場合の規定（法第107条）

国、地方公共団体又は独立行政法人及び他の法律に基づく登録、指定等を受けた者が、その法律に基づく業務として計量証明の事業を行う場合は、法に基づく登録をする必要はありません。

- ① 登録を要しない独立行政法人（令第26条の2）
- ・ 国立研究開発法人産業技術総合研究所
  - ・ 独立行政法人製品評価技術基盤機構
  - ・ 国立研究開発法人国立環境研究所

- ・独立行政法人労働者健康安全機構

② 登録を要しない他の法律に基づく登録、指定等（令第27条）

- ・労働災害防止団体法（昭和39年法律第118号）第19条（同法第45条において準用する場合を含む。）
- ・下水道事業センター法の一部を改正する法律（昭和50年法律第41号）による改正前の下水道事業センター法（昭和47年法律第41号）第10条第1項
- ・作業環境測定法（昭和50年法律第28号）第33条
- ・浄化槽法（昭和58年法律第43号）第57条

なお、上記とは関係なく行う濃度の計量証明（例えば、一定の調査目的のために行う河川水中の特定成分の濃度の証明行為等）については、事業に該当し、登録を要します。

## 2.4 登録の基準（法第109条）

登録を受けるためには、「計量士」や「計量器及び計量設備」が、次の基準に適合していなければなりません。

### 2.4.1 環境計量士等（計量管理者）

事業を行う事業所には、登録を受ける事業の区分に応じ、計量管理を主たる職務とする者（以下「計量管理者」という）であって、環境計量士又は知識経験を有する者（以下「環境計量士等」という）（表2.3参照）が1名以上配置されていなければなりません。

表 2.3 事業区分に応じた環境計量士等

事業の区分	環境計量士	知識経験を有する者
濃度	環境計量士（濃度関係）の登録を受けた者	環境計量士（濃度関係）の国家試験に合格し環境計量講習（濃度関係）の受講の申請をした後、受講する時期に至っていない者
音圧レベル 振動加速度レベル	環境計量士（騒音・振動関係）の登録を受けた者	環境計量士（騒音・振動関係）の国家試験に合格し、環境計量講習（騒音・振動関係）の受講の申請をした後、受講する時期に至っていない者
特定濃度	環境計量士（濃度関係）であって、当該対象物質の濃度に関する実務に1年以上従事している者又はこれと同等以上の経験を有していると経済産業大臣が認めた者	

事業の登録において、環境計量士等が2箇所以上の事業所を受けもつ場合や他の職業を兼務している場合は、原則として認められません。

ただし、これらの事業所又は他の勤務先が近接しているなどの条件が整っており、計量証明に使用する計量器等の設備の保管、検査等、適正な事業の実施を確保するために必要な措置を講ずる責任を果たすことができると認められるときは、例外的に兼務が認められることに

なります。なお、この場合には、兼務先との雇用契約や勤務条件に関する資料の提出を求められることがあります。

#### 2.4.2 計量器及び計量設備等（規則第41条、別表第4）

事業を行う事業所には事業を受ける区分に応じて事業の登録に必要な設備（表2.4～表2.9）（以下「必要設備」という）が配置されていなければなりません。（表中「大臣が別に定めるものに限る」としたものは、表2.16～表2.21）

ただし、大臣が別に定める場合（表2.10～表2.15）に該当する場合はこの限りではありません。

必要設備は登録事業者自らが所有し、登録申請時に存在することを原則としますが、登録事業者がその保管、検査及び整備等について責任を果たせる状態にあると認められる場合は共有、賃貸等であっても差し支えありません。ただし、その場合は共有、賃貸における「契約書」等の提示を求めることがあります。

なお、標準ガスについては、必要の都度、必要な種類の標準ガスを購入して使用すればよく、常に保有する必要はありません。なお、その際の計量証明用設備に係る変更の届出等は必要ありません。

## 事業区分に応じた必要設備 (規則第41条、別表第4)

表 2.4 濃度（大気）に係る必要設備

事業の区分	特定計量器その他の器具、機械又は装置	数量
6 濃度 大気中の物質の濃度に係る事業	イ 対象物質の分析方法に応じ必要となる分析機器又は分析装置及び標準物質 (例：分光光度計、原子吸光分析装置、ガスクロマトグラフ、ガスクロマトグラフ質量分析計、高速液体クロマトグラフ等)	1
	ロ 非自動はかり（経済産業大臣が別に定めるものに限る。） (例：手動天びん、直示天びん、電子天びん等)	1
	ハ イオン交換式、逆浸透膜式若しくは蒸留式の純水製造装置又は純水	1
	ニ 対象物質の分析方法に応じ必要となる排ガス処理のための装置 (経済産業大臣が別に定めるものに限る。)	1
	ホ 対象物質の分析方法に応じ必要となる排水処理のための装置 (経済産業大臣が別に定めるものに限る。)	1
	ヘ 温度計（経済産業大臣が別に定めるものに限る。)	1
	ト ガスメーター（経済産業大臣が別に定めるものに限る。）又は流量計 (気体を吸引する機能を有する装置に内蔵されたものを含む。)	1
	チ U字型マノメーター、傾斜型マノメーター若しくはその他の差圧計及びピトー管式流速計又は熱線式流速計	1
	リ 気体を吸引する機能を有する装置	1

表 2.5 濃度（水又は土壌）に係る必要設備

事業の区分	特定計量器その他の器具、機械又は装置	数量
6 濃度 水又は土壌中の物質の濃度に係る事業	イ 対象物質の分析方法に応じ必要となる分析機器又は分析装置及び標準物質 (例：分光光度計、原子吸光分析装置、ガスクロマトグラフ、ガスクロマトグラフ質量分析計、高速液体クロマトグラフ等)	1
	ロ 非自動はかり（経済産業大臣が別に定めるものに限る。） (例：手動天びん、直示天びん、電子天びん等)	1
	ハ イオン交換式、逆浸透膜式若しくは蒸留式の純水製造装置又は純水	1
	ニ 対象物質の分析方法に応じ必要となる排ガス処理のための装置 (経済産業大臣が別に定めるものに限る。)	1
	ホ 対象物質の分析方法に応じ必要となる排水処理のための装置 (経済産業大臣が別に定めるものに限る。)	1
	ヘ ガラス電極式水素イオン濃度検出器	1
	ト ガラス電極式水素イオン濃度指示計	1



表 2.6 特定濃度（大気中のダイオキシン類）に係る必要設備

事業の区分	特定計量器その他の器具、機械又は装置	数量
6の2 特定濃度 大気中のダイオキシン類の濃度に係る事業	イ 対象物質の分析方法に応じ必要となる分析機器又は分析装置及び標準物質 (例:GC-MS 測定用装置、標準物質(ダイオキシン関係等)、濃度計(CO、CO <sub>2</sub> 、NO <sub>x</sub> ))	1
	ロ 非自動はかり(経済産業大臣が別に定めるものに限る。) (例:手動天びん、直示天びん、電子天びん等)	1
	ハ イオン交換式、逆浸透膜式若しくは蒸留式の純水製造装置又は純水	1
	ニ 対象物質の分析方法に応じ必要となる排ガス処理のための装置 (経済産業大臣が別に定めるものに限る。)	1
	ホ 対象物質の分析方法に応じ必要となる排水処理のための装置 (経済産業大臣が別に定めるものに限る。)	1
	ヘ 温度計(経済産業大臣が別に定めるものに限る。)	1
	ト ガスメーター(経済産業大臣が別に定めるものに限る。)	1
	チ 流量計(気体を吸引する機能を有する装置に内蔵されたものを含む。)	1
	リ U字型マノメーター、傾斜型マノメーター若しくはその他の差圧計及びピトー管式流速計又は熱線式流速計	1
	リ 気体を吸引する機能を有する装置	1

表 2.7 特定濃度（水又は土壌中のダイオキシン類）に係る必要設備

事業の区分	特定計量器その他の器具、機械又は装置	数量
6の2 特定濃度 水又は土壌中のダイオキシン類の濃度に係る事業	イ 対象物質の分析方法に応じ必要となる分析機器又は分析装置及び標準物質 (例:GC-MS 測定用装置、標準物質(ダイオキシン関係等))	1
	ロ 非自動はかり(経済産業大臣が別に定めるものに限る。) (例:手動天びん、直示天びん、電子天びん等)	1
	ハ イオン交換式、逆浸透膜式若しくは蒸留式の純水製造装置又は純水	1
	ニ 対象物質の分析方法に応じ必要となる排ガス処理のための装置 (経済産業大臣が別に定めるものに限る。)	1
	ホ 対象物質の分析方法に応じ必要となる排水処理のための装置 (経済産業大臣が別に定めるものに限る。)	1

表 2.8 音圧レベルに係る必要設備

事業の区分	特定計量器その他の器具、機械又は装置	数量
7 音圧レベルに係る事業	イ 騒音計（うち1台は精密騒音計に限る。）	4
	ロ 三脚及び防風スクリーン	3
	ハ 音圧レベル校正器 （経済産業大臣が別に定めるものに限る。）	1
	ニ レベルレコーダー又はこれと同等の機能を有する装置若しくはソフトウェア （経済産業大臣が別に定めるものに限る。）	1
	ホ オクターブバンド分析器又はこれと同等以上の性能を有する周波数分析器若しくはソフトウェア （経済産業大臣が別に定めるものに限る。）	1
	ヘ 3分の1オクターブバンド分析器又はこれと同等以上の性能を有する周波数分析器若しくはソフトウェア （経済産業大臣が別に定めるものに限る。）	1
	ト データレコーダー又はこれと同等の機能を有する装置若しくはソフトウェア （経済産業大臣が別に定めるものに限る。）	1

表 2.9 振動加速度レベルに係る必要設備

事業の区分	特定計量器その他の器具、機械又は装置	数量
8 振動加速度レベルに係る事業	イ 振動レベル計	3
	ロ レベルレコーダー又はこれと同等の機能を有する装置若しくはソフトウェア （経済産業大臣が別に定めるものに限る。）	1
	ハ 3分の1オクターブバンド分析器又はこれと同等以上の性能を有する周波数分析器若しくはソフトウェア （経済産業大臣が別に定めるものに限る。）	1
	ニ データレコーダー又はこれと同等の機能を有する装置若しくはソフトウェア （経済産業大臣が別に定めるものに限る。）	1

計量法施行規則第41条第1号ただし書及び第3号ただし書並びに別表第4の規定に基づき経済産業大臣が別に定める場合及び経済産業大臣が別に定めるものを定める件

第1条 計量法施行規則第41条第1号ただし書及び第3号ただし書の規定に基づき経済産業大臣が別に定める場合は、次の表の上欄に掲げる規則別表第4の事業の区分及び中欄に掲げる特定計量器その他の器具、機械又は装置に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

事業の区分に応じた大臣が別に定める場合は表2.10～表2.15に掲げるとおりです。

表2.10 濃度(大気)に係る大臣が別に定める場合

事業の区分	特定計量器その他の器具、機械又は装置	経済産業大臣が別に定める場合
1 濃度 大気中の物質の濃度に係る事業	イ 対象物質の分析方法に応じ必要となる排ガス処理のための装置 ロ 対象物質の分析方法に応じ必要となる排水処理のための装置 ハ U字型マンメーター、傾斜型マンメーター若しくはその他の差圧計及びピトー管式流速計又は熱線式流速計	分析を事業所で行わない場合 分析を事業所で行わない場合又は*有害物質の処理を処理業者に依頼する場合 排ガスの分析を行わない場合

\*廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第12項に規定する産業廃棄物収集運搬業者若しくは産業廃棄物処分業者又は同法第14条の4第12項に規定する特別管理産業廃棄物収集運搬業者若しくは特別管理産業廃棄物処分業者であって、当該有害物質の運搬又は処分がその事業の範囲に含まれる者をいう。以下同じ。

表2.11 濃度(水又は土壌)に係る大臣が別に定める場合

事業の区分	特定計量器その他の器具、機械又は装置	経済産業大臣が別に定める場合
1 濃度 水又は土壌中の物質の濃度に係る事業	イ 非自動はかり ロ イオン交換式、逆浸透膜式若しくは蒸留式の純水製造装置又は純水 ハ 対象物質の分析方法に応じ必要となる排ガス処理のための装置 ニ 対象物質の分析方法に応じ必要となる排水処理のための装置 ホ ガラス電極式水素イオン濃度検出器 ヘ ガラス電極式水素イオン濃度指示計	質量を測定する分析を行わない場合 純水を使用しない場合 分析を事業所で行わない場合 分析を事業所で行わない場合又は*有害物質の処理を処理業者に依頼する場合 水素イオン濃度を測定しない場合 水素イオン濃度を測定しない場合

表 2.12 特定濃度(大気中のダイオキシン類)に係る大臣が別に定める場合

事業の区分	特定計量器その他の器具、機械又は装置	経済産業大臣が別に定める場合
2 特定濃度 大気中のダイオキシン類の濃度に係る事業	イ 対象物質の分析方法に応じ必要となる排水処理のための装置 ロ U字型マンオメーター、傾斜型マンオメーター若しくはその他の差圧計及びピトー管式流速計又は熱線式流速計	*有害物質の処理を処理業者に依頼する場合 排ガスの分析を行わない場合

表 2.13 特定濃度(水又は土壌中のダイオキシン類)に係る大臣が別に定める場合

事業の区分	特定計量器その他の器具、機械又は装置	経済産業大臣が別に定める場合
2 特定濃度 水又は土壌中のダイオキシン類の濃度に係る事業	対象物質の分析方法に応じ必要となる排水処理のための装置	*有害物質の処理を処理業者に依頼する場合

表 2.14 音圧レベルに係る大臣が別に定める場合

事業の区分	特定計量器その他の器具、機械又は装置	経済産業大臣が別に定める場合
3 音圧レベル	イ オクターブバンド分析器又はこれと同等以上の性能を有する周波数分析器若しくはソフトウェア ロ 3分の1オクターブバンド分析器又はこれと同等以上の性能を有する周波数分析器若しくはソフトウェア	周波数分析を行わない場合 周波数分析を行わない場合

表 2.15 振動加速度レベルに係る大臣が別に定める場合

事業の区分	特定計量器その他の器具、機械又は装置	経済産業大臣が別に定める場合
4 振動加速度レベル	3分の1オクターブバンド分析器又はこれと同等以上の性能を有する周波数分析器若しくはソフトウェア	周波数分析を行わない場合

第2条 規則別表第4の第2欄に掲げる経済産業大臣が別に定めるものは、次の表の上欄に掲げる事業の区分及び中欄に掲げる特定計量器その他の器具、機械又は装置に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

事業の区分に応じた大臣が別に定めるものは表2.16～表2.21に掲げるとおりです。

表2.16 濃度（大気）に係る大臣が別に定めるもの

事業の区分	特定計量器その他の器具、機械又は装置	経済産業大臣が別に定めるもの
2 濃度  大気中の物質の濃度に係る事業	イ 非自動はかり	目量又は感量が1mg以下のもの（排ガス分析を行う場合は、ひょう量が100g以上のものに限る。）
	ロ 対象物質の分析方法に応じ必要となる排ガス処理のための装置	有害物質の排出を防ぐことができる性能を有するもの
	ハ 対象物質の分析方法に応じ必要となる排水処理のための装置	有害物質の排出を防ぐことができる性能を有するもの
	ニ 温度計	(1) 排ガス分析を行う場合  計量範囲が0度～500度と等しいかこれよりも広いものであって、目量が2度以下のもの  (2) (1)に掲げる場合以外の場合  計量範囲が0度～40度と等しいかこれよりも広いものであって、目量が2度以下のもの
	ホ ガスメーター	1時間当たりの使用最大流量が300リットルまでの範囲の流量を計測することができるもの

表2.17 濃度（水又は土壌）に係る大臣が別に定めるもの

事業の区分	特定計量器その他の器具、機械又は装置	経済産業大臣が別に定めるもの
2 濃度  水又は土壌中の物質の濃度に係る事業	イ 非自動はかり	目量又は感量が1mg以下のもの
	ロ 対象物質の分析方法に応じ必要となる排ガス処理のための装置	有害物質の排出を防ぐことができる性能を有するもの
	ハ 対象物質の分析方法に応じ必要となる排水処理のための装置	有害物質の排出を防ぐことができる性能を有するもの

表 2.18 特定濃度（大気中のダイオキシン類）に係る大臣が別に定めるもの

事業の区分	特定計量器その他の器具、機械又は装置	経済産業大臣が別に定めるもの
3 特定濃度  大気中のダイオキシン類の濃度に係る事業	イ 非自動はかり  ロ 対象物質の分析方法に応じ必要となる排ガス処理のための装置  ハ 対象物質の分析方法に応じ必要となる排水処理のための装置  ニ 温度計    ホ ガスメーター	目量又は感量が 1 m g 以下のもの（排ガス分析を行う場合は、ひょう量が 100 g 以上のものに限る。）  有害物質の排出を防ぐことができる性能を有するもの  有害物質の排出を防ぐことができる性能を有するもの  (1) 排ガス分析を行う場合 計量範囲が 0 度～500 度と等しいかこれよりも広いものであって、目量が 2 度以下のもの  (2) (1)に掲げる場合以外の場合 計量範囲が 0 度～40 度と等しいかこれよりも広いものであって、目量が 2 度以下のもの  1 時間当たりの使用最大流量が 300 リットルまでの範囲の流量を計測することができるもの

表 2.19 特定濃度（水又は土壌中のダイオキシン類）に係る大臣が別に定めるもの

事業の区分	特定計量器その他の器具、機械又は装置	経済産業大臣が別に定めるもの
3 特定濃度  水又は土壌中のダイオキシン類の濃度に係る事業	イ 非自動はかり  ロ 対象物質の分析方法に応じ必要となる排ガス処理のための装置  ハ 対象物質の分析方法に応じ必要となる排水処理のための装置	目量又は感量が 1 m g 以下のもの  有害物質の排出を防ぐことができる性能を有するもの  有害物質の排出を防ぐことができる性能を有するもの

表 2.20 音圧レベルに係る大臣が別に定めるもの

事業の区分	特定計量器その他の器具、機械又は装置	経済産業大臣が別に定めるもの
4 音圧レベル	イ 音圧レベル校正器	日本産業規格 C 1 5 1 5 ( 2 0 0 4 ) に規定するクラス 1 のもの
	ロ レベルレコーダー又はこれと同等の機能を有する装置若しくはソフトウェア	31.5Hz から 8,000Hz までの周波数範囲において 50dB 以上の音圧レベルを記録できるもの
	ハ オクターブバンド分析器又はこれと同等以上の性能を有する周波数分析器若しくはソフトウェア	31.5Hz から 8,000Hz までの範囲の周波数を分析できるもの
	ニ 3分の1オクターブバンド分析器又はこれと同等以上の性能を有する周波数分析器若しくはソフトウェア	20Hz から 12,500Hz までの範囲の周波数を分析できるもの
	ホ データレコーダー又はこれと同等の機能を有する装置若しくはソフトウェア	50Hz から 8,000Hz までの周波数範囲において 50dB 以上の音圧レベルを記録できるもの(偏差が正負 1dB 以内のものに限る。)

表 2.21 振動加速度レベルに係る大臣が別に定めるもの

事業の区分	特定計量器その他の器具、機械又は装置	経済産業大臣が別に定めるもの
5 振動加速度レベル	イ レベルレコーダー又はこれと同等の機能を有する装置若しくはソフトウェア	1Hz から 80Hz までの周波数範囲において、50dB 以上の振動加速度レベルを記録できるもの
	ロ 3分の1オクターブバンド分析器又はこれと同等以上の性能を有する周波数分析器若しくはソフトウェア	1Hz から 80Hz までの範囲の周波数を分析できるもの
	ハ データレコーダー又はこれと同等の機能を有する装置若しくはソフトウェア	1Hz から 80Hz までの周波数範囲において、45dB 以上の振動加速度レベルを記録できるもの(偏差が正負 1 db 以内のものに限る。)

## 2.5 登録の欠格事項（法第114条）

登録を受けようとする者であって、経営者又は役員が下記の欠格事項のいずれかに該当する場合は、登録を受けることができません。

- ① 計量法又は計量法に基づく命令の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から1年を経過しない者
- ② 事業登録の取り消しの日から1年を経過しない者
- ③ 法人であって、その業務を行う役員のうちに、前2号に該当するものがある者

## 2.6 登録の取消し等（法第113条）

計量証明事業者（経営者又は役員）が次のいずれかに該当するときは、都道府県知事はその登録を取り消し、又は1年以内の期間を定めて、その事業の停止を命ずることができます。

- ア. 登録の申請事項（法第108条第1号又は第3号～第5号まで）の各号に係る変更の届出等又は計量証明検査（法第116条）の規定に違反したとき
- イ. 登録の欠格事項（法第114条）の①又は③に該当するに至ったとき
- ウ. 事業規程の変更命令（法第110条）及び登録の基準（法第109条）の各号に適合するための命令に違反したとき
- エ. 事業規程の届出の規定により、届け出た事業規程を実施していないと認めるとき
- オ. 前各号のほか、計量証明の事業について不正の行為をしたとき
- カ. 不正の手段により計量証明事業の登録を受けたとき

なお、認定特定計量証明事業者が次のいずれかに該当するときは、認定を取り消すことができます。（法第121条の5）

- ア. 法第121条の2各号のいずれかに適合しなくなったとき
- イ. 不正の手段により法第121条の2の認定を受けたとき
- ウ. 不正の手段により法第121条の4の認定の更新を受けたとき



### 3 環境計量証明事業登録の概要

#### 3.1 登録の申請（法第108条）

##### 3.1.1 登録申請書の提出

登録を受けようとする者は、事業の区分に従い、事業所ごとにその事業所を管轄する都道府県知事に計量証明事業登録申請書及び必要な書類を添えて申請しなければなりません。

##### 【提出書類】

- ・ 計量証明事業登録申請書《資料1の書式例1》
- ・ 添付書類《表3.1》

##### 3.1.2 登録申請書の記載事項及び添付書類（法第108条）

登録申請書に記載する事項及び登録申請書に添付する書類は、表3.1のとおりです。

表 3.1 登録申請書の記載事項及び添付書類

記載事項	添付書類	提出部数	備考
ア. 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名	履歴事項全部証明書 又は住民票	1	発行日から3か月以内のもの
	誓約書	1	《資料1の書式例2》参照
イ. 登録の有無、登録の年月日及び登録番号			当該申請の事業所で既に他の区分を登録している場合は「有」ない場合は「無」を記載すること。
ウ. 事業の区分  (特定濃度)	特定計量証明認定機関が発行する認定証（写）	1	（濃度、特定濃度の計量証明事業の場合は、「大気中の物質の濃度に係る事業」、「大気中のダイオキシン類の濃度に係る事業」等、区分ごとに記載すること。）
エ. 事業所の所在地	事業所の位置図	1	《資料1の書式例3》参照
	事業所内の見取図	1	《資料1の書式例4》参照
オ. 計量証明に使用する特定計量器その他の器具、機械又は装置であって省令で定めるもの（2.4登録の基準参照）の名称、性能及び数	計量証明対象物質の分析法と計量機器又は装置一覧表	1	《資料1の書式例5》参照 物質により分析方法が複数になる場合は、そのすべてを記載すること。
	計量機器等一覧表（登録申請用）	1	《資料1の書式例6》参照
	同 登録簿（交付・閲覧）用	1	《資料1の書式例7》参照
	検定済証等（写）	1	検定有効期間のある特定計量器のみ（ガラス電極式水素イオン濃度検出器を除く）
カ. その事業に係る業務に従事する者であって、事業の区分に応じて省令で定める計量士の氏名（計量士にあっては登録番号）又は事業の区分に応じて省令で定める条件に適合する、知識経験を有する者（2.4登録の基準参照）	計量士登録証（写）	1	環境計量士の場合
	計量士国家試験合格証（写） 環境計量講習受講申請書（写）	1	知識経験を有する者の場合

### 3.1.3 登録申請に係る手数料

登録には大阪府の手数料条例で定められた下表の手数料が必要です。

(額は令和3年4月末現在、以下同じ。)

環境計量証明事業の登録を受ける場合	1件につき53,800円
-------------------	--------------

## 3.2 登録簿への登載と登録証の交付（規則第42条・同第44条）

都道府県知事は、事業の登録をするに際し、申請者の事業内容を掌握するため、登録申請に記載されている内容について、書面審査と現地調査を行います。

その結果、適正であると認められた者は、登録簿に登録事業者として登載するとともに、登録事業者に登録証が交付されます。

## 4. 計量証明事業者の義務

法は計量証明事業の適正化を図るため、登録事業者に変更届等の提出や計量証明検査の受検義務を課しています。

### 4.1 事業規程の作成及び届出（法第110条）

登録事業者は、その登録に係る事業の実施の方法に関し、「事業規程」を作成<sup>注1)</sup>し、その登録を受けた後、遅滞なく都道府県知事に届け出<sup>注2)</sup>なければなりません。（業務開始前までに届出してください）

#### 【提出書類】

- ・ 事業規程届出書《資料1の書式例14》
- ・ 計量証明事業規程・計量証明事業規程細則《資料2【作成例】・資料3【作成例】》

なお、事業規程に際して記載しなければならない事項や留意事項については「5. 事業規程の作成について」を確認してください。

また、事業規程は《資料2》、細則は《資料3》にそれぞれ【作成例】を掲載していますので参照してください。

注1) 事業規程作成には規程そのものと事業規程を補うための細則を含みます。

注2) 事業規程の届出には細則を含みます。（大阪府では、細則の提出もお願いしています）

### 4.2 事業規程変更の届出（法第110条）

事業規程を変更したときは、「事業規程変更届出書」に変更した事業規程<sup>注)</sup>を添えて、遅滞なく都道府県知事に届け出なければなりません。

#### 【提出書類】

- ・ 事業規程変更届出書《資料1の書式例15》
- ・ 変更した事業規程<sup>注)</sup>

ただし、規程のみで内容が確認できない場合は、細則の提出を求められることがあります。

なお、登録事業者はこの事業規程に基づいて事業を実施することはいうまでもありませんが、都道府県知事は計量証明の適正な実施を確保するうえで必要があると認めるときは、計量証明事業者に対し、事業規程を変更すべきことを命ずることができることになっています。

（法第110条第2項）。

また、都道府県知事は届け出た事業規程を実施していないと認めるときは、計量証明事業者に対し、登録の取り消し又は1年以内の期間を定めて、その事業の停止を命ずることができることになっています。（法第113条）

注) 変更届は、原則、細則の提出を求めています。（細則を変更しても提出は不要です）

#### 4.3 登録申請書記載事項変更の届出等（法第114条）

##### 4.3.1 登録申請書記載事項変更の届出

登録事業者は、登録申請書に記載した表4.1に掲げる事項(以下「登録申請書記載事項」という)に変更が生じたときは、「登録申請書記載事項変更届」に、変更事項に応じた必要な書類を添えて、登録を受けた都道府県知事に届け出なければなりません。(事業承継による変更届は、4.3.2 事業の承継によります)

##### 【提出書類】

- ・ 登録申請書記載事項変更届 《資料1の書式例8》
- ・ 変更事項に応じた必要な書類 《表4.1》

表4.1 変更事項と提出書類等

変更の内容 提出書類等	法人			個人		事業所の所在地	計量証明設備	環境計量士等	書式例様式番号	備考
	社名	代表者	本社住所	氏名	住所					
誓約書	○	○		○					2	
履歴事項全部証明書	○	○	○							注1)
住民票				○	○					注1)
事業所の位置図						○			3	
事業所内の見取図						○			4	
計量設備（登録申請用）	○		○				○		6	注2)
計量設備 登録簿（交付・閲覧）用	○		○				○		7	注2)
検定済証等（写）							○			
計量士登録証（写）								○		注3)
国家試験合格証及び環境計量講習受講申請書（写）								○		注3)
登録証（原本）	○		○	○	○	○				
手数料の有無	○		○	○	○	○				注4)

注1) 発行日から3か月以内のものに限ります。

注2) 検定証印の有効期間がある特定計量器(ガラス電極式水素イオン濃度検出器を除く)の場合は、「検定済証等」の写しを添付してください。

注3) 環境計量士等を変更する場合には、計量士登録証(写)、又は国家試験合格証(写)及び環境計量講習受講申請書(写)のいずれかを提出してください。

注4) 手数料は登録証に記載されている事項を変更する場合のみ必要となります。その額は次のとおりです。

登録証の訂正を受ける場合	1件につき 1,900円
--------------	--------------

ただし、住所及び事業所の所在地変更の理由が「住居表示変更」によるものは、手数料は不要となりますが、当該市町村が発行する「住居表示変更証明書」を添付する必要があります。

事業所の名称、濃度の区分の変更に関しては、検査課にご相談ください。

なお、登録基準である環境計量士や必要設備が欠けたときは、計量証明書を発行することができないことはもとより、速やかに補充できない場合は事業の廃止届の提出を求められることがあります。

また、大阪府以外の地域に事業所を移転した場合は、登録申請書記載事項の変更には該当せず、登録そのものが効力を失います。したがって、この場合は、事業廃止届（4.4 事業の廃止を参照）の提出となり、遅滞なく登録証を返納しなければなりません。

#### 4.3.2 事業の承継（法第114条）

事業については、相続又は譲渡することができます。また、法人が合併した場合、合併後の法人は、計量証明事業登録を承継することができます（提出書類等は表4.2参照）。

計量証明事業登録を承継した者は、「登録申請書記載事項変更届」に必要な書類を添えて、登録を受けた都道府県知事に届け出なければなりません。

##### 【提出書類】

- ・ 登録申請書記載事項変更届 《資料1の書式例8》
- ・ 承継事項に応じた必要な書類 《表4.2》

表4.2 承継に伴う変更と提出書類等

提出書類等 事業承継の区分	誓約書 《資料1書式例2》	履歴事項全部証明書 又は住民票	戸籍謄本 又は戸籍抄本等	相続証明書 又は事業承継同意証明書 《資料1書式例10》	事業譲渡証明書 《資料1書式例8》	事業承継証明書 《資料1書式例11》	登録証	手数料の有無
相続による承継	○	○	○	○			○	○
譲渡による承継	○	○			○		○	○
合併による承継	○	○					○	○
分割による承継 (事業の全部を承継)	○	○				○	○	○

なお、特定計量証明事業登録者は、次の事項に変更があったときは、特定計量証明認定機関に変更手続きを行い、訂正を受けた後、前記の「登録申請書記載事項変更届」の手続きをしなければなりません。（規則第49条の6）

- ア. 認定特定計量証明事業者若しくは特定計量証明事業を行う事業所の名称
- イ. 特定計量証明の事業の実施の方法を定めた書類
- ウ. 特定計量証明事業に従事する者（経済産業大臣が別に定めるものに限る。）の氏名及びその略歴
- エ. 特定計量証明事業に用いる器具、機械又は装置の数、性能、所在の場所及び所有又は借入れの別
- オ. 特定計量証明事業を行う施設の概要

#### 4.4 事業の廃止（法第114条）

計量証明の事業を廃止したとき、又は登録した都道府県知事の管轄する地域から他の都道府県に移転したときは、遅滞なく「事業廃止届」に登録証を添えて届け出なければなりません。

##### 【提出書類】

- ・ 事業廃止届 《資料1の書式例13》
- ・ 登録証（登録証を紛失した場合は、計量証明事業登録証紛失理由書 《資料1の書式例27》）

#### 4.5 計量証明検査（法第116条）

##### 4.5.1 計量証明検査の受検義務

登録事業者は、計量証明に使用する特定計量器について、計量証明事業の登録を受けた日から政令で定める期間ごと（以下「計量証明検査期間」という）に、都道府県知事又は指定計量証明検査機関の検査<sup>注）</sup>（以下「計量証明検査」という）を受けなければなりません。

##### 4.5.2 計量証明検査の免除

特定計量器に表示された検定年月の翌月から起算して特定計量器ごとに政令で定められた期間（以下「計量証明検査免除期間」という）を経過していない特定計量器は、計量証明検査の免除を受けることができます。計量証明検査前に下記の届出書と検定済証等を添えて届出してください。

なお、検定証印等の有効期間が6か月を超えて残っている場合で、計量証明検査の免除を目的とする検定の受検による計量証明検査の免除は認められません。

##### 【提出書類】

- ・ 計量証明検査を受けることを要しない期間に該当する特定計量器の届出書  
《資料1の書式例23》
- ・ 検定済証等（写し）

##### 4.5.3 計量証明検査の期間等

環境特定計量器ごとに計量証明検査期間、検定有効期間、計量証明検査免除期間はそれぞれ表4.3、表4.4のとおりです。

注）都道府県知事が行う計量証明検査については、別途計量検定所から各登録事業者に連絡します。  
なお、指定計量証明検査機関は、現在はありません。

表 4.3 濃度に係る特定計量器の計量証明検査期間等

特定計量器の種類		計量証明検査期間	検定有効期間	計量証明検査免除期間
ジルコニア式酸素濃度計		3年	8年	6か月
溶液導電率式二酸化硫黄濃度計				
磁気式酸素濃度計				
紫外線式二酸化硫黄濃度計				
紫外線式窒素酸化物濃度計				
非分散型 赤外線式	二酸化硫黄濃度計			
	窒素酸化物濃度計			
	一酸化炭素濃度計			
化学発光式窒素酸化物濃度計				
ガラス電極式水素イオン濃度計	検出器	—	2年	—
	指示計	3年	6年	6か月

表 4.4 音圧レベル及び振動加速度レベルに係る特定計量器の計量証明検査期間等

特定計量器		計量証明検査期間	検定有効期間	計量証明検査免除期間
騒音計	精密	3年	5年	6か月
	普通			
振動レベル計		3年	6年	6か月

#### 4.5.4 計量証明検査の申請等

大阪府計量検定所では、以下の日程で環境特定計量器の計量証明検査を行っています。

濃度計(大気) …………… 6月、12月  
 騒音計、振動レベル計、pH指示計 …………… 9月、3月

大阪府では、計量証明検査の周期に該当する事業者に対して、概ね1か月前をめどに通知文を発送して各手続き、受検の日程等を事前に調整しています。

なお、環境計量証明検査の手数料は表 4.5 のとおりです。

#### 【提出書類】

- ・ 計量証明検査申請書《資料1の書式例22》(次ページと両面印刷すること)

受検計量器のほか 4.5.2 計量証明検査の免除の計量器がある場合

- ・ 計量証明検査を受けることを要しない期間に該当する特定計量器の届出書  
《資料1の書式例23》
- ・ 検定済証等(写し)

表 4.5 環境計量証明検査手数料表

令和3年5月1日現在

種 類		金 額	加 算 額
化学発光式窒素酸化物濃度計		105,700円	1. 四以上の表示機構を有するものにあつては、三を超える表示機構の数に22,100円を乗じて得た額 2. 二以上の検出部を有する非分散型赤外線式濃度計にあつては、一を超える検出部の数にこの表に掲げる金額の二分の一に相当する額を乗じて得た額
紫外線式濃度計	二酸化硫黄用	92,700円	
	窒素酸化物用	103,700円	
	二酸化硫黄及び窒素酸化物用	135,800円	
非分散型赤外線式濃度計	二酸化硫黄用	98,200円	
	窒素酸化物用	113,500円	
	一酸化炭素用	99,100円	
ジルコニア式酸素濃度計		93,100円	
磁気式酸素濃度計		93,100円	
溶液導電率式二酸化硫黄濃度計		123,500円	
ガラス電極式水素イオン濃度指示計		26,100円	
騒音計	使用最大周波数が8000ヘルツ以下のもの	22,700円	
	使用最大周波数が8000ヘルツを超えるもの	37,300円	
振動レベル計		32,400円	

※ 検査手数料に消費税はかかりません。

#### 4.5.4 計量証明検査の合格条件（法第118条）

1. 検定証印等<sup>注)</sup>が付されていること。（なお、検定証印等の有効期間（表4.3、表4.4参照）があるものにあつてはその期間を経過していないものに限る）

注) P5 1.3.1 使用の制限 の項目を確認してください。

2. その性能が経済産業省令で定める技術上の基準に適合すること。
3. その器差が省令で定める使用公差を超えないこと。

#### 4.5.5 計量証明検査済証印（法第119条）

計量証明検査に合格した特定計量器には、計量証明検査済証印と検査を行った年月が表示されます。



2020

4 (検査年月)

計量証明検査済証印



なお、計量証明検査に合格しなかった場合は、特定計量器に付されている検定証印等が除去されるため、証明事業に使用できません。

当該特定計量器を修理し、検定に合格した場合は、当所に検定済証の写しとともに報告してください。

#### (参考) 計量士による代検査 (法第 120 条)

法には「計量証明に使用する特定計量器であつて、計量証明検査期間の 1 年以内の期間に環境計量士が検査を行い、登録事業者がその旨を都道府県知事に届け出たときは、当該特定計量器については、計量証明検査を受けることを要しない」旨の規定がされています。

しかし、大阪府では、下記運用の趣旨を踏まえ、環境計量証明事業に使用される特定計量器については、指定検定機関である（一財）日本品質保証機構に所属する環境計量士以外は認められません。

#### 【環境関係における代検査制度及び計量器使用事業場制度の運用について】

（昭和 52 年 6 月 13 日 代検査等小委員会、計量行政審議会、計量管理及び計量士専門部会）  
「計量証明用計量器の計量士による検査については、環境計量関係の場合も原則的な枠組みは一般計量関係と基本的に同様な枠組みを維持しつつも、特に環境計量関係にあつては、  
① 代検査にあつて、基準器以外に高度な検査設備と検査技術を必要とすること  
② 標準ガス及び標準液等の化学標準物質の取扱いについて実務上困難な面を有することなど実態面においていくつかの問題点を抱えているため、これらの制度の円滑な運営を期する観点から、当面、以上のような諸問題が整備されるまでの間は、指定検定機関である（一財）日本品質保証機構に所属する環境計量士が都道府県の指導の下に行っている代検査以外は認めないという従前の技術指導を継続することが適当である。

#### 4. 6 報告書の提出 (規則第 96 条)

計量証明事業者は、「計量証明事業者報告書」により、毎年 4 月中に前年度（4 月～3 月）の計量証明件数を登録を受けた都道府県知事に報告しなければなりません。

なお、認定特定計量証明事業者は、特定計量証明認定機関に「認定特定計量証明事業者報告書」を提出しなければなりません。（詳しくは、特定計量証明認定機関にお問い合わせください）

#### 【提出書類】

- ・ 計量証明事業者報告書（登録を受けた都道府県知事に提出）《資料 1 の書式例 1 6》  
認定特定計量証明事業者の場合
- ・ 認定特定計量証明事業者報告書（特定計量証明認定機関に提出）《資料 1 の書式例 1 7》

#### 4. 7 非法定計量単位の使用の禁止 (法第 8 条)

法で定められた「物象の状態の量」について、法定計量単位以外の計量単位（非法定計量単位）を使用してはならない。

と規定されており、環境計量証明書には、非法定計量単位を用いてはなりません。

#### 4.8 使用の制限（法第16条）

使用の制限は、「1.3 計量器等の使用」でも触れていますが、次に該当するもの（使用の制限の特例に係る特定計量器を除く）は、取引又は証明における法定計量単位による計量に使用し、又は使用に供するために所持してはなりません。

- 一 計量器でないもの
- 二 次に掲げる特定計量器
  - ・ 検定証印が付されていないもの
  - ・ 基準適合証印の表示が付されていないもの
- 三 検定証印等の有効期間を経過したもの（騒音計、振動レベル計、ガス濃度計、pH計等）

特に、環境特定計量器には、有効期間がありますので、検定証印等がない又は有効期限切れの特定計量器をご使用されないようご注意ください。

#### 4.9 使用方法等の制限（法第18条）

使用方法等の制限は、「1.3 計量器等の使用」でも触れていますが、環境特定計量器の濃度計については、特定二次標準物質等による標準物質の値付けを行ったものを使用しなければなりません。

なお、特定二次標準物質には、JCSSの標章が付された証明書が付されていますので、計量証明事業者は、その証明書を保管、管理しておかなければなりません。

また、特定計量器以外の計量器（原子吸光分析装置など）の校正についても、同様に登録事業者が製造したものを優先的に用いなければなりません。

なお、登録事業者が製造した以外の標準液等を用いる場合は、JIS 試薬規定等に準拠し、その内容が保証されている標準物質を用いなければなりません。

#### 4.10 計量器の自主管理

登録証明事業は、特定計量器以外の計量器も使用することになりますが、それらの計量器についても定期的に精度点検を行う等の自主管理を行い、適正な計量器の維持、管理に務めなければなりません。

## 5. 事業規程の作成について（法第110条）

事業規程の作成にあたっては次のことに留意し作成してください。

なお、具体的な記載方法については別添の記載例を参考にしてください。

### 5.1 作成の方法等

- ① 事業規程は、登録を受けた事業所ごとに作成してください。
- ② 複数の区分を登録している場合の事業規程は、例えば「濃度（大気・水又は土壌）、音圧レベル及び振動加速度レベルの事業規程」として一括して作成してください。ただし、「特定濃度（大気中のダイオキシン類・水又は土壌中のダイオキシン類）」は、他の区分と区別して作成してください。
- ③ 事業規程の表題については「濃度（大気・水又は土壌）、音圧レベル及び振動加速度レベルの事業規程」又は「特定濃度（大気中のダイオキシン類・水又は土壌中のダイオキシン類）」のように適用する事業区分を明記してください。

### 5.2 事業規程及び細則の作成例

「濃度（大気・水又は土壌中）、音圧レベル及び振動加速度レベル」の事業規程の作成例は《資料2》、事業規程細則（以下「細則」という）の例は《資料3》に示すとおりです。

また、特定濃度の事業規程の作成例は《資料2》に示していますが、細則については法第121条の2の認定に係る事項（「品質マニュアル」、「規程（受付管理規程、検定規程等）」、「管理手順・基準」、「操作手順（標準作業手順書）」及び「記録類」）並びに前記の《資料3》を活用し、計量管理が重複しないよう工夫して作成してください。

### 5.3 事業規程記載事項及び作成上の留意点

事業規程に記載しなければならない事項（以下「事業規程記載事項」という）及び記載にあたって留意する事項は表5.1に示すとおりです。ただし、特定濃度は除きます。

表 5.1 事業規程記載事項及び作成上の留意点

事業規程記載事項	作成上の留意点
計量証明の対象となる分野に関する事項	当該事業者が行う計量証明の対象となる分野の物象の状態の量を記載してください。具体的には「濃度（大気・水又は土壌中）」「音圧レベル」「振動加速度レベル」となります。
計量証明を実施する組織に関する事項	ア. 組織：計量証明に係る部、課、係等については、名称及び関係を図示してください。 イ. 計量管理者には環境計量士又は、主任計量者があたることを記載しその氏名は細則に定める旨を記載してください。 ウ. 分掌：図示された部、課、係等の分担する業務を列挙した上、計量

	<p>管理者の当該事業における職務及び責任を明確に明示してください。</p>
計量証明に使用する特定計量器、その他の器具、機械又は装置の保管、検査及び整備の方法に関する事項	<p>ア. 計量証明用設備一覧表及び設備管理台帳を作成する旨を記載してください。計量証明用設備については、事業の区分ごとに名称、数量、性能又は仕様等を記載した一覧表を作成してください。細則には、名称、製造事業者名及び型式名、取得年月日、検査年月日及び検査者名を記載した設備管理台帳を備え、計量証明用設備の管理を行う旨を記載してください。</p> <p>イ. 計量証明用設備の保管については、その性能を保持するため温度、湿度、振動、じんあい、光、その他の影響の少ない場所に保管するものとする旨を記載してください。</p> <p>ウ. 計量証明用設備の検査及び整備については、その使用に支障がないよう常に整備を行い、定期的に検査を行う旨を記載してください。なお、濃度計は、「使用方法の制限（法第 18 条）」を遵守し使用するものとし、その標準物質は、登録事業者から供給されるものである場合は、これを使用する旨を記載してください。</p>
計量証明の基準となる計量の方法に関する事項	<p>ア. 計量証明の基準となる計量の方法については、対象物質ごとの計量の方法を細則に定める旨を記載してください。</p> <p>イ. 計量証明の基準となる計量の方法は、関係法令、日本産業規格、国又は地方公共団体の定める方法とし、その方法は、細則に定める旨を記載してください。</p> <p>また、その方法に定めのない場合にあつては、計量管理者があらかじめ定めた適切な方法とする旨を記載し、その方法については細則に定める旨を記載してください。</p>
計量証明に係る証明書の発行に関する事項 (計量証明書に法 110 条の標章を付する場合は標章の取扱いに関する事項を含む)	<p>ア. 計量証明書には、次の事項（法第 110 条により必ず記載しなければならない事項）を記載する旨を記載してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 計量証明書である旨の表記</li> <li>・ 計量証明書の発行番号及び発行年月日</li> <li>・ 計量証明書を発行した計量証明事業者の氏名又は名称及び住所</li> <li>・ 計量証明を行った事業所の所在地及び登録番号</li> <li>・ 当該計量証明書に係る計量管理を行った者の氏名（環境計量士等の登録番号）</li> <li>・ 依頼者名<sup>注1)</sup></li> <li>・ 計量の対象</li> <li>・ 計量の方法</li> <li>・ 計量証明の結果</li> <li>・ 計量証明の事業の工程の一部を外部の者<sup>注2)</sup>に行わせた場合にあつては、当該工程の内容、当該工程を実施した事業者の氏名又は名称及び事業所の所在地</li> </ul> <p>イ. 発行事業者及び計量管理者が押印する旨を記載してください。</p> <p>ウ. 法第 110 条の 2 第 1 項の標章については、付すか否かを含め、また付す場合にあつては、付す位置、標章に関する取扱い事項等を記載してください。</p> <p>エ. 計量証明に該当しない物質等について、計量証明書にやむを得ず記述する必要があるときには、例えば「法の対象外」である旨を表記するなど、区別して明記する旨を記載してください。</p> <p>オ. 計量証明物質については、依頼者が試料を持ち込んだ試料採取の日時場所を明記する旨を記載してください。<sup>注3)</sup></p> <p>カ. 計量証明書の依頼者との間で、計量証明書を電子文書（電磁的媒体）で発行することに同意している場合に限り、電子文書で発行するものとし、発行事業者及び計量管理者の押印に代わって発行事業者か</p>

	<p>ら計量証明書の発行に関して委任を受けている計量管理者の電子署名をする旨記載してください。</p> <p>キ. 計量証明書を電子文書で発行する場合は、別途細則に電子文書の発行に必要な事項（改ざん防止対策、情報セキュリティ対策も含む）を定める旨記載してください。</p>
計量証明の実施記録及び計量証明書の保存に関する事項	<p>ア. 計量証明の結果は、すべてを記録しておくものとし、保存期間は1年以上とする旨を記載してください。</p> <p>イ. 計量証明書は、発行事業者及び計量管理者が押印したものをコピーし、5年以上保存する旨を記載してください。</p> <p>ウ. 計量証明書の発行及び保存並びに計量の結果の記録等を磁気媒体で保存する場合は、別途細則に記録保存に関する規程を定める旨を記載してください。</p>
計量証明の工程の一部を外部の者に行わせる場合の取扱いに関する事項	<p>ア. 当事業所が実施能力を有する工程であって事業所の長が必要と認めた場合は、計量証明の工程の一部を外部の者に行わせることができる旨及びその適格性については計量管理者が確認することとし、その選定方法等は細則に記載する旨を記載してください。<sup>注2)</sup></p>
前各号に掲げるもののほか計量証明の事業に関し必要な事項	<p>ア. 当該事業者が計量証明事業者としての社会的責任を自覚し、正確な計量を行い、その計量の結果のみに基づき、適正な計量証明を実施するものとし、いやしくも虚偽の計量証明と誤認されるような行為を一切行わない旨を記載してください。</p> <p>イ. 計量に関する技術の向上、関係法令の理解の増進に努める旨を記載してください。</p> <p>ウ. 当該事業者は事業を担当する技術者の経歴及び教育研修記録を記載した書面を別途保管しておく旨を記載してください。</p> <p>エ. 当該事業者は技術の向上を図るため、積極的に共同実験等に参加する旨を記載してください。</p> <p>オ. 当該事業者は外部から依頼された内容について、機密を保持する旨を記載してください。</p> <p>カ. その計量証明の事業に関し必要な事項は、別途細則に定める旨を記載してください。</p>

注1) 依頼名は、計量証明を直接依頼した者の名を記載することになりますが、それ以外の者の名を記載する場合は

- ① 直接の依頼者名と併記し、カッコ書きで記載する。
  - ② 直接の依頼者との「業務契約書」等にその旨を記載する。
- 等で対応してください。

注2) 計量証明工程の一部を外部の者に行わせることとは、「試料の採取」、「前処理」、「分析」の工程の一部を外部の者に行わせることをいいます。なお、外部の者とは、濃度、音圧レベル、振動加速度レベルの場合は「登録事業者自らが実施能力を有する工程」に限定されます。この場合の委託先については、「業務の外部委託に関する細則の【作成例】：《資料3》126ページ」を参照してください。また、特定濃度の場合は、「外部の者に行わせる工程の計量管理について、登録事業者と同等の適切な計量管理を行うことができる者」に限定されています。この場合の委託先については、特定計量証明認定機関の審査基準等に従ってください。なお、計量証明の発行は登録事業者しかできませんので、外部の者に委託することはできません。また、工程の一部を外部の者に委託したときは、「当該工程を実施した事業者の氏名又は名称及び事業所の所在地」を計量証明書に記載しなければなりません。

注3) 持ち込み試料については、「計量証明の工程の一部を外部の者に行わせる」ことには該当しません。したがって、持ち込み試料については、特に事業規程に規定する必要はありませんが、この場合は、持ち込み試料の計量管理の状況（試料の種類、採取の方法、場所、日時等）を計量証明書に記載しなければなりません。なお、計量管理の状況が不明な持ち込み試料の場合は、計量証明書を発行することはできません。分析報告書等に記載して発行することになります。

## 5.4 細則の作成について

事業規程は基本的事項を定めるものですが、これを補うものとして別に細則等を定める必要があります。

その作成にあたっては事業者の規模、組織、システム等を勘案して、次の事項を記述してください（《資料3》計量証明事業規程細則【作成例】を参考にしてください）。

細則の作成例（資料3に記載）

- ① 組織・業務分担に関する細則
- ② 計量証明対象物質名等に関する細則
- ③ 計量方法に関する細則
- ④ 計量証明用設備の管理に関する細則
- ⑤ 試薬等の管理に関する細則
- ⑥ 試料採取・現地測定に関する細則
- ⑦ 計量の実施に関する細則
- ⑧ 数値の管理に関する細則
- ⑨ 計量証明書及び発行に関する細則
- ⑩ 業務の外部委託に関する細則
- ⑪ 電子文書の発行に関する細則\*
- ⑫ 記録の電子保存に関する細則\*
- ⑬ その他の管理に関する細則

（施設等の管理、公害防止、安全・衛生、教育・訓練、会議、内部監査等）

※ 注意 事業規程において電子文書による発行、記録の電子媒体による保存を規定している場合に限ります。

## 6. 立入検査の実施

経済産業大臣又は都道府県知事若しくは特定市町村の長は、計量法の施行に必要な限度において、計量証明事業者の登録した事業所等に立ち入り、計量器、計量器の検査のための器具、機械又は装置、帳簿、書類その他の物件を検査し又は関係者に質問することができる（法第148条）と規定されています。

大阪府では、おおむね3年程度をめぐりに登録事業所ごとに立入検査を行っています。

立入検査は、計量管理者又は責任者の方と日程を調整させていただき実施しますので、ご協力をお願いします。

### 具体的な検査事項

検査事項は、総括的事項と個別的事項に大別し、その中で各検査事項のポイントを中心に検査を行います。

#### (1) 総括的事項

適正に環境計量証明事業が運営できる状態に体制整備されているか次の事項に重点を置き検査、確認します。

- ① 環境計量士が計量管理者として責務を果たせるか。
- ② 規程類が実態に合わせて適正に整備されているか。
- ③ 技術の向上、維持に努めているか。
- ④ 受注から分析又は測定、証明書の発行等の各工程が適正に行われるよう努めているか。
- ⑤ その他

#### (2) 個別的事項

環境計量証明事業の具体的実施状況を次の事項に重点を置き検査、確認します。

- ① 計量証明用設備等を適正に管理しているか。
- ② 計量の方法は適正か。
- ③ 証明書の作成、記載内容が適正か。
- ④ 数値の管理は適正か。

## 7 その他

### 7.1 登録証の再交付（規則第46条）

登録証を汚し、損じ又は失った場合は、「登録証再交付申請書」に、その登録証又は登録証を失った場合はその事実を記載した書面を添えて再交付を受けることができます。

#### 【提出書類】

- ・ 登録証再交付申請書《資料1の書式例24》
- ・ 登録証（登録証を紛失した場合は、計量証明事業登録証紛失理由書《資料1の書式例27》）

なお、登録証の再交付には、下表の手数料が必要です。

登録証の再交付を受ける場合	1件につき1,900円
---------------	-------------

### 7.2 登録簿の謄本の交付及び閲覧（規則第48条）

登録簿の謄本の交付又は閲覧を請求しようとする者は、「登録簿謄本交付(閲覧)請求書」により請求することができます。

#### 【提出書類】

- ・ 登録簿謄本交付(閲覧)請求書《資料1の書式例25》

なお、登録簿の謄本の交付及び閲覧には、下表の手数料が必要です。

環境計量証明の事業の登録簿の謄本の交付を受ける場合	1件につき900円
環境計量証明の事業の登録簿の謄本の閲覧を受ける場合	1件につき430円

### 7.3 環境計量証明事業登録証明願

大阪府計量検定所では、環境計量証明事業者として大阪府に登録している事業者の申請により、環境計量証明事業登録証明願の奥書証明をしています。

《資料1の書式例25》を参考に1件につき2部作成してください。

（1部は申請受付、もう1部に公印を押印して交付します）

お急ぎの方は、事前に担当者に電話等で連絡をしていただくと比較的手続きがスムーズになります。

#### 【提出書類】

- ・ 環境計量証明事業登録証明願《資料1の書式例26》

なお、環境計量証明事業登録証明願の奥書証明には、下表の手数料が必要です。

環境計量証明事業登録証明願の交付を受ける場合	1件につき400円
------------------------	-----------



## 《資料 1》申請等に係る必要書類の書式【例】

	頁
書式例 1：計量証明事業登録申請書	38
書式例 2：誓約書	39
書式例 3：事業所の位置図	40
書式例 4：事業所内の見取図	41
書式例 5：計量証明対象物質の分析法と計量機器又は装置一覧表	42
書式例 6：登録申請用（計量機器又は装置一覧表）	43
書式例 7：登録簿（交付・閲覧）用（計量機器又は装置一覧表）	44
書式例 8：登録申請書記載事項変更届	45
書式例 9：事業譲渡証明書	46
書式例 10：事業承継同意証明書	47
書式例 11：相続証明書	48
書式例 12：事業承継証明書	49
書式例 13：事業廃止届	50
書式例 14：事業規程届出書	51
書式例 15：事業規程変更届出書	52
書式例 16：計量証明事業者報告書	53
書式例 17：認定特定計量証明事業者報告書	54
書式例 18：特定計量証明事業認定申請書	55
書式例 19：特定計量証明事業の認定の更新申請書	56
書式例 20：認定申請書記載事項変更届	57
書式例 21：認定証再交付申請書	58
書式例 22：計量証明検査申請書	59
書式例 23：計量証明検査を受けることを要しない期間に該当する特定計量器の届出書	61
書式例 24：登録証再交付申請書	62
書式例 25：登録簿謄本交付（閲覧）請求書	63
書式例 26：環境計量証明事業登録証明願	64
書式例 27：計量証明事業登録証紛失理由書	65

## 計量証明事業登録申請書

年 月 日

大阪府知事 様

申請者 住 所

氏 名(名称及び代表者の氏名)

電話番号

次のとおり、計量法第 107 条の登録を受けたいので、申請します。

- 1 登録の有無、登録の年月日及び登録番号
- 2 事業の区分
- 3 事業所の所在地
- 4 計量証明に使用する特定計量器その他の器具、機械又は装置の名称、性能及び数
- 5 計量士の氏名、登録番号及び計量士の区分又は計量法施行規則第 40 条第 3 項に規定する条件に適合する知識経験を有する者の氏名並びにその者の職務の内容

### 備考

1. 用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とすること。
2. 第 2 項の事項は、濃度又は特定濃度の計量証明事業にあつては、大気、水又は土壌の別についても記載すること。
3. 特定濃度の登録には、第 49 条の 5 第 1 項に規定する認定証の写しを添付すること。
4. 第 4 項の事項は、別紙に記載することができる。

# 誓 約 書

私は、計量法により、計量証明事業の登録の欠格事由とされている下記の各号に該当しておりません。なお、事後、計量法に定められた諸事項を遵守することを誓います。

- 1 計量法又は計量法に基づく命令の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終り、又は執行を受けることがなくなった日から1年を経過しない者
- 2 計量法第113条（登録の取り消し等）の規定により、登録を取り消され、その取り消し日から1年を経過しない者
- 3 法人であって、その業務を行う役員のうち前2号の一に該当する者があるもの

年 月 日

大阪府知事 様

住所

氏名（名称及び代表者氏名）

事業所の位置図		
名称		
所在地	(郵便番号)	
電話番号 (FAX)	本社	担当部署・担当者
	FAX	
	事業所	
	FAX	
[最寄の駅又はバスの停留場から]		

事業所内の見取図	
名称	
所在地	
〔設備の配置及び保管場所も書いてください。〕	

## 計量証明対象物質の分析法と計量機器又は装置一覧表

対象分野

対象物質	測定・分析方法		計量器等
【例 1】 排ガスの窒素 酸化物	【例 1】 厚・通省令 1 号 S57 環境庁告示 48 号	JIS K 0104 6.2 注射筒法	【例 1】 光電分光光度計
		JIS K 0104 8 JIS B 7982 5.4.2 化学発光方式	窒素酸化物自動測定器
		JIS K 0104 8 JIS B 7982 附属書 1 定電位電解方式	窒素酸化物自動測定器
【例 2】 特定工場等騒 音	【例 2】 S43 厚・農・通・運 告 1 号 R2 環告 35 改正	JIS Z 8731 環境騒音の表示・ 測定方法	【例 2】 普通騒音計 精密騒音計
【例 3】 特定建設作業 振動	【例 3】 S51 総令第 58 号 R2 環令 9 改正	JIS Z 8735 振動レベル測定 方法	【例 3】 振動レベル計

## 備考

1. 対象分野は、対象の状態「大気中」、「水又は土壌中」、「音圧レベル」等の区分を記載すること。
2. 対象物質名は、正確に記載すること。不明確な略号は用いないこと。
3. 分析法は、特定できるように記載すること。また、分析法が複数ある場合はその全ての方法を記載すること。
4. 計量器等は、付属部品等も記載すること。

## 登 録 申 請 用

氏名（法人にあつては名称）						
住所（本社所在地）						
計量証明に使用する特定計量器その他の器具、機械又は装置	名 称	製造者	型 式	器物番号	性能又は能力	数量
	【例 1】 ガスクロマトグラフ	〇〇計器	GC-123	A12345	FID、ECD、FTD 検出器付	1
	窒素酸化物濃度計	△△計器	N-123	N23456	化学発光法 測定範囲：0～50、 100、500 ppm	1
	標準ガス (NO <sub>2</sub> , N <sub>2</sub> )				法第 143 条の認定事業者が製造したものを使用（JCSS の証明書付）	各 1
	【例 2】 普通騒音計	□□計器	N-111 (マイクロホン)	012345 (000123)	25～130dB 31.5～8000Hz	3
	【例 3】 振動レベル計	□□計器	V-111 (ピックアップ)	067890 (000567)	30～120dB 1～90Hz	3

## 備考

1. 事業区分は、区分（濃度、音圧レベル、振動加速度レベル）ごとに作成すること。
2. ガラス電極式水素イオン濃度計は、指示計と検出器を区分して記載すること。
3. 騒音計のマイクロホン、振動レベル計はピックアップも（ ）書きで記載すること。
4. 使用する特定計量器（pH 計等）に必要な標準液、標準ガスも記載すること。
5. 特定計量器以外の計量器に使用する標準液（金属標準液）等も記載すること。

## 登録簿（交付・閲覧）用

氏名（法人にあっては名称）			
住所（本社所在地）			
計量証明に使用する特定計量器その他の器具、機械又は装置	名 称	性能又は能力	数量



## 登録申請書記載事項変更届

年 月 日

大阪府知事 様

申請者 住 所

氏 名 (名称及び代表者の氏名)

電話番号

次のとおり、変更があったので、計量法第 114 条において準用する同法第 62 条第 1 項の規定により、届け出ます。

- 1 変更のあった事項に係る事業の区分及びその登録番号
- 2 変更のあった事項
- 3 変更の事由

### 備考

1. 用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とすること。
2. 事業の区分ごとに、かつ、事業所ごとに記載すること。
3. 特定計量証明事業の認定の区分について追加若しくは廃止又は認定証の記載事項に変更があった場合には、第 49 条の 5 第 1 項に規定する認定証の写しを添付すること。

# 事業譲渡証明書

年 月 日

大阪府知事 様

譲渡者 住所

氏名 (名称及び代表者の氏名)

譲受者 住所

氏名 (名称及び代表者の氏名)

上記の者の中で計量証明の事業の全部が 年 月 日に譲渡されたことを証明します。

記

- 1 事業の区分
- 2 登録の年月日及び登録番号
- 3 登録を受けた者の氏名又は名称及び住所
- 4 事業所の所在地

備考

用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とすること。

## 事業承継同意証明書

年 月 日

大阪府知事 様

住所

氏名 (名称及び代表者の氏名)

上記の者は、 の相続人であり、かつ、相続人全員の同意により計量証明の事業を承継する相続人として選定された者であることを証明します。

年 月 日

相続人

住所

氏名

住所

氏名

住所

氏名

住所

氏名

住所

氏名

### 備考

1. 用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とすること。
2. 相続人は、被証明者を除き、全員が署名すること。

# 相 続 証 明 書

年 月 日

大阪府知事 様

住所

氏名 (名称及び代表者の氏名)

上記の者は、  
の相続人であり、計量証明の事業を  
に承継したことを証明します。

年 月 日

証明者

住所

氏名

住所

氏名

## 備考

1. 用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とすること。
2. 証明者は、2 人以上とし、全員が署名すること。

## 事業承継証明書

年 月 日

大阪府知事 様

被承継者 住所

氏名 (名称及び代表者の氏名)

承継者 住所

氏名 (名称及び代表者の氏名)

上記の者の間で分割によって下記の計量証明の事業の全部の承継が 年 月 日  
にありましたことを証明します。

### 記

- 1 事業の区分
- 2 登録の年月日及び登録番号
- 3 登録を受けた者の氏名又は名称及び住所
- 4 事業所の所在地

### 備考

1. 用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とすること。
2. 計量証明事業者にあつては、第 1 項として事業の区分を記載すること。

# 事 業 廃 止 届

年 月 日

大阪府知事 様

住所

氏名 (名称及び代表者の氏名)

下記の計量証明の事業は、 年 月 日に廃止したので計量法第 114 条において準用する同法第 65 条の規定により、届け出ます。

記

- 1 事業の区分
- 2 登録の年月日及び登録番号
- 3 登録を受けた者の氏名又は名称及び住所
- 4 事業所の所在地

備考

1. 用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とすること。
2. 計量証明事業者又は認定特定計量証明事業者にあつては、第 1 項として事業の区分・認定の区分を記載すること。

# 事業規程届出書

年 月 日

大阪府知事 様

届出者 住所

氏名 (名称及び代表者の氏名)

計量法第 110 条第 1 項前段の規定により、事業規程を作成しましたので、別添のとおり届け出ます。

## 備考

1. 用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とすること。
2. 事業の区分ごとに、かつ、事業所ごとに記載すること。

## 事業規程変更届出書

年 月 日

大阪府知事 様

届出者 住所

氏名 (名称及び代表者の氏名)

次のとおり、事業規程の変更をしたので、計量法第 110 条第 1 項後段の規定により、別添のとおり届け出ます。

1 変更のあった事項に係る事業の区分及びその登録番号

2 変更のあった事項

3 変更の事由

備考

1. 用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とすること。
2. 事業の区分ごとに、かつ、事業所ごとに記載すること。



## 計量証明事業者報告書

年 月 日

大阪府知事 様

報告者 住所  
氏名又は名称及び法人に  
あつては代表者の氏名

計量法施行規則第 96 条の規定により、次のとおり報告します。

年 度		登録の年月日 及び登録番号		整理番号	
事業所の所在地					
事業の区分		証 明 件 数		備 考	
長 さ					
質 量					
面 積					
体 積					
熱 量					
濃度	大 気				
	水				
	土 壤				
特定 濃度	大 気				
	水				
	土 壤				
音圧レベル					
振動加速度レベル					

## 備考

1. 用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とすること。
2. 整理番号の欄は、記入しないこと。
3. 特定濃度（ダイオキシン類に係るもの）の欄は、計量法第 121 条の 2 の規定による認定を受けた者のみが記入すること。その場合には、備考の欄に認定番号を記入すること。

## 認定特定計量証明事業者報告書

年 月 日

独立行政法人製品評価技術基盤機構 殿  
(特定計量証明認定機関)

報告者 住所  
名称  
代表者の氏名

計量法施行規則第 96 条の規定により、次のとおり報告します。

年度	事業所の名称	認定番号		整理番号
	事業所の所在地			
認定の区分		証明件数	登録番号	備考
ダイオキシン類	大気			
	水			
	土壌			
クロルデン	大気			
	水			
	土壌			
DDT	大気			
	水			
	土壌			
ヘプタクロル	大気			
	水			
	土壌			

## 備考

1. 用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とすること。
2. 整理番号の欄は、記載しないこと。
3. 登録番号の欄は、計量法第 107 条の計量証明の事業の登録番号を記入すること。

## 特定計量証明事業認定申請書

年 月 日

独立行政法人製品評価技術基盤機構 殿  
(特定計量証明認定機関)

住所

名称

代表者の氏名

計量法第 121 条の 2 の認定を受けたいので、同条の規定により、次のとおり申請します。

- 1 認定の有無、認定の年月日及び認定番号
- 2 認定を受けようとする認定の区分
- 3 認定を受けようとする事業所の名称及び所在地

### 備考

用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とすること。

## 特定計量証明事業の認定の更新申請書

年 月 日

独立行政法人製品評価技術基盤機構 殿  
(特定計量証明認定機関)

住所

名称

代表者の氏名

計量法第 121 条の 4 第 2 項において準用する第 121 条の 2 の認定の更新を受けたいので、第 121 条の 4 第 1 項の規定により、次のとおり申請します。

- 1 認定の更新を受けようとする認定の区分
- 2 認定の年月日及び認定番号
- 3 認定の更新を受けようとする事業所の名称及び所在地

備考

用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とすること。

## 認定申請書記載事項変更届

年 月 日

独立行政法人製品評価技術基盤機構 殿  
(特定計量証明認定機関)

住所

名称

代表者の氏名

次のとおり、変更があったので、計量法施行規則第 49 条の 6 第 1 項(第 49 条の 10 第 1 項)の規定により、届け出ます。

- 1 変更のあった事項に係る認定の区分及び認定番号
- 2 変更のあった事項に係る事業所の名称及び所在地
- 3 変更のあった事項
- 4 変更の事由

備考

用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とすること。

## 認 定 証 再 交 付 申 請 書

年 月 日

独立行政法人製品評価技術基盤機構 殿  
(特定計量証明認定機関)

住所

名称

代表者の氏名

次のとおり、特定計量証明事業の認定書の再交付を受けたいので、計量法施行規則第 49 条の 8 第 1 項の規定により、認定証(認定証を失った事実を記載した書面)を添えて、申請します。

1 認定の区分及び認定番号

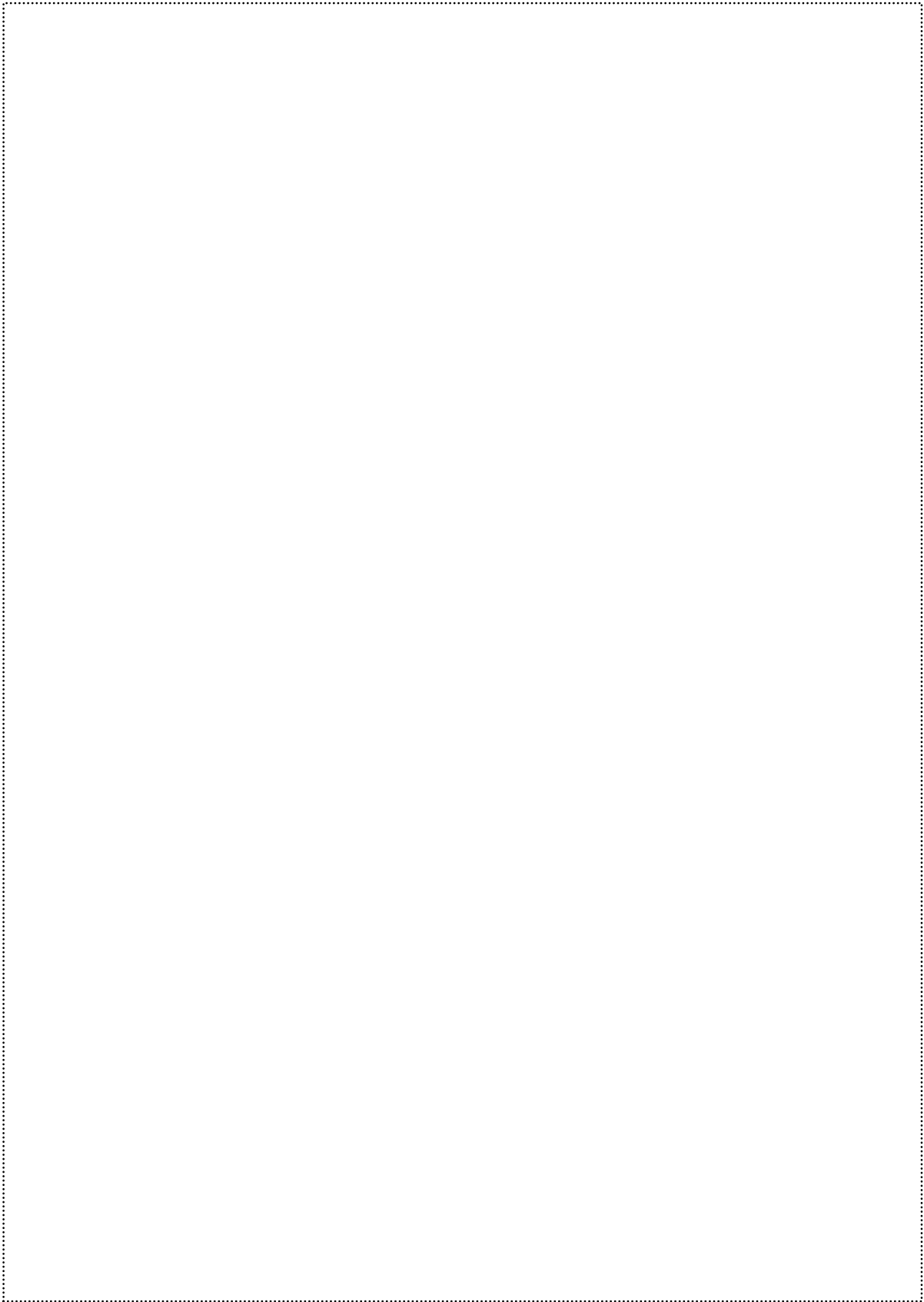
2 再交付申請の事由

備考

用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とすること。



納付した手数料の額 金 円也





## 計量証明検査を受けることを要しない期間に該当する特定計量器の届出書

年 月 日

大 阪 府 知 事 様

届出者 住 所

氏 名

(名称及び代表者の氏名)

下記の特定制量器は、計量法第116条第1項第1号及び同法施行令第29条第2項別表第五の『計量証明検査を受けることを要しない期間』に該当する特定制量器のため、検定済証等の写しを添えて届け出いたします。

## 記

特定制量器の種類	器物番号	検定受検日	計量証明検査の実施月	備考

# 登 録 証 再 交 付 申 請 書

年 月 日

大阪府知事 様

申請者 住 所

氏 名 (名称及び代表者の氏名)

電話番号

計量法施行規則第 46 条第 1 項の規定により、次のとおり計量証明の事業の登録証の再交付を受けたいので、登録証（登録証を失った事実を記載した書面）を添えて、申請します。

1 登録の年月日及び登録番号

2 事業の区分

3 再交付申請の事由

備考

用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とすること。

## 登録簿謄本交付（閲覧）請求書

年 月 日

大阪府知事 様

申請者 住 所

氏 名（名称及び代表者の氏名）

電話番号

次のとおり、登録簿の交付（閲覧）を請求します。

- 1 登録計量事業者の氏名又は名称及び住所
- 2 登録の年月日
- 3 登録番号
- 4 事業の区分
- 5 事業所の所在地
- 6 登録簿の謄本の請求の場合にあっては、その数

### 備考

1. 用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とすること。
2. 1 から 5 までに掲げる事項は、請求の内容に従い記載すること。ただし、不明の場合はこの限りでない。

## 環境計量証明事業登録証明願

年 月 日

大阪府知事 様

住所

氏名

下記の者について、計量法第107条の規定に基づく環境計量証明事業者であることを証明願います。

記

1 登録の年月日

2 住 所

3 氏名又は名称

4 事業の区分及び登録番号

5 事業所の所在地

-----  
計検第 号

上記の者は計量法第107条の規定に基づく環境計量証明事業者であることを証明します。

年 月 日

大 阪 府 知 事 吉 村 洋 文

## 計量証明事業登録証紛失理由書

年 月 日

大阪府知事 様

住所

氏名

この度、下記の計量証明事業登録証の所在について確認したところ紛失していることが判明いたしました。

注<sub>1</sub>（今後、計量証明事業登録証を紛失することがないように適正に保管し、事業を行いますので、よろしくお取り計らいくださいますようお願いいたします。）

注<sub>2</sub>（廃止届とともに返納すべきところ、適切な管理を怠り、返納できず申し訳ありません。つきましては、よろしくお取り計らいくださいますようお願いいたします。）

なお、紛失した計量証明事業登録証が発見された場合は、速やかに返納いたします。

### 記

- 1 登録の年月日
  
- 2 住 所
  
- 3 氏名又は名称
  
- 4 事業の区分及び登録番号
  
- 5 事業所の所在地

注 1 紛失、再交付の場合

注 2 廃止届の場合



## 《資料 2》 計量証明事業規程【作成例】

<b>濃度、音圧レベル及び振動加速度レベルの計量証明事業規程</b>	頁
第 1 章 総則	68
第 2 章 組織	68
第 3 章 計量証明用設備の保管、検査及び整備	69
第 4 章 計量証明の基準となる計量の方法	69
第 5 章 計量証明の事業の工程の一部を外部の者に行わせる場合の取扱い	69
第 6 章 計量証明書の発行	70
第 7 章 計量の記録の保存	70
第 8 章 事業規程及び細則の改正	71
第 9 章 社会的責任	71
<b>特定濃度に係る計量証明事業規程</b>	
第 1 章 総則	72
第 2 章 組織	72
第 3 章 計量証明用設備の保管、検査及び整備	73
第 4 章 特定計量証明の基準となる計量の方法等	73
第 5 章 特定計量証明事業の工程の一部を外部の者に行わせる場合の取扱い	73
第 6 章 計量証明書の発行	74
第 7 章 計量の記録の保存	74
第 8 章 社会的責任	75
別紙 計量証明用設備一覧表	76

# 濃度、音圧レベル及び振動加速度レベルに係る計量証明事業規程

## 第1章 総則

(目的)

**第1条** この規程は、計量法第110条の規定に基づき、〇〇株式会社〇〇事業所（以下「当事業所」という。）が濃度（特定濃度を除く。以下同じ）、音圧レベル及び振動加速度レベルに係る計量証明の事業を公正かつ円滑に行うため必要な事項を定め、もって計量証明事業の適正化を図ることを目的とする。

(計量証明事業の対象となる分野)

**第2条** 計量証明の対象となる分野は、次のとおりとし、物質名等は別途細則で定める。

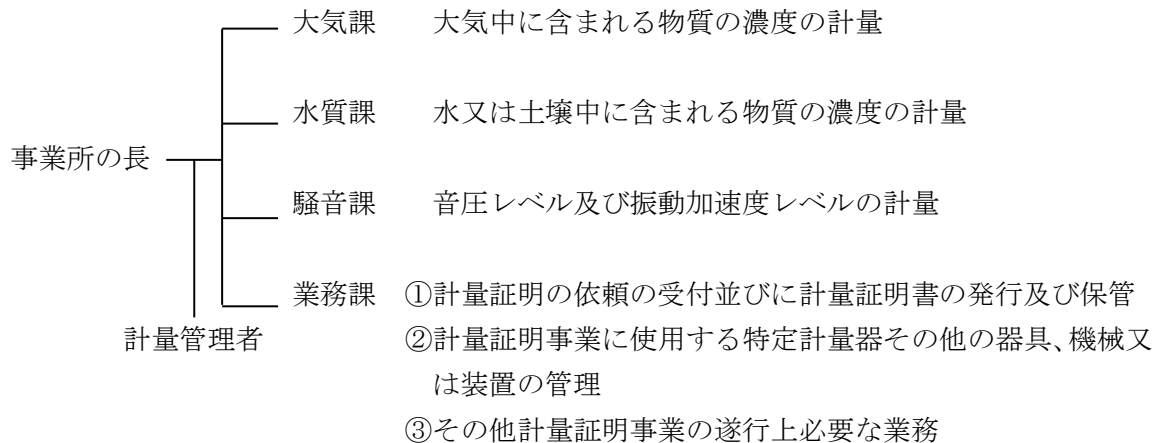
- (1) 大気中に含まれる物質の濃度（特定濃度の区分に係るものを除く）
- (2) 水又は土壌中に含まれる物質の濃度（特定濃度の区分に係るものを除く）
- (3) 音圧レベル
- (4) 振動加速度レベル

## 第2章 組織

(計量証明を実施する組織)

**第3条** 計量証明事業を実施する組織及び分掌は次のとおりとする。

- (1) 組織



(2) 責任者は、事業所の長（注：役職名のみ記載）とし、計量証明の事業を統括する。

(3) 計量管理者

イ 計量管理者については、環境計量士（濃度及び騒音・振動）を取得した者が当たり、氏名については別途細則に定める。

ロ 計量管理者の職務

計量管理者は、当事業所が行う計量証明事業全般にわたり、計量証明事業に使用する特定計量器その他器具、機械又は装置（以下「計量証明用設備」という）及び標準物質の保



管、検査、整備並びに計量方法の選定、計量方法の改善、計量方法の指導、計量結果の確認、その他適正な計量証明の実施を確保するために必要な措置を講ずること（以下「計量管理」という）の責任と権限を有する。

(4) その他

組織、業務分担に関する事項は、別途細則に定める。

### 第3章 計量証明用設備の保管、検査及び整備

(計量証明用設備)

**第4条** 計量証明用設備は次の基準に適合するものとする。

(1) 計量証明用設備であって、検定対象であるものについては、検定証印又は基準適合証印（以下「検定証印等」という。）が付され、有効期間のあるものは、有効期限内のものとする。

(2) (1)に掲げるもの以外の計量証明用設備については、当該事業を的確に遂行するに足りるものとする。

2 計量証明用設備の名称、性能及び数量は、別紙のとおりとする。

3 別紙に掲げる計量証明用設備については、別途細則に定める設備管理台帳を備えて管理する。

(設置及び保管)

**第5条** 計量証明用設備は、その性能を保持するため、必要な事項について細則に定める方法により設置又は保管するものとする。

(検査及び整備)

**第6条** 計量証明用設備は、その使用に支障がないように常に整備を行い、かつ、定期的に検査を行うものとする。

2 計量証明に使用する濃度計は、計量法施行規則第3条の規定により目盛を調整して使用するものとし、その標準物質が計量法第143条に基づき登録を受けた者から供給されるものがある場合はこれを使用する。

### 第4章 計量証明の基準となる計量の方法

(計量の方法)

**第7条** 計量証明の基準となる計量の方法は、関係法令、日本産業規格等国の定める方法によるものとし、その方法を記載した文書を常に備えておくものとする。

2 前項の定めのないもの又は前項の方法で測定できないものにあつては、計量管理者があらかじめ定めた適切な方法によるものとし、その方法を細則に定め保存しておくものとする。

3 その他試料採取、計量の実施、試薬の管理等及び数値に関する事項は、別途細則に定める。

### 第5章 計量証明の事業の工程の一部を外部の者に行わせる場合の取扱い

(外注等)

**第8条** 計量証明の事業の工程において、当事業所が実施能力を有する工程であつて、かつ、当事業所の長が必要と認めた場合、当該工程の一部を当事業所以外の者に行わせること（以下「外注等」という。）ができる。

(外注等を行う工程の計量管理)

**第9条** 計量証明事業の工程の一部を外注等により行う場合、計量管理者は外注等を行わせる者の適格性について確認することとし、その選定方法、実施能力の確認方法及び確認体制については、別途細則に定める。

## 第6章 計量証明書の発行

(発行の方法)

**第10条** 計量証明は、計量証明書を発行することによって行うものとし、計量証明書には次の事項を記載し、計量管理者及び事業者が押印する。

ただし、顧客等との間で書面等による承諾を得ている場合に限り、電子文書の交付によって計量結果の表明を行うものとし、計量管理者及び事業者の押印に代わって、事業者から計量証明書の発行に関して委任を受けた計量管理者の電子署名を付与することとし、発行の方法は別途細則に定める。

- ・ 計量証明書である旨の表記
  - ・ 計量証明書の発行番号及び発行年月日
  - ・ 計量証明書を発行した計量証明事業者の氏名又は名称及び住所
  - ・ 計量証明を行った事業所の所在地及び登録番号
  - ・ 当該計量証明書に係る計量管理を行った者の氏名
  - ・ 依頼者名
  - ・ 計量の対象
  - ・ 計量の方法
  - ・ 計量証明の結果
  - ・ 当事業所が計量証明の事業の工程の一部を外に行かせた場合にあっては次に掲げる事項
    - イ 当該工程の具体的内容
    - ロ 当該工程を実施した事業者の氏名又は名称及び事業所の所在地
  - ・ その他必要な事項（試料の由来等）
- 2 計量法第110条の2第1項の標章を付す場合は次のとおりとする。
- ・ 標章を付す場所は別途細則に定める
  - ・ 標章に関する取扱い事項は細則に定める
- ※事項の例 一部の証明書に標章を付さない場合はそれに関する規定等
- 3 その他計量証明書の発行に関することは、別途細則に定める。

## 第7章 計量の記録の保存

(計量の記録及び保存期間)

**第11条** 計量の結果はすべて記録しておくものとし、その保存期間は2年以上とする。

なお、電子媒体により保存を行うものについては、保存方法、改ざん防止、アクセス制限の設定及びバックアップに関する事項等を別途細則に定める。

(計量証明書の保存)

**第12条** 計量証明書の発行に当たっては、写しをとるものとし、その保存期間は5年以上とする。

なお、電子媒体により保存を行うものについては、保存方法、改ざん防止、アクセス制限の設定及びバックアップに関する事項等を別途細則に定める。

## 第8章 事業規程及び細則の改正

(事業規程及び細則の改正)

**第13条** この規程及びこの規程に基づき定める細則は、適正な計量証明を実施するため常に見直すものとする。

2 この規程及び細則を改正したときは、速やかに当事業所の関係者に改正内容を周知徹底するとともに、変更した事業規定については、登録を受けた都道府県知事に届け出るものとする。なお、改正の手続き等は別途細則に定める。

## 第9章 社会的責任

(社会的責任の保持)

**第14条** 当事業所は、計量証明事業者としての社会的責任を自覚し、正確な計量を行い、その計量の結果のみに基づき適正な計量証明を実施する。計量証明事業の実施に際し、業務上知り得た秘密を他に漏らすことのないように努めるとともに、いやしくも虚偽の計量証明と誤認されるような行為は一切行わない。

2 当事業所は、第2条に掲げる分野に係る濃度、音圧レベル、振動加速度レベルの計量に関する技術の向上、関係法令の理解の増進等を図るため、環境計量証明事業者の団体等が開催する各種の研修会及び共同実験等に積極的に参加するものとする。

3 当事業所は、別途細則で定める様式により事業を担当する技術者の経歴及び上記研修会等の参加記録を保存するものとする。

(その他)

**第15条** その他、計量証明の事業に関して必要な事項は、別途細則に定める。

(附則)

1 年 月 日 制定

2 年 月 日 改定

(注) 第10条第1項ただし書き、第11条なお書き及び第12条なお書きは、該当する場合に記載する。

# 特定濃度に係る計量証明事業規程

## 第1章 総則

(目的)

**第1条** この規程は、計量法第110条の規定に基づき、〇〇株式会社〇〇事業所（以下「当事業所」という）が特定濃度に係る計量証明の事業（以下「特定計量証明事業」という）を公正かつ円滑に行うために必要な事項を定め、もって特定計量証明事業の適正化を図ることを目的とする。

(特定計量証明事業の対象となる分野)

**第2条** 特定計量証明事業の対象となる分野は次のとおりとする。

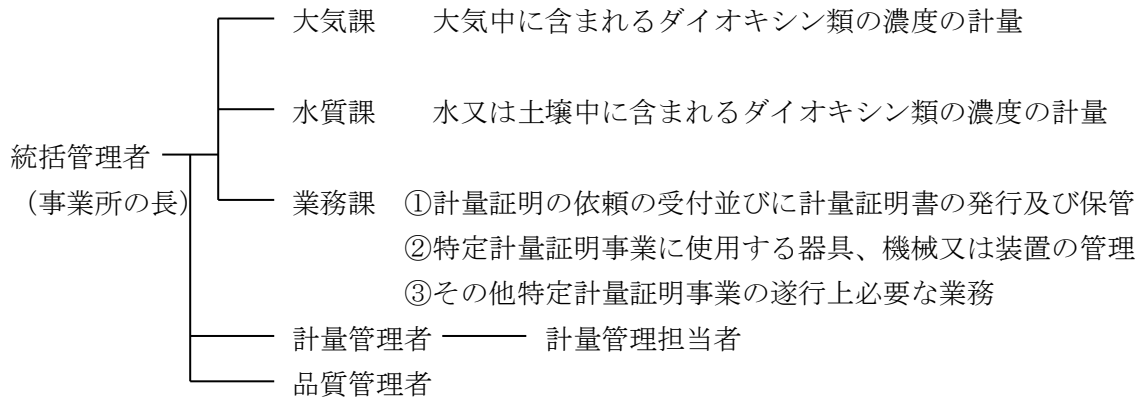
- (1) 大気中のダイオキシン類の濃度
- (2) 水又は土壌中のダイオキシン類の濃度

## 第2章 組織

(特定計量証明事業を実施する組織)

**第3条** 特定計量証明事業を実施する組織及び分掌は次のとおりとする。

(1) 組織



(2) 統括管理者（事業所の長）は、特定計量証明の事業を統括する。

(3) 計量管理者

イ 計量管理者の氏名

計量管理者は、環境計量士（濃度関係） 〇〇とする。

ロ 計量管理者の職務

計量管理者は、当事業所が行う特定計量証明事業全般にわたり、特定計量証明事業に使用する特定計量器その他の器具、機械又は装置及び標準物質（以下「計量証明用設備」という。）の保管、検査及び整備並びに計量方法の選定、計量方法の改善、計量方法の指導、計量結果の確認その他適正な計量証明の実施を確保するために必要な措置を講ずること（以下「計量管理」という。）の責任と権限を有する。

#### (4) 品質管理者

品質管理者は、〇〇〇とし、当事業所が行う特定計量証明事業の品質管理及び内部監査の実施についての責任と権限を有する。

### 第3章 計量証明用設備の保管、検査及び整備

(計量証明用設備)

**第4条** 計量証明用設備は次の基準に適合するものとする。

- (1) 計量証明用設備であって検定対象であるものについては、検定証印又は基準適合証印（以下「検定証印等」という）が付され、有効期間のあるものは、有効期限内のものとする。
- (2) (1)に掲げるもの以外の計量証明用設備については、当該事業を的確に遂行するに足りるものとする。
- 2 計量証明用設備の名称、性能及び数量は、別紙のとおりとする。
- 3 別紙に掲げる計量証明用設備については、別途細則に定める設備管理台帳を備えて管理する。

(設置及び保管)

**第5条** 計量証明用設備は、その性能を保持するため、必要な事項について細則に定める方法により設置又は保管するものとする。

(検査及び整備)

**第6条** 計量証明用設備は、別途細則により設備の種類ごとに定められた方法により、その使用に支障がないように常に整備を行い、かつ、定期的に検査を行うものとする。

- 2 計量証明に使用する濃度計は、計量法施行規則第3条の規定により目盛を調整して使用するものとし、その標準物質が計量法第143条に基づき登録を受けた者から供給されるものがある場合はこれを使用する。

### 第4章 特定計量証明の基準となる計量の方法等

(計量の方法)

**第7条** 計量証明の基準となる計量の方法は、関係法令、日本産業規格等国の定める方法によるものとし、その方法を記載した文書を常に備えておくものとする。

- 2 前項の定めのないもの又は前項の方法で測定できないものにあつては、認定機関の承諾を得た適切な方法によるものとし、その方法を細則に定め保存しておくものとする。

### 第5章 特定計量証明の事業の工程の一部を外部の者に行わせる場合の取扱い

(外注等)

**第8条** 特定計量証明の事業の工程において当事業所が実施能力を有する工程であつて、かつ、当事業所の長が必要と認めた場合、当該工程の一部を当事業所以外の者に行わせること（以下「外注等」という）ができる。

(外注等を行う工程の計量管理)

**第9条** 特定計量証明事業の工程の一部を外注等により行う場合の必要な事項は別途細則に定め

る。

## 第6章 計量証明書の発行

(発行の方法)

**第10条** 計量証明は、計量証明書を発行することによって行うものとし、計量証明書には次の事項を記載し、計量管理者及び事業者が押印する。

ただし、顧客等との間で書面等による承諾を得ている場合に限り、電子文書の交付によって計量結果の表明を行うものとし、計量管理者及び事業者の押印に代わって、事業者から計量証明書の発行に関して委任を受けた計量管理者の電子署名を付与することとし、発行の方法は別途細則に定める。

- ・ 計量証明書である旨の表記
  - ・ 計量証明書の発行番号及び発行年月日
  - ・ 計量証明書を発行した計量証明事業者の氏名又は名称及び住所
  - ・ 計量証明を行った事業所の名称、所在地、認定番号及び登録番号
  - ・ 当該計量証明書に係る計量管理を行った者の氏名
  - ・ 依頼者名
  - ・ 計量の対象
  - ・ 計量の方法
  - ・ 計量証明の結果
  - ・ 当事業所が計量証明の事業の工程の一部を外部に行わせた場合にあっては次に掲げる事項
    - イ 当該工程の具体的内容
    - ロ 当該工程を実施した事業者の氏名又は名称及び事業所の所在地
  - ・ その他必要な事項（試料の由来等）
- 2 計量法第110条の2第1項の標章又は第121条の3第1項の標章を付す場合は下記のとおりとする。
- ・ 標章を付す場所は別途細則に定める
  - ・ 標章に関する取扱い事項は細則で定める

※事項の例 一部の証明書に標章を付さない場合はそれに関する規定等

## 第7章 計量の記録の保存

(計量の記録及び保存期間)

**第11条** 計量の結果はすべて記録しておくものとし、その保存期間は5年以上とする。

なお、電子媒体により保存を行うものについては、保存方法、改ざん防止、アクセス制限の設定及びバックアップに関する事項等を別途細則に定める。

(計量証明書の保存)

**第12条** 計量証明書の発行に当たっては、写しをとるものとし、その保存期間は5年以上とする。

なお、電子媒体により保存を行うものについては、保存方法、改ざん防止、アクセス防止、アクセス制限の設定及びバックアップに関する事項等を別途細則に定める。

## 第8章 社会的責任

(社会的責任の保持)

- 第13条** 当事業所は、特定計量証明事業者として社会的責任を自覚し、正確な計量を行い、その計量の結果のみに基づき適正な計量証明を実施する。特定計量証明事業の実施に際し、業務上知り得た秘密を他に漏らすことのないように努めるとともに、いやしくも虚偽の計量証明と誤認されるような行為は一切行わない。
- 2 当事業所は、第2条に掲げる分野に係る特定濃度の計量に関する技術の向上、関係法令の理解の増進等を図るため、環境計量証明事業者の団体等が開催する各種の研修会及び共同実験等に積極的に参加するものとする。
- 3 当事業所は、別途細則で定める様式により事業を担当する技術者の経歴及び上記研修会等の参加記録を保存するものとする。

(その他)

- 第14条** その他特定計量証明の事業に関し必要な事項は別途定める。

(附則)

- 1 年 月 日 制定
- 2 年 月 日 改定

(注) 第10条第1項ただし書き、第11条なお書き及び第12条なお書きは、該当する場合に記載する。

## 別 紙

## 計量証明用設備一覧表

## 大気中の濃度関係

設備の名称	数量	設備の性能又は仕様
電子天びん	2	〇〇製〇〇—〇〇 目量 0.01mg ひょう量 200g
純水製造装置	1	〇〇製〇〇—〇〇 イオン交換—蒸留式
ドラフト	2	〇〇製〇〇—〇〇 スクラバー付
排水処理装置	1	〇〇製中和式排水処理装置
温度計	2	測定範囲 0～500℃ 1目盛 2.0℃
ガスメーター	1	〇〇製〇〇—〇〇 測定範囲 3～600L/hr
傾斜型マノメーター	1	〇〇製 300mL (2 から 10 倍可変型)
流速計	1	〇〇製 1.5m L型ピトー管
ガス吸引装置	1	〇〇製〇〇—〇〇 0.2～N m <sup>3</sup> /分
一酸化炭素濃度計	1	〇〇製〇〇—〇〇 赤外線吸収法 測定範囲 0～10、20、50ppm
二酸化硫黄濃度計	1	〇〇製〇〇—〇〇 溶液導電率法 測定範囲 0～50、100、250、500ppm
窒素酸化物濃度計	1	〇〇製〇〇—〇〇 化学発光法 測定範囲 0～0.05、0.1、0.5、5、10ppm
浮遊粒子状物質濃度計	1	〇〇製〇〇—〇〇 β線吸収法 測定範囲 0～10mg/m <sup>3</sup>
オゾン分析計	1	〇〇製〇〇—〇〇 化学発光法 測定範囲 0～0.01、0.02、0.05、0.1、0.2 0.5、1.0ppm



## 《資料 3》 計量証明事業規程細則【作成例】

計量証明事業規程細則	頁
計量証明事業規程に関する細則	78
1. 組織・業務分担に関する細則	81
2. 計量証明対象物質名等に関する細則	87
3. 計量方法に関する細則	90
4. 計量証明用設備の管理に関する細則	92
5. 試薬等の管理に関する細則	102
6. 試料採取・現地測定に関する細則	104
7. 計量の実施に関する細則	113
8. 数値の管理に関する細則	118
9. 計量証明書及び発行に関する細則	120
10. 業務の外部委託に関する細則	126
11. 電子文書の発行に関する細則	127
12. 記録の電子保存に関する細則	128
13. その他の管理に関する細則	129

# 計量証明事業規程に関する細則

## I 主旨

この細則は、当事業所の「濃度、音圧レベル及び振動加速度レベルの環境計量証明事業規程」（以下「事業規程」という）に基づき、本規程中細則で定めなければならない必要事項を定めるものとする。

## II 細則の種類

細則の種類はこの細則を含め次のとおりとする。

- ① 組織・業務分担に関する細則
- ② 計量証明対象物質名等に関する細則
- ③ 計量方法に関する細則
- ④ 計量証明用設備の管理に関する細則
- ⑤ 試薬等の管理に関する細則
- ⑥ 試料採取・現地測定に関する細則
- ⑦ 計量の実施に関する細則
- ⑧ 数値の管理に関する細則
- ⑨ 計量証明書及び発行に関する細則
- ⑩ 業務の外部委託に関する細則
- ⑪ その他の管理に関する細則

## III 事業の内容及び事業規程等の見直し・改定

事業規程・細則等の内容に変更が生じた場合は、「規程・細則等制定・改定伺い書」（様式1）により、速やかに改定を行い、その概要は「改定経過記録簿」（様式2）に記録する。

年 月 日 制定

年 月 日 改定

(様式1)

規程・細則等制定・改定伺い書

規程・細則名 (個所名) 〔規程番号〕	〔No. _____〕			作成日	年 月 日	
				決裁日	年 月 日	
				施行日	年 月 日	
区 分	新規	更新	改定	その他	作成者 (部署)	( )
新・旧 内容の 概 要						
制定・改定等 の理由・目的	〔参考資料・引用文献等 : _____〕					
備 考						
決裁覧	事業所長	計量管理者			作成者	
措 置	<input type="checkbox"/> 回収 <input type="checkbox"/> 配布 <input type="checkbox"/> 差し替え <input type="checkbox"/> 添付 <input type="checkbox"/> 規程成文化 <input type="checkbox"/> 連絡 <input type="checkbox"/> 届出					
配布先	<input type="checkbox"/> 業務 <input type="checkbox"/> 大気 <input type="checkbox"/> 水質 <input type="checkbox"/> 騒音 <input type="checkbox"/> 振動 <input type="checkbox"/> 計量管理 (原本保存 <input type="checkbox"/> )					

(記録の保存期間：3年)

(様式2)

改定経過記録簿

年 月 日	規程・細則等名	制定・改定内容の概略
年 月 日	〇〇〇〇〇	制定
年 月 日	〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇
年 月 日	〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇
年 月 日		
年 月 日		
年 月 日		
年 月 日		
年 月 日		
年 月 日		
年 月 日		
年 月 日		
年 月 日		
年 月 日		
年 月 日		
年 月 日		
年 月 日		

(記録の保存期間：永久)

# 1. 組織・業務分担に関する細則

## 1.1 主旨

この細則は、事業規程第3条に基づき定める。

## 1.2 組織業務分担

環境計量証明事業に関する組織・業務分担は、事業規程第3条に定めるほか、別表1-1～1-5に示すとおりとする。

別表1-1 計量方法の管理に関する体制

別表1-2 設備等の管理に関する体制

別表1-3 試薬等の管理に関する体制

別表1-4 数値の管理、計量証明書及び発行に関する体制

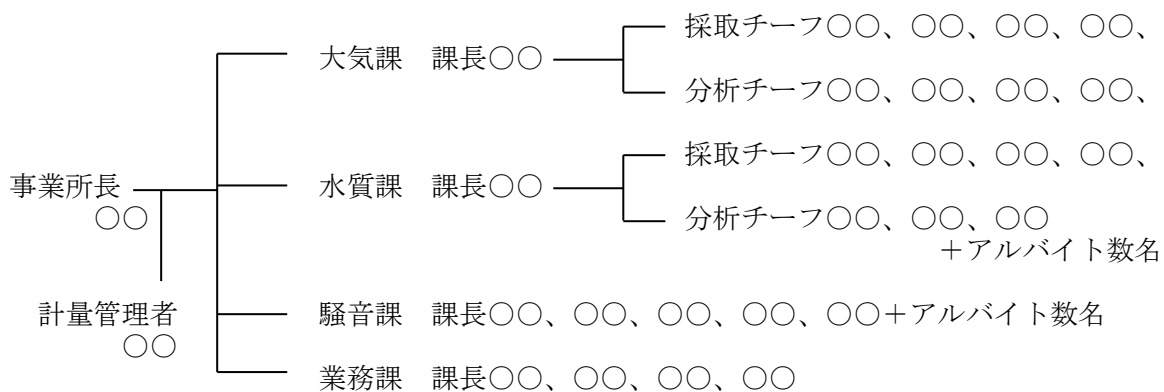
別表1-5 その他の管理に関する体制

## 1.3 計量管理者の業務分担

計量管理者として、知事へ環境計量士を複数届け出ている場合は、次に示すとおり正副に分ける。また、実務には常に正の環境計量士が当たり、正の環境計量士が不在の場合はその職務のすべてを副の環境計量士が代行する。ただし、副の計量士が職務を代行した場合は、その内容を正の環境計量士に報告するものとする。

正副の区分	濃 度	音圧レベル・振動加速度レベル
正の氏名	○○ ○○	△△ △△
副の氏名	△△ △△ □□ □□	○○ ○○ □□ □□

## 1.4 計量証明事業を実施する組織図



(別表 1-1)

計量方法の管理に関する体制

項目 \ 担当	担 当 課 〔担当者等〕	計量管理者 〔環境計量士〕	責 任 者 〔事業所長〕
計量方法の確立		「計量方法に関する細則」に従い決定する。	決定された計量方法を 確認する。
計量方法の指導・ 教育	計量マニュアルを確実に実施するため、計量管理者が策定した教育メニューを消化し、技術の習得を行う。	「その他管理に関する細則」に従い計量方法に関する教育計画を立案し、実施状況を把握する。合せてその結果を責任者に報告するとともに同細則に従い「実務経験記録簿」に記載する。	教育計画及び実施結果の報告を確認する。
計量マニュアルの策定	計量管理者が作成した計量マニュアルを確認し、これに従い計量を行う。 なお、計量マニュアルに問題点があれば計量管理者に報告する。	「計量方法に関する細則」に従い作成する。 問題点があれば随時見直しを行う。	
計量の実施	計量方法に従い実施した計量結果を記録し、計量管理者に報告する。	計量結果を総合的に検討し、承認を行う。	

(別表 1-2)

設備等の管理に関する体制

項目 \ 担当	担 当 課 〔担当者等〕	計量管理者 〔環境計量士〕	責 任 者 〔事業所長〕
設備の選定		計量証明対象物質の測定・分析に最適な機器を選定する。	機器等の購入を決定する。
設備一覧表の記載	購入した設備は関係帳簿に記載し、事業規程等を遵守して適正に使用し、管理する。	選定し購入した設備は「計量証明設備の管理に関する細則」に従い、「設備管理台帳」等関係する帳簿に記載し、管理する。	購入した設備が登録事業者として知事に届け出なければならない場合は届出手続きを行う。
設備管理責任者の選定	選任された設備管理責任者は、事業規程等に従いその任務を行う。	「同上の細則」に従い選任するための助言を責任者に行う。	計量管理者の助言に従い設備管理責任者を決定する。
設備の始業点検	設備始業点検基準に従い、その結果を同記録簿に記載し適正に行う。また、設備に異常等がある場合は同細則に従い適切に処理するとともに、設備管理責任者及び計量管理者に報告する。	「同上の細則」に従い点検基準を定め、その基準に従い点検が実施されているか確認する。設備異常の処理を含め、適正に管理されているか確認する。	始業点検等の実施結果の報告を確認する。
設備の定期点検	設備定期点検基準に従い計量管理者・設備管理責任者とともに定期点検を実施し、その結果を「定期点検結果表」に記録する。	「計量証明設備の管理に関する細則」に従い点検基準を定め、その基準に従い点検が実施されているか確認する。	定期点検実施結果の報告を確認する。
検定・検査の受検	検定・検査を受検した場合は、その結果を設備管理責任者及び計量管理者に報告する	計量法に規定する検定・検査を受検しなければならない特定計量器については、常にその受検時期を確認し、適正に対処する。また、その受検を確認するとともに検査結果を責任者に報告する。	検定・検査実施結果の報告を確認する。
設備・保管の管理器具の保管	使用する全ての設備について常に適正に管理し、異常等が発生した場合は設備管理責任者及び計量管理者に報告する。また、管理場所等レイアウトについても常に検討する。	全ての設備について「事業規程」及び「同上の細則」に従い、常に適正な管理が行われているか確認する。異常や問題点の報告を受けた場合は、業務に影響を及ぼさないよう適切な指示を行う。また、適切な保管・設置状態になるように常に点検し、問題があれば改善を指導する。	施設の管理等で問題があれば改善を決定する。

(別表 1-3)

### 試薬等の管理に関する体制

項目 \ 担当	担 当 課 〔担当者等〕	計量管理者 〔環境計量士〕	責 任 者 〔事業所長〕
試薬等の選定	決定された試薬について、「試薬等の管理に関する細則」に従い標準物質管理台帳に記載する。	「試薬等の管理に関する細則」に従い、測定・分析が可能な試薬を「標準物質」等から選定する。	計量管理者が選定した試薬等を決定する。
試薬等管理責任者の選定	選任された責任者は、「事業規程」及び「試薬等の管理に関する細則」に従い適正に管理する。	「試薬等の管理に関する細則」に従い、選任するための助言を責任者に行う。	計量管理者の助言に従い、試薬等管理責任者を決定する。
試薬等の使用・記録	「事業規程」及び「試薬等の管理に関する細則」に従い適正に使用し、使用後は「標準物質使用記録簿」に記録する。また、希釈液の調製及び原液の使用において異常等があった場合は、試薬等管理責任者及び計量管理者に報告する。	試薬等が適正に使用されているか常に確認し、異常等の報告を受けた場合は、試薬等管理責任者ととも原因を調査する。	試薬等に対する異常等の報告を受けた場合は適正な対処を関係者に指示する。
試薬の保管	保管状況を把握し、異常があれば試薬等管理責任者及び計量管理者に報告する。	「試薬等の管理に関する細則」に従い適正に保管されているか常に確認する。また、異常及び問題点の報告を受けた場合は、試薬等管理責任者と協議し、改善を指示する。	異常等の報告を受けた場合は、関係法令遵守の観点から適切な対処や対応を指示する。



(別表 1-4)

数値の管理、計量証明書及び発行に関する体制

項目 \ 担当	担 当 課 〔担当者等〕	計量管理者 〔環境計量士〕	責 任 者 〔事業所長〕
精度管理	「数値の管理に関する細則」に従い実施した計量結果を整理し、問題点等があれば計量管理者に報告する。	「数値の管理に関する細則」に従い適正に行われているか常に確認する。また、計量結果の報告を考察するとともに問題点がある場合は、クロスチェック等による検証や計量方法の改善を検討する。	
異常値の対応	異常値等が出た場合は記録の確認を行い、異常値が発生した旨を計量管理者に報告する。	異常値の報告を受けた場合は、計量方法どおりに実施されたかを確認するとともに、必要があれば再分析等を指示する。	
計量証明書の発行	「計量証明書の発行に関する細則」等に従い、計量の結果に基づき計量証明書を作成し、発行する。また、そのことを記録する。	「計量証明書の発行に関する細則」等に従い計量結果を検討し、計量証明書に押印し、内容を承認する。	事業所として計量証明書の発行を承認する。
計量証明書の保存及び廃棄	「計量証明書の発行に関する細則」等に従い計量証明書の保存を行い、また、計量管理者の指示に従い、保存期間の経過した計量証明書を廃棄する。	「計量証明書の発行に関する細則」等に従い、保存期間（事業規程に記載）を経過した計量証明書の保存・廃棄を指示する。	

(別表 1-5)

その他の管理に関する体制

項目 \ 担当	担 当 課 〔担当者等〕	計量管理者 〔環境計量士〕	責 任 者 〔事業所長〕
施設の管理	「その他の管理に関する細則」等に従い、防災・公害防止等を実施する。	「その他の管理に関する細則」等に従い適正に管理するとともに、管理責任者（防災・安全衛生等）とともに防災・公害対策実施状況を常に確認する。	防災・公害防止等の計画を立て、その実施状況を確認する。
安全・衛生	安全・衛生対策を実施する。	「その他の管理に関する細則」等に従い管理責任者（防災・安全衛生等）とともに、安全衛生対策の実施状況を常に確認する。	安全・衛生等の計画を立て、その実施状況を確認する。
教育・訓練	計画に基づき教育・訓練を実施し、参加する。	計量証明事業を適正かつ安全に実施するため「その他の管理に関する細則」等に従い教育計画を立案し、その実施状況を確認する。	「その他の管理に関する細則」等に従い教育指導方針を決定し、その実施結果を確認する。
環境計量業務委員会	委員に任命された者は、委員会での決定されたことを委員以外の者に周知する。	「その他の管理に関する細則」等に従い、設置された委員会の議長となり、その任務を行う。	「その他の管理に関する細則」に従い委員会を設置し、その議事録を確認する。
業務の外部委託	計量管理者の指示により、計量マニュアルに従い委託業者の業務管理を行うとともに計量結果に基づき計量証明書を作成する。	「業務の外部委託に関する細則」等に従い業者を選定し、実施状況を確認する。	委託業務内容及び委託先を確認する。

## 2. 計量証明対象物質名等に関する細則

### 2.1 主旨

この細則は、規程第2条に基づき定める。

### 2.2 計量証明の対象

計量証明を行う対象物質名は、別表2-1～2-5に示すとおりとする。

別表2-1 大気中の濃度の対象物質名等

別表2-2 水中の濃度の対象物質名等

別表2-3 土壌中の濃度の対象物質名等

別表2-4 音圧レベル

別表2-5 振動加速度レベル

別表2-1～2-3「機器又は装置の一覧」の欄の一部の略称は次のとおりとする。

略号等	機器・装置等の名称
HVA	ハイボリウムエアサンプラー
LVA	ロウボリウムエアサンプラー
AA	原子吸光分析装置
GC	ガスクロマトグラフ
FID	水素炎イオン化検出器
FTD	アルカリ熱イオン化検出器
FPD	炎光光度検出器
NPD	窒素リン検出器
ECD	電子捕獲検出器
TCD	熱伝導度検出器
MS	質量分析計
HS	ヘッドスペース
LC	液体クロマトグラフ
HPLC	高速液体クロマトグラフ
UV	紫外線吸収検出器
IC	イオンクロマトグラフ
ICP	誘導結合プラズマ発光分光分析装置

なお、「光電分光光度計」は「分光光度計」と同一のものとして取扱う。「原子吸光光度計」は「原子吸光分析装置」及び「フレイム原子吸光分析装置」は同一のものとして取扱う。

年 月 日 制定

年 月 日 改定

(別表 2-1)

## 大気中の濃度の対象物質名等

対象物質名等	計量証明の基準となる計量方法		分析方法に応じ必要となる 分析機器又は分析装置
二酸化硫黄	S48 環告第 25 号	JIS B 7952-6.2.1 紫外線蛍光法	二酸化硫黄自動測定器
		JIS B 7952-6.2.2 溶液導電率法	二酸化硫黄自動測定器
一酸化炭素	S48 環告第 25 号	JIS B 7951 非分散型赤外分析法	一酸化炭素自動測定器
浮遊粒子状物質	S48 環告第 25 号	JIS Z 8813-6.2.2 ろ過捕集による 重量濃度測定法	ロウボリウムエア サンプラー
		JIS B 7954-5.2.1 $\beta$ 線吸収法	浮遊粒子状物質自動測定器
		JIS B 7954-5.2.2 圧電天びん法	浮遊粒子状物質自動測定器
		JIS B 7954-5.2.3 光散乱法	浮遊粒子状物質自動測定器

(別表 2-2)

## 水中の濃度の対象物質名等

対象物質名等	計量証明の基準となる計量方法		分析方法に応じ必要となる 分析機器又は分析装置
カドミウム	JIS K 0102-54.1	フレーム原子吸光法	フレーム原子吸光分析装置
	JIS K 0102-55.2	電気加熱原子吸光法	電気加熱原子吸光分析装置
	JIS K 0102-55.3	ICP 発光分析法	ICP
	JIS K 0102-55.4	ICP 質量分析法	ICP-MS
全シアン	JIS K 0102-38.2	ピリジン-ピラゾロン吸光光度法	吸光光度分析装置
	JIS K 0102-38.3	ピリジンカルボン酸ピラゾロン吸光光度法	吸光光度分析装置

(別表 2-3)

## 土壌中の濃度の対象物質名等

対象物質名等	計量証明の基準となる計量方法		分析方法に応じ必要となる 分析機器又は分析装置
アルキル水銀	S46 環告第 59 号付表 3	GC 法	GC (ECD)
	S49 環告第 64 号付表 3	薄層クロマトグラフ原子吸光法	原子吸光分析装置
P C B	S46 環告第 59 号付表 4	GC 法	GC (ECD)
銅	S47 総理府令 66 号	原子吸光法	原子吸光分析装置

(別表 2-4)

## 音圧レベル

対象物質名等	計量証明の基準となる計量方法	分析方法に応じ必要となる 分析機器又は分析装置
騒音に係る環境 基準	H12 環告第 20 号 JIS Z 8731 (等価騒音レベル)	積分平均形騒音計 (JIS C 1502・ 1505 の付属書に基づく機能を備 える騒音計で、等価騒音レベルを 自動的に演算できる騒音計) 同等以上の性能を有する測定器
航空機騒音に係 る環境基準	H12 環告第 20 号 JIS Z 8731	精密騒音計 普通騒音計 同等以上の性能を有する測定器
特定工場等騒音	H13 環告第 9 号 JIS Z 8731	精密騒音計 普通騒音計 同等以上の性能を有する測定器

(別表 2-5)

## 振動加速度レベル

対象物質名等	計量証明の基準となる計量方法	分析方法に応じ必要となる 分析機器又は分析装置
特定工場等振動	H13 環告第 9 号 JIS Z 8735	振動レベル計 (JIS C 1510) 同等以上の性能を有する測定器
特定建設作業振 動	H13 環告第 9 号 JIS Z 8735	振動レベル計 (JIS C 1510) 同等以上の性能を有する測定器
新幹線鉄道振動	S51 環大特第 32 号 JIS Z 8735	参考 振動レベル計 (JIS C 1510)
(マンションの 床振動)	社内規定による JIS Z 8735	参考 振動レベル計 (JIS C 1510) 同等以上の性能を有する測定器

### 3. 計量方法に関する細則

#### 3.1 主旨

この細則は、規程第7条に基づき定める。

#### 3.2 基準となる計量方法

基準となる計量の方法は、計量証明対象物質ごとに関係法令、JIS、関係省庁の告示等に定められている方法を原則に計量管理者が決定し、「2. 計量証明対象物質名等に関する細則」の別表2-1～2-5に定めるとおりとする。

#### 3.3 計量マニュアルの作成

計量管理者は、計量方法を補うために必要な事項を記載した「計量マニュアル」を別に定める。

#### 3.4 関係法令等に定めがない計量方法

JIS、関係省庁の告示等に定めのない計量方法については、計量管理者があらかじめ適正な方法を考案し、「2. 計量証明対象物質名等に関する細則」の別表2-1～2-5に社内規格として定める。

年 月 日 制定

年 月 日 改定

物質名	生物化学的酸素消費量 (BOD)		マニュアル番号 No. ○○○	
方 法	JIS K 0102 21 及び 32.1 [DO (ウインクラー・アジ化ナトリウム変法)]			
<p>1. 適用範囲</p> <p>対象 : 公共用水域・排水・下水等 試験時期: 試料採取後直ちに (できない場合は 4. に従い保存し、できるだけ早く)</p> <p>2. 装置・器具</p> <p>(1) 培養瓶 : 正確な容量が明記されている細口共栓ガラス瓶 (約 100mL) で、共栓は斜めに切り落としたもの (2) 恒温水槽: 20±1℃に調整でき、周囲の光を遮断できるもの (3) 希釈瓶 (サイホン付): 共栓付メスシリンダー (1L) にサイホンを取り付けたもの</p> <p>3. 試薬</p> <p>(1) 塩酸 (1+11): 塩酸と水が 1:11 の割合になるように希釈したもの (2) 水酸化ナトリウム (40g/L): 水酸化ナトリウム 4g を水に溶かして 100mL としたもの (3) ……</p> <p>4. 試料採取・保存処理</p> <p>5. 試験操作</p> <p>(1) 前処理 (2) 操作</p> <p>6. 注意事項</p> <p>7. 安全・衛生</p>				
検 印		計量管理者	担当者	作成者
作成日	年 月 日			
改定日	年 月 日			

## 4. 計量証明用設備の管理に関する細則

### 4.1 主旨

この細則は、事業規程第4条に基づき定める。

### 4.2 計量証明用設備の保守管理

計量証明用設備は、「計量証明用設備一覧表」(別表4-1)に示すものとし、その設備ごとの「設備管理台帳」(様式4-1)を作成し、「計量証明用設備管理区分表」(別表4-2)に従い点検等を行い、管理する。

各設備の保守・点検については、「設備始業点検基準」(別表4-3)及び「設備定期点検基準」(別表4-4)に従い行う。また、設備の保守・点検及び管理は、「設備管理責任者」を選任し、適切に行う。計量証明用設備の管理に関する概念図を図4-1に示す。

#### 4.2.1 始業点検

設備の使用に当たっては、始業時に各部の点検・調整を行い、設備が適正な計量が可能な状態にあることを確認したうえで使用する。また、その記録は「設備使用始業点検記録簿」(様式4-2)及び「7. 計量の実施に関する細則」に定める測定分析記録紙に記録する。

始業点検において異常を確認した場合は、その計量設備の使用を中止し、設備管理責任者及び計量管理者に報告する。また、設備使用終了時には各部の清掃を行い、設備の劣化状況及び異常発見等に努め設備を適正に管理する。

#### 4.2.2 定期点検等

一定期間ごと、若しくは計量管理者又は設備管理責任者が必要と認めた場合は、分解清掃及び消耗品の補充・交換等に加えて、「設備定期点検基準」(別表4-4)に従い設備(計量器等)の性能(器差)を点検し、その結果は、「設備定期点検結果表(観測紙)」及び「設備管理台帳」(様式4-1)に記録する。

#### 4.2.3 修理

各点検の結果及び使用時の不具合から故障と考えられる場合は、設備管理責任者及び計量管理者に報告するとともに故障の状況に応じ、届出製造事業者等に修理を依頼する。また、その修理の結果は「設備管理台帳」(様式4-1)に記録する。

#### 4.2.4 性能試験

自社で点検が行えない内容については、一定期間ごとに設備製造事業者又は各種検査機関に性能試験を依頼し、常時使用している設備の状態を把握する。また、必要に応じてオーバーホール等を行うことにより、設備の状態を良好に保ち、その性能を常に確保する。

#### 4.2.5 検定・検査

関係法令等で定められている検定・検査等は必ず受検し、その結果の概要は「設備管理台帳」(様式4-1)に記録する。



#### 4.2.6 記録の保存

設備管理台帳（様式4-1）は、その設備を所有する期間、また、その他の記録簿については2年間保存する。

### 4.3 器具の管理

常時使用する器具、特に化学用体積計（メスシリンダー、メスピペット等）は、JISに準拠したものを使用し、必要に応じて精度確認を行う。また、その洗浄、乾燥及び保管に関しても、使用状況に適した清浄等を行い、残留物質の汚染がないように十分注意する。

### 4.4 設備の保管・設置

各設備についてはその仕様等に適した場所に保管又は設置するよう常に配慮することにより、室内環境に由来する汚染のないように注意する。また、各設備にはラベル等を貼り、管理（台帳）番号等を記入することにより「計量証明用設備」であることを明確に表示する。

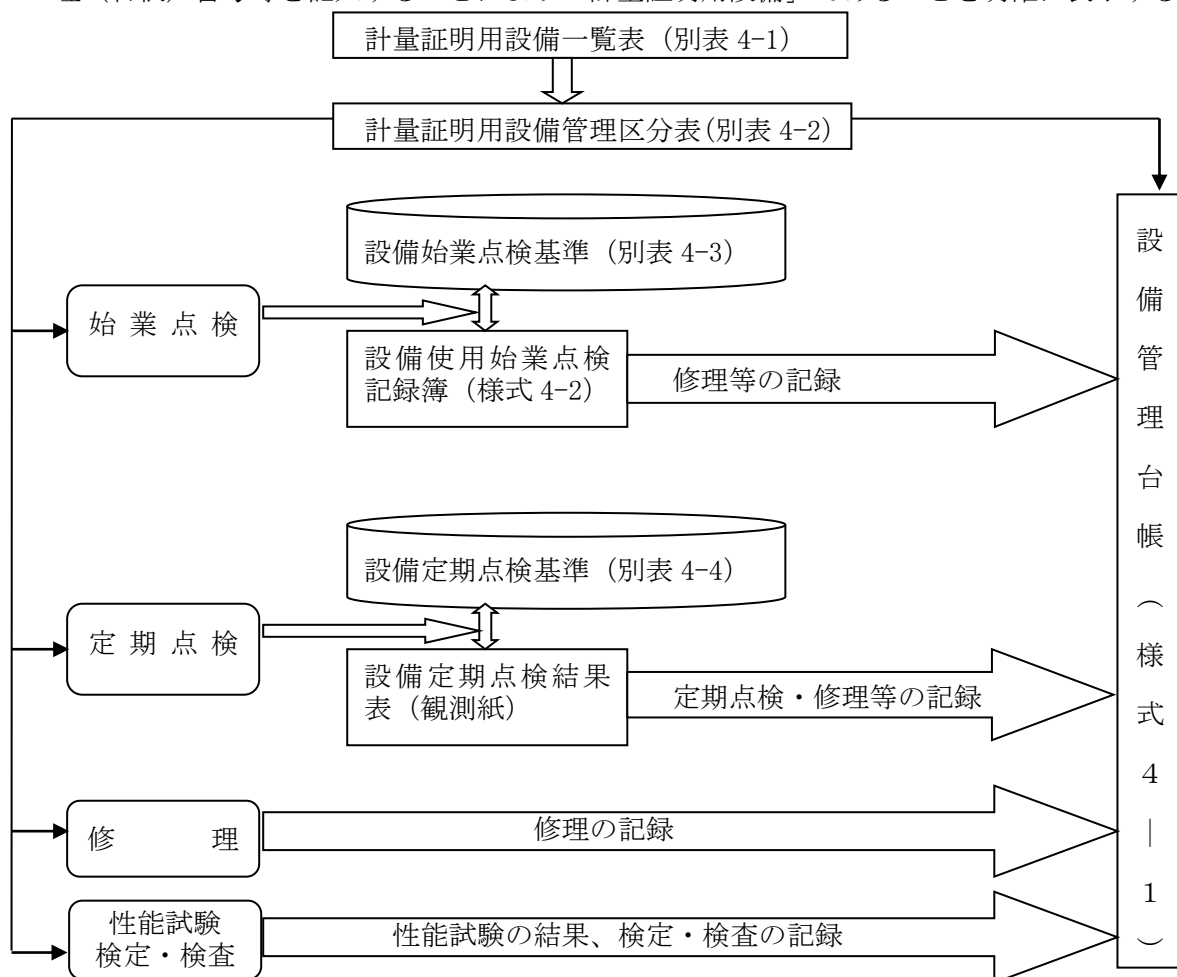


図 4-1 計量証明用設備の管理に関する概念図

年 月 日 制定

年 月 日 改定

(別表 4-1)

## 計量証明用設備一覧表

台帳番号	設備名	数量	製造事業者名、型式及び性能又は仕様	設備保管場所
<b>【例 1】</b>				
〇〇—〇	分光光度計	1	(株) 〇〇〇〇〇 △△-△△ 波長範囲 200~1100nm	水質分析室
〇〇—〇	原子吸光光度計	1	(株) 〇〇〇〇〇 △△-△△ 波長範囲 190~900nm	水質分析室
〇〇—〇	高速液体クロマト グラフ	1	(株) 〇〇〇〇〇 △△-△△ 波長範囲 195~700nm UV-VIS 検出器付	水質分析室
〇〇—〇	直示天びん	2	(株) 〇〇〇〇〇 △△-△△ ひょう量 160g 感量 0.1mg	大気分析室
<b>【例 2】</b>				
〇〇—〇 〇〇—〇 〇〇—〇	普通騒音計	3	(株) 〇〇〇 △△-△△ 周波数範囲 31.5~8,000Hz	騒音分析室
〇〇—〇	精密騒音計	1	(株) 〇〇〇 △△-△△ 周波数範囲 20~12,500Hz	騒音分析室
〇〇—〇	音圧レベル校正器	1	(株) 〇〇〇 △△-△△ 発生周波数 250Hz ±1% 校正精度 ± 0.15dB	騒音分析室
〇〇—〇	レベルレコーダー	1	(株) 〇〇〇 △△-△△ 周波数範囲 1~20,000Hz 記録レベル範囲 50dB	騒音分析室

(別表 4-2)

計量証明用設備管理区分表

設備名	設備管理 台帳	始 業 点検簿	使用 記録	定期点検 (性能試験)	検定 ・ 検査
<b>【例 1】</b>					
分光光度計	有 (1 台ごと)	有	有	有	
原子吸光光度計	有 (1 台ごと)	有	有	有	
高速液体クロマトグラム	有 (1 台ごと)	有	有		
直示天びん	有 (1 台ごと)	有	有	有 (性能試験有)	有 (検査)
純水製造装置	有	有		有	
ドラフト	有	有		有	
<b>【例 2】</b>					
普通騒音計	有 (1 台ごと)	有	有	有	有 (検査)
精密騒音計	有 (1 台ごと)	有	有	有	有 (検査)
音圧レベル校正器	有 (1 台ごと)	有	有	有 (性能試験有)	
レベルレコーダー	有 (1 台ごと)	有	有	有 (性能試験有)	

(様式 4-1)

設備管理台帳

設備名	製造事業者名	型式名 (型式承認番号) 性能・仕様	器物番号	台帳番号
分光光度計	(株) ○○○○	△△-△△ ( ) 波長範囲 200~1100nm	□□□□	○○—○
取得年月日 年 月 日	購入先：			
主な付属品・オプション・消耗品等				

検定・検査・定期点検・修理の記録		検 印	
年 月 日	内 容	設備管理 責任者	計 量 管理者

(様式 4-2)

設備使用始業点検記録簿

設備名 (主な付属品)	製造事業者名	型式名 (型式承認番号) 性能・仕様	器物番号	台帳番号
ガラス電極式 水素イオン濃度計	(株)○○○○○	△△-△△ (○○○) pH 0~14	□□□□	○○—○

使用 年月日	使用時間・使用内容	点検項目別点検結果	異常内容・部 品交換、その 他不良時の措 置等	点検 者印
/ /	: ~ : ( )			
/ /	: ~ : ( )			
/ /	: ~ : ( )			
/ /	: ~ : ( )			
/ /	: ~ : ( )			
/ /	: ~ : ( )			
/ /	: ~ : ( )			
/ /	: ~ : ( )			
/ /	: ~ : ( )			
/ /	: ~ : ( )			
/ /	: ~ : ( )			
検印	設備管理責任者		計量管理者	

注：点検項目別点検結果の内容は別に記載し、常時確認しながら点検する。

(別表 4-3)

## 設備始業点検基準

設備名	原子吸光光度計		器物 番号	台帳 番号
対象部分	点検方法	点検基準		異常時の対処等
外観	目視	①汚れ・損傷がない		ひどい場合は交換・修理
光源	目視 操作	②点灯する ③電流値設定ができる		ランプの寿命を確認して交換 ランプの寿命を確認して交換
光源系 (ランプ等)	操作 操作	④スリットがスムーズに動く ⑤波長調節ができる		調節できなければ修理 調節できなければ修理
冷却水	目視	⑥汚れ・詰まりがない		部品を交換
バーナー周辺	目視 目視・聴音 操作 目視	⑦炎の形状が一定である ⑧ネブライザーの吸い込みがスムーズ ⑨ステージが調節できる ⑩ドレンの排出がスムーズ		スロットの清掃等を行う 汚れ等を除去 調節できなければ修理 汚れ等を除去
ガス系	目視・操作 目視・操作	⑪漏れがなく調節できる ⑫ガス圧・流量が適切である		部品交換・調節できなければ修理 調節できなければ修理
コンプレッサー	目視・操作	⑬ストッパー、ドレン、潤滑油、フィル ター等に異常がない		部品交換・調節できなければ修理
記録計	目視	⑭正確に動作すること		調節できなければ修理
付属品・消耗品	目視	⑮付属品・消耗品があること		ないときは早急に購入
オプション	目視	⑯オプション部品の確認		ないときは必要に応じて購入

(別表 4-4-1)

## 設備定期点検基準

設備名		原子吸光光度計		
点検（検査）方法		点検周期	点検基準	異常時の対処等
対象項目	実施方法			
1. 波長表示 ○表示値の正確さ  ○表示値の再現性	銅標準液（2 mg/L）で確認 〔324.8nm〕  同上	6 カ月	±1nm 以内  ±0.5nm 以内	届出製造・修理事業者等に修理を依頼
2. 再現性	同一条件でゼロ校正液、スパン校正液を交互に 3 回導入して、両測定値の差の平均値から偏差を求める	6 カ月	全目盛り長さの±3%以内	届出製造・修理事業者等に修理を依頼
3. 安定性 ○ゼロドリフト  ○スバンドリフト  ○指示値のふらつき	所定のゼロ校正液で確認 （濃硝酸 5mL に蒸留水を加え、1000mL としたものをを用いる）  所定のスパン校正液で確認  所定のスパン校正液で確認	6 カ月	吸光度 0.01 相当以下 （3 分間で）  全目盛り長さの±3%以内（3 分間で） 全目盛り長さの±3%以内	届出製造・修理事業者等に修理を依頼
4. 応答性	70%変化に要する時間を測定 （吸光度ゼロ又は透過率 100% に合わせ、光を遮ってからの時間を示す）	6 カ月	最も早い応答速度が 2 秒以内	届出製造・修理事業者等に修理を依頼
5. 器差	ゼロ校正液と Cd、Cu、Cr、Pb 等のスパン校正液であらかじめ検量線を作成し、スパン校正液の中間点付近濃度の指示誤差を調べる	6 カ月	全目盛り長さの±5%以内	届出製造・修理事業者等に修理を依頼

(別表 4-4-2)

設備定期点検基準

設備名		騒音計（普通）及び（精密）		
点検（検査）方法		点検周期	点検基準	異常時の 対処等
対象項目	実施方法			
1. 音圧レベル検査	音圧レベル校正器（ピストンホン）をマイクロホンに装着し、周波数（250Hz）において基準値（84, 94, 114dB）を指示することを確認する	6カ月	普通±1.5dB 以内 精密±0.7dB 以内	○修理
○繰返し性検査	同上の検査を繰返し（3回）実施する		普通・精密 ±0.5dB 以内	○修理
2. 計量証明検査	法第116条の規定に基づき、都道府県知事が行う特定計量器に係る計量証明検査	3年	省略	○修理
3. 検定	法第70条の検定申請（取引・証明に使用する特定計量器は、第16条第1項第2号の「使用の制限」の規定に基づき、「検定証印等が付されたもの」、「検定有効期間内のもの」を使用する制限が設けられています。）  指定検定機関 （一財）日本品質保証機構	5年	省略	○修理

\*2「計量証明検査」及び3「検定」については、「設備管理台帳」に結果を記載するとともに不合格の場合の修理・交換等措置を記録すること。



設備定期点検結果表（観測紙）

設備名	製造者名	型式名		台帳番号
普通騒音計	〇〇〇〇	△△-△△		□□□□
点検年月日	年 月 日	点検者		
対象項目	点検基準	点検結果（実測値）	判定	異常時の対処等
音圧レベル検査	ピストンホンの基準音 （84, 94, 114dB）周波数 Hz に対し±1.5dB 内	（基準値    dB）	合・否	○修理
繰り返し性検査	±1.5dB 以内	.    dB (1回目)		
		.    dB (2回目)	合・否	○修理
		.    dB (3回目)		
		.    dB		
検 印	計量管理者		設備管理 責任者	

## 5. 試薬等の管理に関する細則

### 5.1 主旨

この細則は、事業規程第6条に基づき定める。

### 5.2 標準物質等の使用

特定計量器に（濃度計）の校正に用いる標準物質（標準液及び標準ガス）は、法第143条に規定する登録事業者から供給される「特定二次標準物質」を用いる。

それ以外の測定・分析装置の校正に対しても優先的に「特定二次標準物質」を用いることとするが、標準物質の供給体制が整っていないものについては、JIS 試薬規定等に準拠したもの等、その内容が担保されている物質を用いる。なお、この場合は、必要に応じて精製・再調製等の操作を行ってから使用することとする。

### 5.3 標準物質の管理

標準物質は、「標準物質管理基準」（別表5-1）に記載し、管理するものとし、その使用に当たっては「標準物質使用記録簿」（様式5-1）に記録することとする。

開封した標準物質は、容器（調製した標準物質を入れた容器を含む。）に開封日又は調製日、ファクター、使用期限及びその他必要な事項を記載したラベルを貼付するものとする。

### 5.4 水

分析に使用する水（純水、蒸留水、イオン交換水等）については、JIS K 0557（用水・排水の試験に用いる水）を参考にしてその測定・分析の目的に適した水を使用する。また、経時変化等も考慮し、長時間の保存は避ける。

### 5.5 標準物質の保管

各試薬などは、関係する法令（労働安全衛生法関係、毒物及び劇物取締法関係、消防法関係、高圧ガス取締法関係等）を遵守して保管し、その危険性を十分理解したうえで、安全に心がけて取扱うとともに、室内環境に由来する汚染に十分注意する。

### 5.6 試薬等の管理責任者の選任

試薬等の保管及び取扱いの責任者として「試薬等管理責任者」を選任する。

### 5.7 購入及び試薬等の廃棄

各試薬などは在庫を考慮してできる限り長時間の保存とならないように、必要量のみ購入する。また、使用期限及び保証期限を過ぎたものは、速やかに廃棄する。

廃棄する試薬等は、製造業者等に確実に引き取ってもらうか、廃棄物として処理する場合は、関係法令を遵守し、十分な対策を講じる。

### 5.8 記録の保存

標準物質使用記録簿は、2年間保存する。

(別表 5-1)

標準物質管理基準

品 目	管 理 方 法
pH 標準液	①保存容器：ポリエチレン容器 ②保管場所：密閉して冷暗所 ③使用期限：有効期限のあるものはそれに従い、その他は概ね 6 カ月 ④使用方法：保存容器から一度分取した標準液は、元の容器に戻してはならない

(様式 5-1)

標準物質使用記録簿

		管理番号	
物 質 名		容器・容量	
製造業者名	(製造 No. )		
製品規格等			

調製日 又は 開封日	容器 No.	使用目的・調製濃度及び ファクター・含有量等 (Lot No.)	使用期限	調製者 又は 開封者
・ ・			カ月 ( ・ ・ まで)	
・ ・			カ月 ( ・ ・ まで)	
~	~	~	~	~
検 印	試薬等管理責任者		計量管理者	

(記録保存期間：2年)

## 6. 試料採取・現地測定に関する細則

### 6.1 主旨

この細則は、事業規程第7条に基づき定める。

### 6.2 試料採取方法

試料の採取に当たっては、測定・分析の目的及び項目等を、十分把握し、その内容にも適した方法〔JIS K 0094（工業用水・工場排水の試料採取方法）・JIS K 0095（排ガス試料採取方法）〕等を選定して実施する。さらに実施に当たっての試料採取マニュアルを別冊として作成する。

### 6.3 保存処理及び運搬

保存処理が必要な試料にあっては、JIS、関係法令及び試料採取マニュアル等に基づき、保存処理ごとに容器を分け、採取場所にて速やかに処理するものとし、試料の運搬においても試料の変化を最小限におさえる。また、処理の内容は試料採取記録紙に記載する。

### 6.4 記録紙の記載及び保存

現場において試料の由来を記録するとともに、必要に応じて天候・周囲の状況等を試料採取記録紙（様式 6-1～6-4）に記載し、分析担当者への情報提供を行う。また、その記録は容易に検索できるように整理して、2年間、分析記録紙と同様に保存する。

### 6.5 依頼者が採取する試料

- ① 依頼者が採取した試料（工場排水など）を継続的に持ち込む場合には、「試料採取・保存及び持ち込みについてのお願ひ」（採取瓶の提供や現地における記録も含む。）等を作成し、事前に協力依頼することにより、自社採取の場合と同様の条件を整える。
- ② 依頼者が採取した試料を突然持ち込んできた場合は、持ち込みまでの工程について具体的に内容を確認しても責任がもてないため、例えば、採取について日時、場所、採取者、内容（工場排水など）等、計量証明書の記載に必要な事項の確認に留める。

### 6.6 試料の保管

試料採取後速やかに分析を行うことを原則とする。一時的に保管する場合は試料採取マニュアル等に従い保存する。また、分析項目によって保管の可能な試料及び分析終了後の残った試料は、特に指示のない限り試料が変化しないように、冷暗所に保管する。

なお、分析終了後の試料については土壌及び底質の試料は6カ月間、その他は1カ月間保管する。

### 6.7 試料の廃棄及び返却

保存期間を過ぎた試料は、特に指示のない限り廃棄するか依頼者に返却する。なお、高濃度の有害物が検出された試料は、その含有する有害物質の種類により区分し、信頼のおける適切

な廃棄物処理業者と事前に契約して引き渡す。また、引き渡しまでの期間は安全、かつ、衛生的な保管に心がける。

#### 6.8 音圧レベル及び振動加速度レベルの測定

音圧レベル及び振動加速度レベルの計量については、データレコーダー等に録音し持ち帰り測定する場合を除いて、現地測定となるので、あらかじめ計量管理者が依頼内容を検討し、計量方法（別冊計量マニュアル）の中から最適な方法を選定する。測定に当たっては担当者全員が計量マニュアルを十分理解し、これに従って測定を行う。

#### 6.9 音圧レベル及び振動加速度レベルの現地測定状況記録紙の記載及び保存

現地において天候・周囲の状況等を現地測定状況記録紙（様式 6-5 及び 6-6）に記録し、分析担当者等への情報提供を行う。また、その記録は容易に検索できるよう整理して、2年間、測定分析記録紙と同様に保存する。

年 月 日 制定

年 月 日 改定

(様式 6-1)

試料採取記録紙 (ガス量・水分量) 計量証明書番号 \_\_\_\_\_

現地・事業場名 (施設名)		( )		
採取年月日		年 月 日		
試料名		試料採取者		
測定箇所		1	2	3
排 ガ ス 量	測定時刻	:	:	:
	ガス密度 ( $\rho$ )	(kg/m <sup>3</sup> )	(kg/m <sup>3</sup> )	(kg/m <sup>3</sup> )
	ガス密度 ( $\rho_0$ )	(kg/m <sup>3</sup> )	(kg/m <sup>3</sup> )	(kg/m <sup>3</sup> )
	排ガス温度 ( $\theta_s$ )	(°C)	(°C)	(°C)
	動圧 ( $P_d$ )	(kPa)	(kPa)	(kPa)
	静圧 ( $P_s$ )	(kPa)	(kPa)	(kPa)
	流速 ( $V$ )	(m/s)	(m/s)	(m/s)
	湿りガス量 ( $Q_N$ )	(m <sup>3</sup> <sub>N</sub> /h)	(m <sup>3</sup> <sub>N</sub> /h)	(m <sup>3</sup> <sub>N</sub> /h)
	乾きガス量 ( $Q'_N$ )	(m <sup>3</sup> <sub>N</sub> /h)	(m <sup>3</sup> <sub>N</sub> /h)	(m <sup>3</sup> <sub>N</sub> /h)
$\rho$ (kg/m <sup>3</sup> ) = $\rho_0 \times 273 / (273 + \theta_s) \times (P_a + P_s) / 101.3$ $\rho_0 = \{1 / (22.4 \times 100) \times \{44 \times CO_2\% + 32 \times O_2\% + 28 \times N_2\% \} \times (100 - X_w) / 100 + 18 \times X_w\}$ $V$ (m/s) = $c \times \sqrt{2P_d / \rho}$ (c: ピトー管係数) $Q_N$ (m <sup>3</sup> <sub>N</sub> /h) = $V \times A \times 273 / (273 + \theta_s) \times \{(P_a + P_s) / 101.3\} \times 60 \times 60$ $Q'_N$ (m <sup>3</sup> <sub>N</sub> /h) = $Q_N \times (1 - X_w / 100)$				
水 分 量	測定時刻	: ~ :	: ~ :	: ~ :
	吸収瓶	1	2	3
	飽和水蒸気圧 ( $P_v$ )	(kPa)	(kPa)	(kPa)
	カステータ温度 ( $\theta_m$ )	(°C)	(°C)	(°C)
	カステータ圧力 ( $P_m$ )	(kPa)	(kPa)	(kPa)
	吸引ガス量 ( $V_m$ )	(L)	(L)	(L)
	吸湿水分量 ( $m_a$ )	(g)	(g)	(g)
水分量 ( $X_w$ )	(%)	(%)	(%)	
$X_w(\%) = \frac{(22.4/18) \times m_a}{\{V_m \times 273 / (273 + \theta_m) \times (P_a + P_m - P_v) / 101.3 + (22.4/18) \times m_a\}} \times 100$				
※ $P_a$ = 大気圧 (kPa)				
特記事項				
担当責任者確認				印

(記録保存期間: 2年)

(様式 6-2)

試料採取記録紙 (ばいじん)

計量証明書番号 \_\_\_\_\_

現地・事業場名 (施設名)				
採取年月日		年 月 日		
試料名				試料採取者
測定箇所		1	2	3
ガス組成	測定時刻	:	:	:
	CO <sub>2</sub>	(%)	(%)	(%)
	O <sub>2</sub>	(%)	(%)	(%)
	CO	(%)	(%)	(%)
	N <sub>2</sub>	(%)	(%)	(%)
ダスト濃度	測定時刻	: ~ :	: ~ :	: ~ :
	ろ紙 No.	1	2	3
	飽和水蒸気圧 (P <sub>v</sub> )	(kPa)	(kPa)	(kPa)
	ガスметра温度 (θ <sub>m</sub> )	(°C)	(°C)	(°C)
	ガスметра圧力 (P <sub>m</sub> )	(kPa)	(kPa)	(kPa)
	ガス吸引量 (V <sub>m</sub> )	(L)	(L)	(L)
<p>等速吸引流量</p> $q_m \text{ (L/min)} = (\pi/4) \times d^2 V \times (1 - X_w/100) \times \{(273 + \theta_m) / (273 + \theta_s)\} \\ \times \{(P_a + P_s) / (P_a + P_m - P_v)\} \times 60/1000$				
特記事項				
担当責任者確認 印 (記録保存期間: 2年)				

(様式 6-3)

## 試料採取記録紙 (大気)

計量証明書番号 \_\_\_\_\_

現場・事業場名							
試料名 (種類)				由来	採取 (その他 )		
採取年月日		年 月 日			天 候		
					風向・風速	・ m/s	
気温	℃	湿度	%	臭気等の状況			
採取 条件	(採取器具)	(吸収液・捕集剤)		(吸収液・薬剂量)			
	試料 No.	1		2		3	
	採取位置						
	採取時刻	: ~ :		: ~ :		: ~ :	
	採取時間						
	採取ガス量 ガスマーター条件 (水温) (圧力)	( L) ガスマーターの水温・圧力 ( ℃) ( kPa)	( L) ガスマーターの水温・圧力 ( ℃) ( kPa)	( L) ガスマーターの水温・圧力 ( ℃) ( kPa)			
試料の廃棄注意	有 ・ 無		有 ・ 無		有 ・ 無		
移送指示・注意等 (至急・普通)							
特記事項							
担当責任者確認 印							

(記録保存期間：2年)



(様式 6-4)

## 試料採取記録紙 (水)

計量証明書番号 \_\_\_\_\_

現場・事業場名							
試料名 (種類)		由来		採取・持ち込み・その他 ( )			
採取年月日		年 月 日		天候 (前日)		風向・風速 ・ m/s	
気温	℃	湿度	%	流量等の状況			
採取 条件	採取器具 及び 採取方法						
	試料 No.	1	2	3			
	採取位置						
	採取時刻	∶ ～ ∶	∶ ～ ∶	∶ ～ ∶			
	採取時間						
	採取量 (容器)	[ . ] ( mL)	[ . ] ( mL)	[ . ] ( mL)			
	水温 (℃)	( ) (℃)	( ) (℃)	( ) (℃)			
外観 (透視度)	( )	( )	( )				
色	( )	( )	( )				
臭気	( )	( )	( )				
pH	[ . ] ( )	[ . ] ( )	[ . ] ( )				
試料の 保存処理 廃棄注意	[ 有 ・ 無 ]	[ 有 ・ 無 ]	[ 有 ・ 無 ]				
移送指示・注意等 (至急・普通)	(至急・普通)	(至急・普通)	(至急・普通)				
特記事項							

担当責任者確認 印

(記録保存期間：2年)

(様式 6-5)

現地測定状況記録紙 (音圧レベル)

計量証明書番号 \_\_\_\_\_

現地・事業場名				
測定年月日	年 月 日	測定対象		
風向・風速	・ m/s	天候		
測定条件	試料 No.	1	2	3
	測定器 製造業者名 型式 器物番号 マイクロホン No.			
	測定位置 別紙図面 No. マイクロホン高さ			
	測定時刻	： ～ ：	： ～ ：	： ～ ：
	測定時間			
	測定担当者			
	測定点付近の状況 (平面図・断面図等) 及びマイクロホンの位置			
測定レンジ及びレベルレコーダーの送り速度等：				
〔特記事項〕				
担当責任者確認 印				

(記録保存期間：2年)

(様式 6-6)

現地測定状況記録紙 (振動加速度レベル)

計量証明書番号 \_\_\_\_\_

現地・事業場名				
測定年月日	年 月 日	測定対象		
風向・風速	・ m/s	天候		
測定条件	試料 No.	1	2	3
	測定器 製造業者名 型式 器物番号 ピックアップ No.			
	測定位置 別紙図面 No.			
	測定時刻	： ～ ：	： ～ ：	： ～ ：
	測定時間			
	測定担当者			
	測定点付近の状況 (平面図・断面図等) 及びピックアップの位置			
測定レンジ及びレベルレコーダーの送り速度等：				
〔特記事項〕				
担当責任者確認 印				

(記録保存期間：2年)

項 目	容 器	採取量	採取方法	保存処理	測定・分 析時期 等
pH、BOD、SS、 六価クロム、 よう素消費量、 TOC、界面活性剤	ポリ容器（瓶） 容量：2L	2L ×2本	容器を試料にて 数回洗浄した 後、試料を容器 に満水にし、直 ちにふたをする	0～10℃の冷暗 所保存	速やか に分析 する
n-ヘキサン抽出 物質	広口ガラス瓶 （共栓付） 容量：1L	1L ×1本	試料を容器の8 分目採取する	塩酸（1+1） 1mLを添加 ⇒pH4	
溶解性鉄 溶解性マンガン	ポリ容器（瓶） 容量：1L	1L ×1本	容器を試料にて 数回洗浄した 後、試料を容器 に満水にする	硝酸（1+1） 10mLを添加 ⇒pH1 試料をろ紙5C でろ過し、最初 のろ液50mLを 捨て、その後の ろ液を試料とす る	
金属類 銅、亜鉛、鉛、鉄 カドミウム、マンガン、 ニッケル、クロム、砒素、 アンチモン、セレン、 モリブデン、バナジウム カルシウム、マグネシウム	ポリ容器（瓶） 容量：1L	1L ×1本	容器を試料にて 数回洗浄した 後、試料を容器 の8分目採取す る	硝酸（1+1） 10mLを添加 ⇒pH1	
～	～	～	～	～	

## 7. 計量の実施に関する細則

### 7.1 主旨

この細則は、事業規程第7条に基づき定める。

### 7.2 計量の方法の選定

計量の実施に当たっての計量方法は、「3. 計量方法に関する細則」により計量管理者が選定する。

### 7.3 計量の実施

計量管理者及び測定分析担当者等は、計量の目的及び項目を十分に把握して、各種の測定分析法を理解し、日常の業務に当たる。

### 7.4 適切な作業の実施

測定・分析の業務に当たっては、常に十分なスペースを確保してゆとりのある作業を行う。

また、室内環境に由来する汚染のないように、作業の割り振り、ドラフトの使用を対象物質により限定する等を常に考慮する。

### 7.5 安全な作業の実施

測定・分析の業務に当たっては、常に事故が起こらないように注意し、安全で衛生的な作業を行う。

### 7.6 測定・分析記録紙の記載と保存

測定分析記録紙（様式 7-1～7-4）に計量の途中経過及び測定・分析ミスを含めた異常値のデータ等のすべてを記録し、容易に検索できるように整理して2年間保存する。

年 月 日 制定

年 月 日 改定

(様式 7-1)

測定分析記録紙 (pH)

計量証明書番号

測定・分析方法		実施日 (時刻)		測定者	計量管理者	
JIS K 0102 12.1		月	日	印	印	
測定器名：ガラス電極式水素イオン濃度計 〇〇株式会社〇〇〇 △△ (器物番号 □□□) 〇〇株式会社〇〇〇 △△ (器物番号 □□□)		始業点検結果	電池	電解液	器差	
		良・不良				
試料名 (試料 No.)	pH 測定値 (水温 °C)			平均値	報告値	備考
	1 回	2 回	3 回			
A工場排水 (No. )	( . )	( . )	( . )			
(No. )	( . )	( . )	( . )			
(No. )	( . )	( . )	( . )			
(No. )	( . )	( . )	( . )			
(No. )	( . )	( . )	( . )			
(No. )	( . )	( . )	( . )			
(No. )	( . )	( . )	( . )			
(No. )	( . )	( . )	( . )			
(No. )	( . )	( . )	( . )			
(No. )	( . )	( . )	( . )			

(記録保存期間：2年)

(様式 7-2)

## 測定分析記録紙 (BOD)

計量証明書番号

測定・分析方法					実施日 (時刻)			測定者	計量管理者
JIS K 0102 21 及び JIS K 0102 32.3					月 日 ( : ) ~ 月 日 ( : )			印	印
測定器名：溶存酸素濃度計 (器物番号 □□□□□)					始業点検結果	電池	CAL	ゼロ・スパン	
					良・不良				
試料名 (試料 No.)	希 積 倍 率	ふ ら ん 瓶 No.	ふ ら ん 瓶 容 量 mL	分 取 量 mL	溶 存 酸 素 量 mg/L	溶 存 酸 素 消 費 量 mg/L	BOD 計 算 値 mg/L	報 告 値 mg/L	備 考 (○印は 採用値)
希积水									
植種液									
標準液									
A工場 排水  (No. 1 )		1							
		2							
		3							
		4							

(記録保存期間：2年)

(様式 7-3)

測定分析記録紙 (音圧レベル)

計量証明書番号

測定・分析方法	実施日		測定者	計量管理者
JIS Z 8731	年 月 日 ( : ) ~ 月 日 ( : )		印	印
測定器名：普通騒音計 〇〇株式会社 △△-△△ (器物番号 □□□□□□) (マイクロホン No. )	始業点検結果	電池	CAL	ゼロ調整
	良・不良			
現地・事業所名  (試料 No. )				
<ul style="list-style-type: none"><li>・読み取り値 (聴感補正、動特性を明記)</li><li>・集計表</li><li>・累積度数グラフ</li><li>・レベルレコーダーを使用した場合はチャートを貼付する</li><li>・データレコーダーを使用した場合はチャートを貼付する</li></ul>				
測定結果	結果 : dB 決定方法 : L Aeq L Amax (その他 )  {参考値} 90%レンジの上端値 dB 90%レンジの下端値 dB 中央値 dB			

(記録保存期間：2年)



(様式 7-4)

測定分析記録紙 (振動加速度レベル)

計量証明書番号

測定・分析方法	実施日		測定者	計量管理者
JIS Z 8735	年 月 日 ( : ) ~ 月 日 ( : )		印	印
測定器名：振動レベル計 〇〇株式会社 △△型 △△-△ (器物番号 ) (ヒックアップ No. )	始業点検結果	電池	CAL	ゼロ調整
	良・不良			
現地・事業所名  (試料 No. )				
<ul style="list-style-type: none"><li>・読み取り値 (周波数補正、動特性を明記)</li><li>・集計表</li><li>・累積度数グラフ</li><li>・レベルレコーダーを使用した場合はチャートを貼付する</li><li>・データレコーダーを使用した場合はチャートを貼付する</li></ul>				
測定結果	結果 : dB 決定方法 :  {参考値} 80%レンジの上端値 dB      80%レンジの下端値 dB 中央値 dB			

(記録保存期間：2年)

## 8. 数値の管理に関する細則

### 8.1 主旨

この細則は、事業規程第7条に基づき定める。

### 8.2 測定値の評価

#### ① 測定回数及び数値の処理

分析に当たっては、1 試料に対し原則として 2 回の測定・分析を行い、その数値を平均して報告値とする。ただし、異常値の疑いのある測定値が得られた場合はこの限りではない。また、煙道の測定点又は pH のように JIS 等に測定回数の定めのあるものは、測定値を整理して報告値とする。

また、報告値の丸め方は特に定めのない限り、JIS Z 8401（数値の丸め方）に従う。ただし、定量下限値未満の数値は切捨てとする。

#### ② 異常値の取扱い

計量管理者、測定・分析担当者及び責任者は各種の測定分析方法を理解し、その技術の習得の度合いや試料等に由来する異常値の発生をなくし、かつ、関係法令等の基準値を熟知し、各試料の過去の測定値を考慮したうえで、常に異常値の発見を心がける。

計量管理者は、次に示す 2 種類の異常値判定マニュアル及び測定・分析担当者及び責任者からの報告を考慮し、異常値の判定を行う。疑わしい測定値は異常値の疑いのある測定値と判断する。

##### A) 測定回数が 2 回の場合

①  $R < 2.77 \sigma_w$  のときは、2 個の測定値の平均値を採用する。

②  $R \geq 2.77 \sigma_w$  のときは、再測定・分析を実施する。

ただし、「R」は 2 個の測定値の範囲、「 $\sigma_w$ 」は過去の測定値から求められる標準偏差とする。

##### B) 測定回数が 1 回の場合

過去の測定値 10 個を用いて、平均値 ( $\bar{x}$ ) と標準偏差 ( $\sigma_{n-1}$ ) を求め、

① 測定値が  $\bar{x} \pm 2 \sigma_{n-1}$  より小さいときは、その測定値を採用する。

② 測定値が  $\bar{x} \pm 2 \sigma_{n-1}$  より大きいか同じであるときは、再測定又は再分析を実施する。

ただし、その原因が明らかである場合は、この限りでない。

### 8.3 再測定・分析

異常値の疑いのある測定値が測定された試料については、計量管理者の判断によって再測定・分析等の必要な対応を行う。

### 8.4 下限値及び有効けた数

#### ① 下限値の設定

計量証明書に記載する報告値は、定量下限値以上の数値とし、定量下限値未満の場合には、不検出としてその定量下限値を明確に表示する。定量下限値の決定は、JIS 等に規定されているものは、その規格に従って標準的な方法により導かれる数値を定量下限値とする。また、

他の関係法令等による方法で特に明記されていない場合は、その関係法令に従って標準的な方法により操作を行い、統計的な計算又は機器のSN比等により導かれる下限値を計量管理者の判断により定量下限値と決定する。また、定量下限値はその試料の内容により、妨害物質等の影響から一律に設定できない場合があり、その場合は試料ごとに検討する。

#### ② 有効けた数の設定

標準的な方法等に従って測定・分析が行われた場合には、原則として有効数字は2けたとする。ただし、関係法令等により定められている場合はそれに従い、試料の内容により標準的な方法で行うことができない場合は、適宜、計量管理者の判断により設定する。

### 8.5 精度管理

#### ① 日常作業における精度の向上

日常作業においては、標準物質及びブランク値に対する機器の感度変化並びに作業者の違いによる変化等に注意し、測定結果の誤差及び変動を常に監視し、異常時にはその原因を判断して速やかに適切な対応を行う。

#### ② クロスチェックによる精度の確認

当事業所における測定値の確認、測定法の確立及び測定技術の向上のため、一般社団法人日本環境測定分析協会等の行うクロスチェックに積極的に参加し、その精度を確認する。また、クロスチェックの実施結果に対する評価検討を行い、原因の究明、問題点の抽出及び適切な対応を常に検討し、通常の業務に役立てる。

### 8.6 音圧レベル及び振動加速度レベルの計量

#### ① データの解析

解析に当たっては、測定機器の性能、周囲の状況・測定時の状況等を十分考慮し、データの整理を行う。また、報告値のまとめ方は特に定めのない限り JIS 及び関係法令に従う。

#### ② 異常値の取扱い及び再測定

計量管理者は測定担当者、責任者から報告及びレベルレコーダー等の測定データを基に下記の内容について検討する。

- ・騒音・振動の大きさの決定方法に誤りがなかったか
- ・マイクロホン・振動ピックアップの設置に支障がなかったか
- ・周囲の環境の影響を受けていなかったか

これらを考慮して検討した結果、異常値ではない場合はその測定値を報告値とする。

また、異常値と判断された場合は、再測定を実施するか否かを判断し指示する。異常値が測定状況に起因する場合は、必要に応じてその内容を計量証明書に記載することとする。さらに、異常値が発生した原因を究明し、その後の測定法の資料として活用する。

#### ③ 精度管理

通常の業務においては、機器の作動及び作業者の違いによる変化等に注意し、測定結果の誤差及び変動を常に監視し、異常時にはその原因を判断して速やかに適切な対応を行う。

年 月 日 制定

年 月 日 改定

## 9. 計量証明書及び発行に関する細則

### 9.1 主旨

この細則は、事業規程第 10 条に基づき定める。

### 9.2 計量証明書の作成

測定・分析値について十分な検討を行った結果、妥当と判断されるものについて計量証明書（様式 9-1～9-4）に計量の方法とともに記載する。ただし、依頼者から様式指定等があれば、この限りではないが、紛らわしい事項（基準値や目標値等の当該計量証明書とは関係のないもの）の記載は行わない。

計量証明書には事業規程に基づいた内容とともに計量証明番号を記載する。また、この計量証明書番号は証明書ごとに別番号とする。

特に、工程の一部を外部の者に行わせた場合にあっては、その業務の具体的内容と業者名又は名称及び住所、並びに事業所の名称及び所在地を計量証明書に記載する。

### 9.3 標章の取扱い

計量証明書に付す標章の大きさ、位置及び色は様式 9-1～9-4 に示すとおりとする。

この標章は、当該計量証明書以外には使用しない。

### 9.4 計量証明書の発行

作成された計量証明書を計量管理者が最終的に承認する。この際、測定・分析過程での状況をはじめ、試料採取現場での記録及び過去のデータ等を十分に考慮に入れる。

計量管理者は、総合的な検討の結果、妥当と考えられる値を記載した計量証明書のみを発行する。また、事業者印及び計量管理者（環境計量士）の押印に関しては、〇〇株式会社〇〇事業所の定める「印鑑管理規程」による。また、計量証明書の発行系統図は図 9-1 に示す。

### 9.5 計量証明書の控えの保存

発行した計量証明書の控えについては、5 年間保存するものとし、また、その計量証明書の閲覧及び再発行に関しても十分な管理を行う。なお、計量証明書の控えは、事業者印及び計量管理者の押印したもののコピーとする。

### 9.6 計量証明書の廃棄

保存期間を過ぎた計量証明書は、計量管理者の責任において廃棄する。

### 9.7 計量結果の遡及

計量の結果等に問題があったときは、試料採取記録紙、測定分析記録紙及びチャート等の記録を再検討し、速やかに原因の究明を行う。

年 月 日 制定

年 月 日 改定

### 濃 度 計 量 証 明 書 (例)

発行年月日 年 月 日

〇〇〇 株式会社 様

標章の色、大きさを記載する



(例)標章の色は黒、大きさは25mm前後とする  
以下様式 9-2~9-4 も同様とする

計量証明事業者の氏名又は名称及び住所、計量証明を行った事業所の(名称)所在地及び登録番号、計量管理を行った者(環境計量士)の氏名、環境計量士の登録番号を記載する

〒〇〇〇—〇〇〇〇 □□□□□□□□  
〇〇〇 株式会社  
〒×××—×××× △△△△△△△△  
Tel 〇〇 (〇〇〇) 〇〇〇〇 (代)  
計量証明事業登録番号 第〇〇〇〇号  
環境計量士 氏名 〇〇 〇〇  
登録番号 第環〇〇〇号

現地・事業場名 (施設名)	〇〇〇株式会社 〇〇〇工場 (No.2 ボイラー 排出口)		
測定年月日	年	月	日
採取担当者	〇〇 〇〇		

ご依頼を受けました試料についての計量の結果を次のとおり証明致します。

計量項目	単位	計量結果	計 量 方 法	定量下限値
*湿りガス量	m <sup>3</sup> /h		JIS Z 8808	
*乾きガス量	m <sup>3</sup> /h		JIS Z 8808	
*流速	m/s		JIS Z 8808	0.1
*温度	℃		JIS Z 8808	1
水分	%		JIS Z 8808 (吸湿管法)	0.1
ばいじん	g/m <sup>3</sup>		JIS Z 8808 (円形ろ紙法)	0.005
硫黄酸化物	ppm		JIS K 0103 附属書 JA (比濁法)	1
窒素酸化物	ppm		JIS K 0104 7.4 (PDS法)	10
酸素	%		JIS K 0301 7.1 (オルザットガス分析法)	0.1
*窒素酸化物	ppm		(O <sub>2</sub> 4%換算値)	—

備考 : \*印については計量証明対象外である。  
標準状態における乾きガス中の濃度

**【工程の一部を外部委託】**

委託業務の内容 :

委託先 事業者名 :  
(事業者の住所・電話) :  
(事業所名) :  
事業所の所在地 :  
(事業所の電話) :

書き忘れのないように注意する

### 濃 度 計 量 証 明 書 (例)

発行年月日 年 月 日

〇〇〇 株式会社 様



〒〇〇〇—〇〇〇〇 □□□□□□□□  
〇〇〇 株式会社  
〒×××—×××× △△△△△△△△  
Tel 〇〇 (〇〇〇) 〇〇〇〇 (代)  
計量証明事業登録番号 第〇〇〇〇号  
環境計量士 氏名 〇〇 〇〇  
登録番号 第環〇〇〇号

試料の (採取・収受) 年月日	年 月 日	採取担当者
由 来	採取・持ち込み (その他 )	

ご依頼を受けました試料についての計量の結果を次のとおり証明致します。

現地・事業場名 (施設名)	〇〇〇株式会社 〇〇〇工場 ( 排水水 )	試料 No.
---------------	-----------------------	--------

計量項目	単位	計量結果	計 量 方 法	定量下限値
pH	pH		JIS K 0102 12.1 ガラス電極法	-
BOD	mg/L		JIS K 0102 21 (DO は JIS K 0102 32.3 隔膜電極法)	1
SS	mg/L		昭 46 環告 59 付表 9 ろ過重量法	1
n-ヘキサン抽出物質	mg/L		昭 46 環告 59 付表 14 抽出分離重量法	0.5
*大腸菌群数	MPN/100mL		昭 46 環告 59 別表 2 最確数による定量法	1.8×10 <sup>0</sup>

備考 : \*印については計量証明対象外物質である。

**【工程の一部を外部委託】**

委託業務の内容 :

委託先 事業者名 :  
 (事業者の住所・電話) :  
 (事業所名) :  
 事業所の所在地 :  
 (事業所の電話) :

### 音圧レベル計量証明書 (例)

発行年月日 年 月 日

〇〇〇 株式会社 様



〒〇〇〇—〇〇〇〇 □□□□□□□□  
 〇〇〇 株式会社  
 〒×××—×××× △△△△△△△△  
 TEL〇〇 (〇〇〇) 〇〇〇〇 (代)  
 計量証明事業登録番号 第〇〇〇〇号  
 環境計量士 氏名 〇〇 〇〇  
 登録番号 第環〇〇〇号

現地・事業場名 (施設名)	〇〇〇株式会社 〇〇〇工場 (工場敷地境界—4 箇所)		
測定年月日	年 月 日	測定担当者	〇〇〇〇
	: ~ :		

ご依頼を受けました音圧レベルの計量の結果を次のとおり証明致します。

計量の対象		騒音レベル (dB)	参 考 値			
測定位置	測定時刻		ピーク値	L <sub>5</sub>	L <sub>50</sub>	L <sub>95</sub>
敷地境界 北側	: ~ :					
敷地境界 東側	: ~ :					
敷地境界 南側	: ~ :					
敷地境界 西側	: ~ :					
計量の方法 騒音レベルの決定方法		JIS Z 8731				
備考 添付資料有り						
【工程の一部を外部委託】						
委託業務の内容:						
委託先	事業者名	:				
	(事業者の住所・電話)	:				
	(事業所名)	:				
	事業所の所在地	:				
	(事業所の電話)	:				

### 振動加速度レベル計量証明書 (例)

発行年月日 年 月 日

〇〇〇 株式会社 様



〒〇〇〇—〇〇〇〇 □□□□□□□□  
 〇〇〇 株式会社  
 〒×××—×××× △△△△△△△△  
 TEL〇〇 (〇〇〇) 〇〇〇〇 (代)  
 計量証明事業登録番号 第〇〇〇〇号  
 環境計量士 氏名 〇〇 〇〇  
 登録番号 第環〇〇〇号

現地・事業場名 (施設名)		〇〇〇株式会社 〇〇〇工場 (工場敷地境界—4 箇所)	
測定年月日	年 月 日 : ~ :	測定担当者	〇〇〇〇

ご依頼を受けました振動加速度レベルの計量の結果を次のとおり証明致します。

計量の対象		振動レベル (dB)	参考値			
測定位置	測定時刻		ピーク値	L <sub>10</sub>	L <sub>50</sub>	L <sub>80</sub>
敷地境界 北側	: ~ :					
敷地境界 東側						
敷地境界 南側						
敷地境界 西側						
計量の方法 振動加速度レベルの決定方法		JIS Z 8735				
備考 添付資料有り						
<b>【工程の一部を外部委託】</b> 委託業務の内容： 委託先 事業者名 : (事業者の住所・電話) : (事業所名) : 事業所の所在地 : (事業所の電話) :						



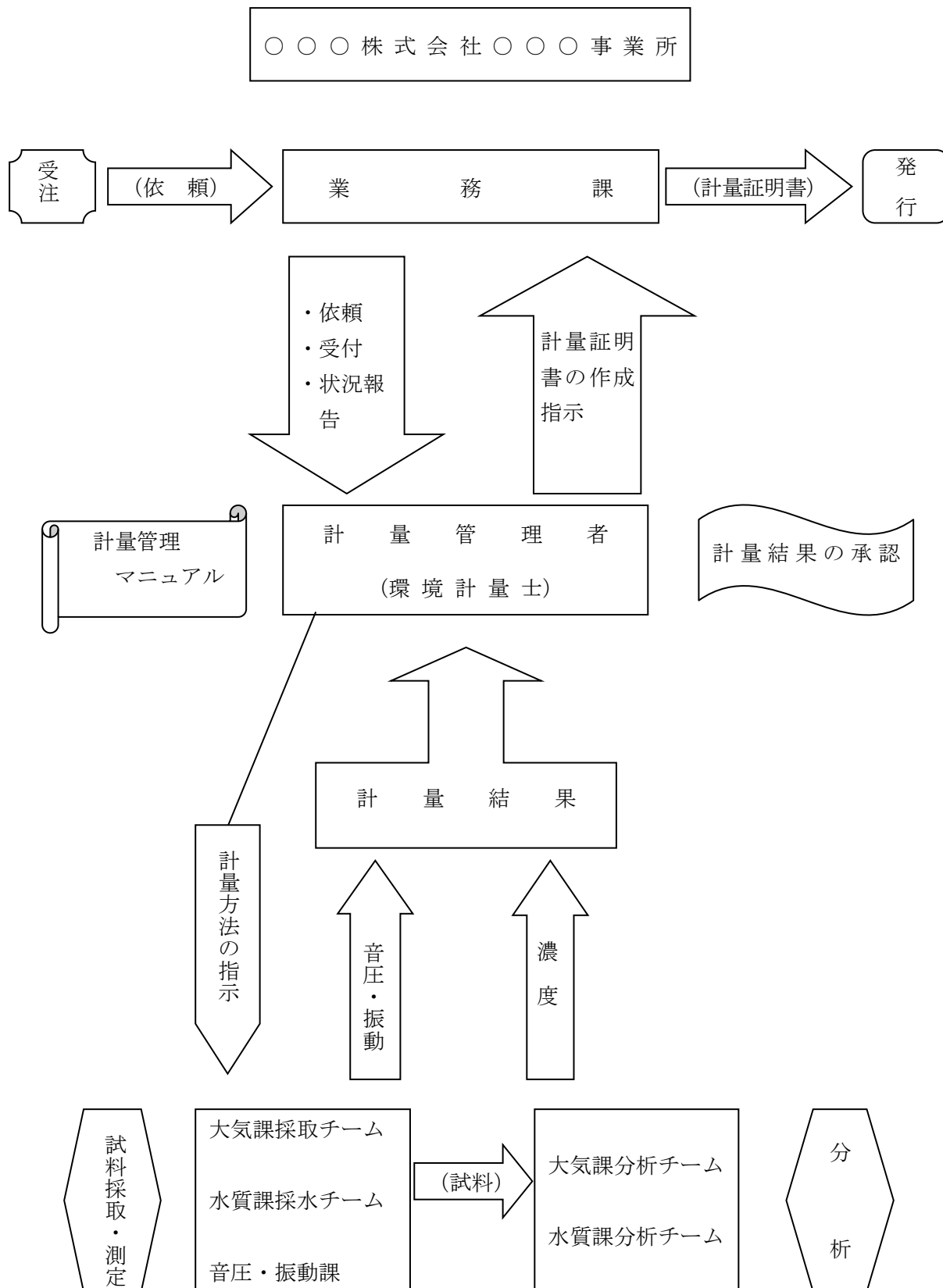


図 9-1 計量証明書の発行系統図

## 10. 業務の外部委託に関する細則

### 10.1 主旨

この細則は、事業規程第9条に基づき定める。

### 10.2 外部委託

試料の採取、現地調査及び測定・分析業務の一部を外部に委託する場合は、その事業者が環境計量証明事業の登録を受けている事業者であることを第一の条件とし、第二の条件として当事業所の事業規程・細則と同等以上の計量管理が可能な事業者であることを考慮し、その選定に当たっては計量管理者（環境計量士）が決定する。

なお、当事業所の事業規程・細則と同等以上の計量管理が可能な事業者の選定の項目と基準は以下のとおりである。

- ① 委託しようとする業務について計量の方法が定められていること。

基準：計量の方法を定めた計量マニュアルを保有し、委託しようとする事業についても、計量マニュアルが作成されていること。

- ② 委託しようとする事業の実績があること。

基準：過去に当該事業を経験した事業者であること。

- ③ 委託しようとする事業に従事する者の氏名と略歴

基準：過去に当該事業の経験をした者が在籍していること。

- ④ 委託しようとする事業に用いる器具、機械又は装置を所持していること。また、その数及び性能が業務の遂行に対応できること。

基準：特定計量器を所持し、検定・計量証明検査を受検しており、また有効期間を満足していること。

特定計量器以外の計量器等検査設備については、確実に始業点検、定期点検等の精度管理が行われていること。

器具、機械又は装置の数及び性能が業務を円滑に実施できるものであること。

### 参考資料

事業概要書

年 月 日 制定

年 月 日 改定

## 11. 電子文書の発行に関する細則

この細則については、一般社団法人 日本環境測定分析協会のホームページにある「計量証明事業における計量結果の電子交付の運用基準（ガイドライン）例示」を参照してください。

参照URL：<https://www.jemca.or.jp/wp-content/uploads/2019/01/e-measurement.pdf>

## 12. 記録の電子保存に関する細則

この細則については、一般社団法人 日本環境測定分析協会のホームページにある「計量証明の実施記録及び計量証明書の電子媒体による保存について」を参照してください。

参照URL：<https://www.jemca.or.jp/wp-content/uploads/2018/03/e-measurement-1.pdf>

## 11. その他の管理に関する細則

### 11.1 主旨

この細則は、事業規程第 14 条に基づき定める。

### 11.2 施設の管理に関する細則

#### ① 施設管理

測定・分析室は整理・整頓・修理を行い、常に清潔な状態を保つ。また、安全を考慮して各方面の関係法令を遵守し、〇〇株式会社〇〇事業所の定める各種社内規程により、次の内容を定期的に自主点検して、事故を防止するとともに災害発生時の被害を最小限に抑えるよう配慮する。なお、施設等の配置図を図 11-1 に示す。

- ・ 高圧ガスの取扱い
- ・ 電気設備の安全対策
- ・ 防火対策
- ・ 盗難対策
- ・ 防災対策

#### ② 公害防止

業務上発生する有害物質を含んだ排ガス及び排水等は、適切な方法により含有する有害物質を除去したうえで排出する。特に有害ガスが発生する分析作業は、排ガス処理装置を接続しているドラフト内にて行う。

- a. 排ガスはその含有する有害物質の種類により、(有機溶剤系は活性炭吸着、無機系はスクラバー洗浄等) 最適な方法で処理した後排出する。
- b. 排水はその含有する有害物質の種類により、(凝集沈殿、活性炭吸着等) 最適な方法で処理した後、pH を調整して排水する。
- c. 有害物質等が含まれた試料の廃棄に当たっては、その含有する有害物質の種類により区分し、信頼のおける適切な廃棄物処理業者と事前に契約して引き渡す。また、引き渡しまでの期間は安全、かつ、衛生的な保管に心がけるとともに、廃棄物処理業者への依頼内容を記録する。
- d. 分析作業によって生じた廃液は、その含有する有害物質の種類により分別し、適切な処理により含有する有害物質を除去してから排出するか、廃棄物と同様に廃棄物処理業者に引き渡す。さらに、悪臭・騒音・振動等の発生も最小限に抑える。

### 11.3 安全・衛生

日常の業務に当たっては事故が起こらないように常に注意を怠らない。また、社内における安全衛生委員会の指導に従ったうえで、安全で衛生的な作業を行うための施策を惜しまずに行い、安全に対する基礎的な知識を習得し、日常作業に際しての心得を身につけ、事故・災害発生時の処置等を学ぶことにより、無事故で作業を終えるように心がける。また、万一事故が発生したときは、適切な処置を施すとともに、速やかに関係者に連絡する。

なお、安全・衛生の詳細については、〇〇株式会社〇〇事業所の定めた「安全衛生管理規程」によるものとする。

#### 11.4 教育・訓練

環境計量士はもとより、技術的な作業に当たるもの全員が、その業務に際して常に研究的な姿勢で対処し、規律の向上及び問題点の解決のため、常に正確な知識を習得し、新しい技術を導入するよう心がける。

具体的には、年度ごとに教育・訓練計画（様式 11-1）を立案したうえで、各種講習会・セミナー・学会等へ参加し、また事業所内においても技術開発、研修会及びミーティング等を行い、受講又は参加した者には講習会参加・会議等記録報告書（様式 11-2）を提出させ、それを 5 年間保存する。また、その経過を各人別のリスト、実務経験記録簿（様式 11-3）に記載し、その者が在籍している期間保存する。

さらに、技術的な知見はマニュアル化を行い、多くの作業者がその技術を共有できるように対処する。

#### 11.5 会議

適正な計量を実施するために事業内容及び事業規程・細則等を見直し、環境計量業務委員会を設けて改善及び各種規程の検討を行い、記録を残すこととする。

#### 11.6 内部監査

事業所長は事業内容、事業規程・細則等について、適正に業務が遂行されているかを監査し、業務改善の参考とする。また、監査の実施は、事業所長の指示を受けた者に代行させることができる。

年 月 日 制定

年 月 日 改定



(様式 11-2)

講習会参加・会議等記録報告書

講習会・会議名		報告日	年 月 日	
開催年月日 及び時間	年 月 日 ( : ~ : )	報告者		
主 催		参加者		
開催場所				
(内 容)				
[関連資料・テキストの有無 ( )]				
(問題点・対応・方針等)				
(所見・措置)				
検印	事業所長	計量管理者	担 当 者	報告者

(記録保存期間：5年)



(様式 11-3)

実務経験記録簿

氏名		生年月日	昭・平	年	月	日
		入社年月日	昭・平・令	年	月	日
現職						
履歴：						
学位・資格・免許：						
入社後の主な経歴：						
受賞・罰則：						
所属学会：						

(記録保存期間：当事者在職期間)

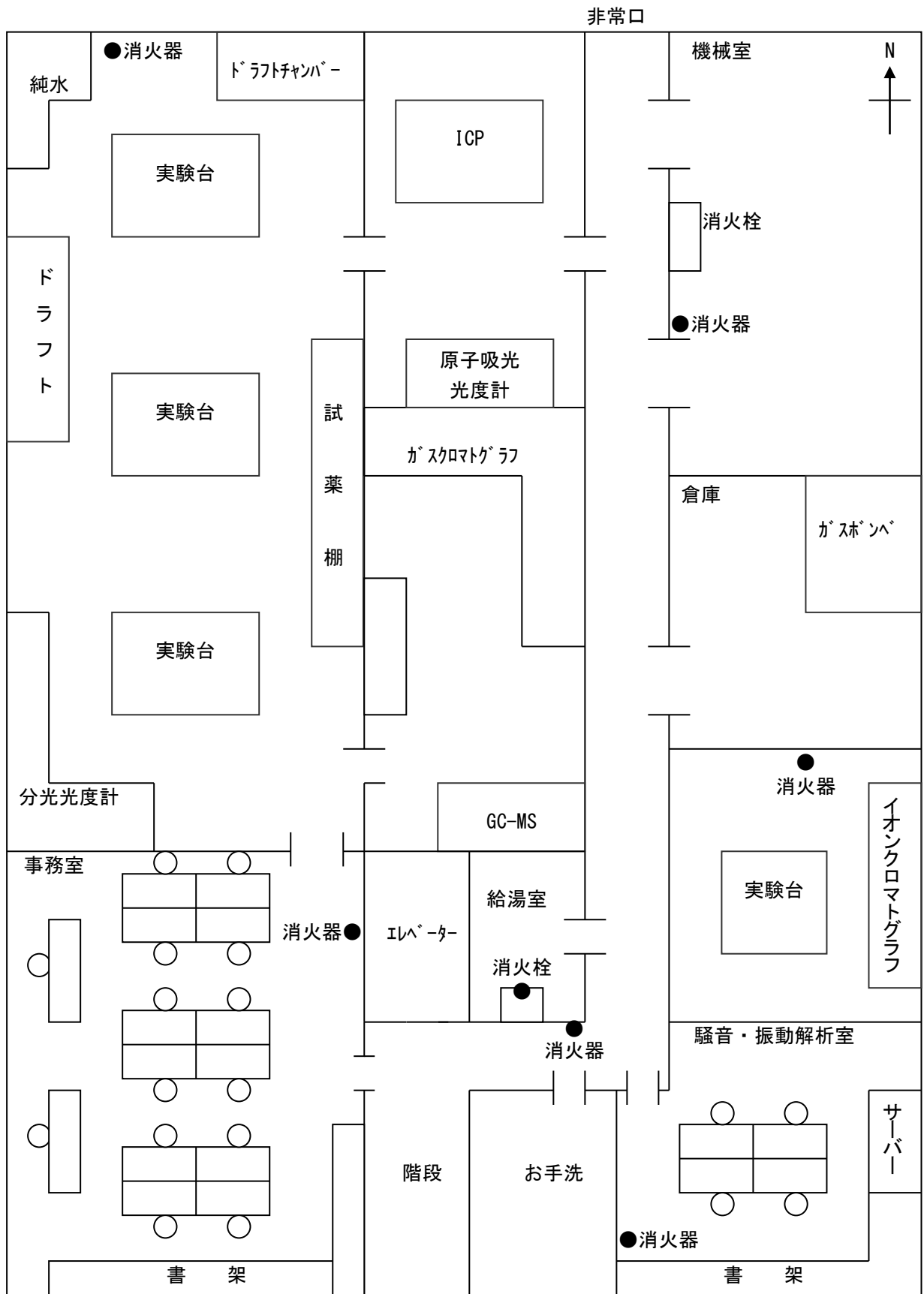


図 11-1 配 置 図

# 環境計量証明事業登録の手引き

令和3年7月発行

発行 大阪府計量検定所 検査課

大東市新田本町1-1番37号

電話 072-872-7877(ダイヤル)

FAX 072-872-6515

大阪府計量検定所ホームページ <https://www.pref.osaka.lg.jp/keiryo/>

